

第16回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (3月7日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	10
○報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第288号～議案第298号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○請願・陳情について	29
○散会の宣告	29

第2号 (3月8日)

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	32
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32
○事務局職員出席者	32

○開議の宣告	3 3
○諮問第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第 2 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 2 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第 2 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 2 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第 2 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 2 7 9 号、議案第 2 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 2 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 2 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 2 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 2 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 2 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 2 8 6 号、議案第 2 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○散会の宣告	5 8

第 3 号 (3月9日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 9
○事務局職員出席者	5 9
○開議の宣告	6 1
○一般質問	6 2
円 谷 寛 君	6 2
今 駒 隆 幸 君	7 6
根 本 重 郎 君	8 7
今 駒 英 樹 君	1 0 0
木 原 秀 男 君	1 0 9
○休会について	1 3 5
○散会の宣告	1 3 5

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	1 3 7
○本日の会議に付した事件	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○欠席議員	1 3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 7
○事務局職員出席者	1 3 7
○開議の宣告	1 3 8
○会期の延長について	1 3 8
○散会の宣告	1 3 8

第 5 号 (3月29日)

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 1
○欠席議員	1 4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○事務局職員出席者	1 4 2
○開議の宣告	1 4 3
○予算審査特別委員長報告（平成23年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	1 4 3
○常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 4 9
○鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議	1 5 1
○意見書案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○追加日程の報告	1 5 5
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○意見書案第36号～意見書案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 1
○閉議の宣告	1 6 1
○町長あいさつ	1 6 1
○閉会の宣告	1 6 2
○署名議員	1 6 3

鏡石町告示第3号

第16回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月2日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 平成23年3月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成23年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年3月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 報告第 58号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算
日程第 7 議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
日程第 8 議案第290号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第291号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計予算
日程第10 議案第292号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
日程第11 議案第293号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
日程第12 議案第294号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
日程第13 議案第295号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
日程第14 議案第296号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
日程第15 議案第297号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
日程第16 議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算
日程第17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷荘一君

11番 菊地栄助君

12番 小貫良巳君

13番 円谷寛君

14番 円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業 委員会 委員長	古川ますみ君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（今泉文克君） おはようございます。
ただいまから第16回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

- 11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

第16回鏡石町議会定例会会期予定表（案）平成23年3月7日（月）召集、日次、日、曜、
会議内容でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者あいさつ

- 議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

弥生、3月を迎えましたが、いまだに寒さの続く本日、ここに第16回鏡石町議会定例会を
招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、
まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましても、報告1件、諮問1件、条例の一部改正3件、一部事務組合規約
の変更1件、平成22年度一般会計を含めた各会計補正予算10件、平成23年度各会計予算11
件の、合わせまして27件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開
会に当たり、ごあいさつといたします。よろしくようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

- 議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、直ち
に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第113条の規定によって、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君、1番、根本重郎君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（今泉文克君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

なお、去る2月9日に鏡石町議会の議会活性化に向けた取り組みに対して、全国町村議会議長会会長より表彰状を授与いたしておりますので、改めてご報告を申し上げますとともに、議会活動に寄せる町民の皆様、そして関係の皆様の日ごろよりのご協力に御礼を申し上げます。

また、本定例会は、現定数14名の任期満了に伴う最後の定例会でありますので、議員皆様の活発なる質疑を願うものであります。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

前定例会以後に実施をいたしました例月出納検査につきまして、結果をご報告申し上げます。

初めに、平成22年11月分についてご報告申し上げます。

1、検査の対象、平成22年11月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年12月24日金曜日、午前9時53分から午後3時ちょうどまで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成22年12月分についてご報告申し上げます。

1、検査の対象、平成22年12月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年1月25日火曜日、午前9時53分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、平成23年1月分についてご報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年1月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年2月25日金曜日、午前9時55分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（今泉文克君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、10番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

○10番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成23年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会は、2月18日金曜日、午前10時より須賀川消防署本署議場におきまして会議を開きました。

議事日程第1号、第1、会期の決定であります。1日限りとし、第2、会議録署名議員の指名で9番、大倉雅志、11番、鈴木忠夫議員を指名しました。

第3、議案第1号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。市町村合併により、全市町村並びに一部事務組合に広域連合を加えるものと、組合議会議員、地方町村長の職にある者の定数を削減するものであり、配付資料1から3ページ記載のとおりであります。

第4、議案第2号 平成22年度須賀川地方広域消防組一般会計補正予算（第2号）であります。第1条で歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ4,374万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億2,840万2,000円とするものであり、大きな減額の要因は、当初、高規格救急自動車の2台の消防施設整備事業債4,630万円を予定しておりましたが、歳出予算の削減と、救急車1台の寄贈がありましたので、1台分の借り入れで済んだこと等によるもので、資料6、7ページ記載のとおりであります。

第5、議案第3号 平成23年度須賀川地方広域消防組一般会計予算であります。平成23年度の本組合の一般会計予算の総額は、第1条にありますように歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,610万円と定めるものであり、平成22年度当初予算と比較してマイナス2.2パーセント、4,230万円の減であります。詳細につきましては配付資料9ページ第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

以上、全議案を可決、承認をいたしまして閉会をいたしました。

なお、最後に組合管理者から議員の皆様等にもお願いをいたしまして、3月1日より全国火災予防運動が実施されております。そして6月1日からは、家庭用の警報器の義務化が実施されるようになっております。まだ家庭内の警報器の入っておられない町民の皆様、そして議員の皆様方にもお願いでありますので、この警報器の設置促進等をよろしく願いいた

します。

以上で須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（今泉文克君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、1番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

○1番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告を申し上げます。

去る平成23年2月18日金曜日、午後1時30分から会議が行われました。

中身につきましては、第1、会期の決定、本日限り、第2、会議録署名議員の指名、第3、議案第1号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、第4、議案第2号 平成23年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算について、2件とも全会一致で承認されました。

以上でご報告を終わります。

○議長（今泉文克君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

○11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） 報告を申し上げます。

平成22年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成22年12月27日月曜日、午前10時開議、議事日程第1号、改選後初めての会議でありまして、第1に議長の選挙が行われまして、須賀川選出の議員の広瀬吉彦氏が選挙の結果、当選されております。

追加議事日程（第1号の追加）で、第1、副議長の選挙は、私が当選させていただきました。

第2、引き続きまして第3、会期の決定は1日限りであります。

第4、会議録署名議員の指名、第5、議案第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、須賀川市の長谷部一雄氏に同意をいたしました。

第6、議案第11号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、部屋料の加算料の改定であり、原案のとおり可決しております。

以上で報告を終わります。

○議長（今泉文克君） 次に、陳情の処理経過報告について、地方自治法第125条の準用規定により平成22年度中における陳情についての処理経過及び結果の報告を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 平成22年度におけます請願、陳情についての処理状況についてご報告を申し上げます。

平成22年度中の報告に係ります陳情については1件でございました。処理状況報告書のとおり、陳情第32号、件名は鏡田42号線の道路整備についての陳情であります。提出者、高

久田区長、石井秀雄でございます。処理状況につきましては、本路線については、狹隘の上砂利道となっており、通行に不便を来していることは現況調査で把握できているが、本路線と接続する道路を管理している須賀川市に道路改良の計画について確認したところ、現時点においては予定はないとの回答であった。今後は、さらに須賀川市と協議を重ね連携して対応する。

以上のおり報告いたします。

○議長（今泉文克君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（今泉文克君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、先月には第62回全国町村議会議長会定期総会において、本町議会が全国町村議会議長会長表彰を受賞されたとの報告を受けました。心からお祝いを申し上げる次第であります。今回の受賞は、地域振興と住民福祉の向上に向けて、議会の活性化に努めたことが認められたことによるものであり、議員各位のご協力とご尽力に敬意を表する次第であります。

これまで鏡石町議会は開かれた議会を目指し、町のホームページに議事録等を掲示されたほか、庁舎ロビーにテレビモニターを設置し本会議の様態を気軽に視聴できるよう配慮、また対面式による発言席を設けるなど、先駆的な取り組みを行っており、さらに、議員定数削減など、数々の実績が認められての受賞であり、今後さらなるご活躍をご期待申し上げます。

本定例会は、議員の皆様にとりましては任期満了に伴う統一地方選挙の直前に当たり、任期最後の定例会となりますので、感慨もひとしおのものがあるかとお推察申し上げます。4年間、町政進展と町民福祉の向上のためにご尽力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、最近の世界情勢を見ますと、エジプトを初め中東諸国において民主化を求めて国民が暴徒化し、政権崩壊による混乱が続いているニュースのほか、ニュージーランドにおいてはマグニチュード6.3の直下型大地震で多くの日本人が犠牲となり、世界各国から派遣された援助隊による行方不明者の懸命の捜索と救助活動が行われている様子が、連日報道されたところでもあります。いまだに行方不明となられている方の一日も早い発見を願うとともに、

不幸にして犠牲となられました皆様のご冥福をお祈りいたします。

一方、国内においては年末年始にかけての大雪で多くの車両が国道をふさぎ、立ち往生したほか、鹿児島県と宮崎県の県境に位置する霧島連山の新燃岳が1月26日に189年ぶりに噴火、マグマが噴出し都城市を初めとする近隣の市町村が、火山灰により大きな被害に見舞われているという自然災害が発生いたしました。今でも活発な火山活動が続いており、被災地においては火山活動を気にしながらの毎日で、疲労が限界に達しているとも言われておりますので、一日も早く通常の生活に戻られ、安心して暮らせるようお願いいたします。

また同時に、宮崎県においては鳥インフルエンザ感染により、養鶏農家が多くの子を殺処分するとともに、防疫対策に追われ大きな被害が発生しておりますが、宮崎県は昨年、牛の口蹄疫問題で畜産農家に大きな打撃を与えているだけに、今回の養鶏農家を直撃した鳥インフルエンザはさらにダメージを与えるものとなっております、地元農家を初め関係者の皆様の元氣回復が一日も早く図られるようお願いいたします。

我が国の経済状況を見ますと、長期化するデフレに加え、一昨年来の世界同時不況の影響から脱し切れず、いまだに景気回復軌道は見えてこない状況にあり、さらに最近の急激な円高や海外経済の減速などもあり、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

また、先に述べたとおりエジプトやリビアなど、石油原産国である中東諸国の政治不安により原油価格が値上がり傾向にあり、今後の経済情勢にどう影響があるのか心配される所でございます。内閣府が2月21日に発表した月例経済報告においては、我が国の経済について景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとの基調判断を示しました。その背景には、輸出、生産は持ち直しの動きが見られ企業収益は改善し、設備投資においては持ち直しているとしております。また、雇用情勢については依然として厳しいものの、持ち直しの動きが見られ、個人消費はおおむね横ばいと見えています。

国においては、昨年10月に円高、デフレ対策のための緊急総合経済対策を閣議決定し、年末の臨時国会において約4.4兆円の補正予算が成立したところであります。この中には、地域活性化交付金として3,500億円が計上され、きめ細やかな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金として交付されたところであります。

本町におきましては、1月21日に招集された第13回臨時会において、本交付金事業についての補正予算を議決いただきましたが、今定例会においても追加交付金として関係予算を提出したところであります。本補正予算につきましては、地域経済活性化のための新年度事業と一体的にとらえ、切れ目のない、より効果的に活用されるようスピード感のある事業実施に努めてまいりたいと考えております。

国政においては、1月24日に招集された第177通常国会で、菅直人総理大臣が衆参両院本会議で、就任後初となる施政方針演説を行いました。演説では、国づくりの理念として貿易自由化を柱とする平成の開国、社会保障の充実など最小不幸社会の実現、政治改革などの不条理をただす政治の3項目を掲げ、社会保障と税の一体改革を初めとした重要政策について、与野党の垣根を超えて熟議することが必要と訴えました。

また、これまで取り組んできたコンクリートから人への基本理念を初め、新しい公共、未来への責任、地域主権改革などに取り組む決意を示したところでもあります。町といたしましても、住民生活に最も身近な基礎自治体として新年度予算の早期成立を初め、生活者支援対策の充実に期待したいと思えます。

次に、町における12月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、昨年10月に実施された国勢調査について、昨年末に県内の人口速報値が発表されましたが、福島県全体では前回の調査に比べ6万2,567人減少し、3パーセントの減少率となりました。本町においては72人増加し、1万2,818人となり0.6パーセントの増加率で、福島県内の増加市町村の中で第5位となりました。人口減少社会と言われ、県全体でも人口が毎年減少する中で人口の増加は、本町の置かれている地理的条件の優位性を初め、高速交通ネットワークの整備や子育て支援対策など、これまでの町づくり政策によるものではないかと考えているところではありますが、国においては地域主権の実現に向けた多くの取り組みが始まっており、さらに本町の持つ地域特性を伸ばしながら、進化する鏡石町の町づくりに努めてまいりたいと思えます。

昨年3月に初めて発表し好評を得ました特別栽培米、「牧場のしずく」を100パーセント使用した特別純米酒、「鏡の雫」が今年1月に完成し、1月4日の年賀交換会で新酒の発表をさせていただきました。今年の鏡の雫も、味も香りもまろやかでなめらかな上質のお酒となり、米のうま味と酸味のバランスのよい仕上がりぐあいとなっており、発売と同時に評価も上々、町の特産品としてその効果に多くの期待が寄せられております。

池ノ原地区内の酪農事業拡大の件につきましては、昨年9月以降地域の方々などからいろいろなご意見、ご要望や牛舎建設移転に関する反対署名簿の提出がありました。この間、町といたしましては問題点や課題の整理を初め、地域の方々とのかかわりや企業主との話し合いを行ってまいりましたが、今後も農業の振興と地域住民の方々の住環境などを総合的に考慮しながら対応したいと考えているところでもあります。

昨年10月末に仙台高等裁判所において判決がありました、境西団地内不同沈下に関する損害賠償請求事件につきましては、11月の第11回臨時会において、上告せず原告に損害賠償金を支払うことで補正予算の議決をいただき、結審したところでもあります。その後の境西団地の住人に対する対応につきましては、先月の定例全員協議会において説明いたしました。

とおり、団地内の各世帯に対しアンケート調査を実施し、その結果をもとに現地調査をする計画であり、今回の判決を真摯に受け止め、地域住民が安心して生活できるよう町として住民との信頼回復を基本に、問題解決に当たりたいと考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでおります、2年目を迎えました東北自動車道鏡石スマートインターチェンジの利用につきましては、1日当たり700台前後で推移しており、これまでの利用台数は71万台を突破いたしました。鏡石スマートインターチェンジは地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療の高度化など地域振興に大きな効果が期待されており、利用時間及び利用車種の拡大に向けて協議を進めているところでありますので、引き続き関係各位のご理解と利用促進にご協力をお願いするものであります。

社会資本整備総合交付金事業の中外線道路改良工事につきましては、予定の家屋移転が完了いたしました。また、高久田一貫線の補完道路として位置づけされている鏡田499号線道路改良事業につきましては継続事業として改良工事を実施しており、今年度予定した箇所改良工事が完了し、補正予算で計画いたしました工事につきましては繰越事業として4月末の完了に向けて工事を進めており、一部暫定供用を目指しているところであります。さらに、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線道路改良工事は、予定しておりました側溝敷設工事を施行したところであります。生活関連道路改良事業につきましては、安全性、利便性を図るために順次整備しているところであり、1月に補正予算として計上いたしました、きめ細やかな交付金による笠石鏡田線ほか舗装、補修工事につきましては繰越事業として6月末までに実施する予定であります。また、農道排水路改修事業につきましても、きめ細やかな交付金による補正予算として計上いたしました。工事につきましては、農作業に支障とならないよう配慮しながら整備していく予定であります。

国の直轄事業である国道4号鏡石拡幅事業につきましては、第一小学校の樹木の伐採工事が終了し、引き続き地下歩道工事の継続を予定しているとの報告がありましたので、さらに工事の早期完了と事業の推進を要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、地権者との合意形成を図り、仮換地の指定を行ったところであります。また、物件補償、街区道路築造工事及び面整備として粗造成工事に着手したところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、公共下水道事業計画変更認可申請に向けた業務委託を始め、大池第3マンホール設置工事が完了し、現在、共用開始に向けて準備を進めているところであります。

また、2月には鏡石駅東第1土地区画整理事業関連事業として、東町地内の管渠築造工事

を発注したところであり、これにより今年度計画いたしました工事につきましては、ほぼ発注が完了し、今後、関連事業と整備を図りながら完了に向けて取り組んでまいります。

上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業について本町、不時沼地区の耐震管への布設替工事が完了し、安全で安定した水の供給が図れるよう進めているところであります。また、上水道第5次拡張事業につきましては、南高久田地内導水管布設工事や旭町浄水場ろ過器増設工事等が順調に進捗しており、水道全般にわたる計画に向けて事業を推進しているところであります。さらに、有収率向上のための漏水調査業務委託を始め、旭町、桜岡浄水場の配水池等の清掃業務の発注を行い、維持管理運営に努めているところであります。

次に、町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、各種健診の診断結果をもとに個別相談、事後指導等を行うとともに特定保健指導における健康教室を実施し、自発的な健康づくりの実践を支援しております。

また、1月に補正予算で議決いただきました子宮頸がん予防ワクチン接種事業は、関係機関の準備が整い、3月1日から接種を開始いたしました。

児童福祉関係では、本年度から開始された子ども手当も最終、3回目の支給が終了し、延べ支給者数は1万8,886人、支給総額は2億4,551万8,000円となりました。また、認定こども園並びに町立保育所の次年度の入所児童の募集が終了し、合計186名の受け入れを決定し、現時点では待機児童は発生しない状況であります。

次に、介護保険の事業の運営状況であります。12月末現在の給付費総額は4億7,857万5,000円で、前年比2.33パーセントの増、延べ認定者数は3,955名で前年比2名の減とほぼ横ばいとなっており、1人当たりの給付額は増額しておりますが、3年度目の事業計画書を若干下回っている状況であります。

公共施設省エネ・グリーン化推進事業における勤労青少年ホームの太陽光発電設置及びペアガラス改修工事につきましては、2月中に両工事が完了し、発電及び売電を開始したところであります。今後は、二酸化炭素排出抑制に関するデータの蓄積と分析を行うとともに、地域温暖化対策の啓発に活用してまいりたいと考えています。

次に、活力づくりとしての産業の振興につきましては、食料自給率向上に向けて、国においては平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施されることになり、新たな水田や畑作物の生産に向けて制度が整備されたところであります。本町の平成23年産米については、国のペナルティー廃止の方針を受け、緩和され、平成22年対比で271.87トン、面積換算で49ヘクタールの増加作付となる目標数値が、福島県より配分されました。これを受けて各農家に生産目標数量の配分説明会を、2月28日から述べ4日間にわたり町内8カ所で開催し、水田農業ビジョン実施実現並びに水田畑作物所得補償交付金等の制度説明を行い、生産調整の実施について各農家へ協力を求めているところであります。

さらに、食の安全・安心と環境に配慮した生産活動が求められている今、農産物の生産についても地産地消や食育に合わせて、引き続き検討を加えてまいりたいと考えているところでもあります。また、将来の農業振興を図るための成田地区ほ場整備事業につきましては、平成25年度の完了に向けて工事も順調に進んでおり、区域内の農用地の有効利用と農業経営の改善に向けて、農地の集積や農作業の受委託などを推進しているところでもあります。

次に、工業の振興につきましては、南町地区工場用地造成事業につきましては予定どおり竣工したところでもあります。

次に、人づくりとしての教育、文化の振興につきましては、平成18年に改正されました教育基本法に基づき、人づくりは町づくりのスローガンのもと新しい時代にふさわしい人づくりを目指した体系的かつ効果的な教育行政を展開するため、鏡石町教育振興基本計画を策定し、今後の教育行政の指針となる方向性と施策を、総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。小・中学校の学習指導、生活指導について直接的な指導と助言を行う教育指導主事につきましては、指導力の向上並びに教育委員会と各学校との連携強化を図られ、各校長からも好評を得ているところでもあります。

さらに、今年度で3カ年が経過する学校支援地域本部事業、いわゆる学校応援団につきましては、延べ366名のボランティアにより延べ127回にわたり授業支援、学校行事支援などを行ってきたところであり、家庭、地域、学校の連携が着実に根づいてきたものと考えております。

生涯学習の推進につきましては、発足から2年が経過しました鏡石スポーツクラブの会の会員が620名となっており、県内に誇れるスポーツクラブとして県外から視察に訪れる自治体もあるなど、活動内容も充実しております。日ごろ運営に当たられる役職員の皆様のご努力に改めて感謝申し上げる次第であります。また、公民館事業としての各種講座につきましては全講座が計画どおり開催され、新規講座として開講しました野菜人づくり、ガーデニングづくりの2講座につきましても、好評のうちに終了いたしました。

1月9日に行われました成人式には、172名の新成人が参加し、厳粛の中に式が挙行されました。成人された皆さんには、自己の目標に向かって邁進されることを期待するものであります。

次に、地域づくりとして今年度から継続事業で進めている第5次総合計画策定事業につきましては、昨年10月に副町長を本部長とする策定本部を設置し、これまで町職員で構成するプロジェクトチームのほか、町民からの公募委員を含めた25人の町づくり委員会メンバーによる会議をそれぞれ4回ほど開催し、町の10年後を見据えた町づくりについて活発な意見交換をしているところでもあります。第5次総合計画につきましては平成24年度から平成33年度までの10カ年の長期計画で、今年12月の議会定例会に基本構想案を提案する予定で作業

を進めているところであります。

次に、平成23年度の予算の概要について申し上げます。平成23年度の予算編成に当たっては、最終年度となります第4次総合計画の基本理念であります「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、快適空間づくり、元気づくり、活力づくり、人づくり、地域づくりの5つの柱を基軸に各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

結果的には一般会計予算の総額では43億5,000万円と、前年度に比べ9,000万円、2.1パーセントの増と2年連続で40億円を超える増額予算となったところであります。また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては75億6,951万円で、前年度比2億4,465万円、3.1パーセントの減となりました。平成23年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算では43億5,000万円、国民健康保険特別会計予算13億1,002万円、後期高齢者医療特別会計予算8,666万円、介護保険特別会計予算6億2,260万円、土地取得事業特別会計予算303万円、工業団地事業特別会計予算9,259万5,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算1億2,000万円、公共下水道事業特別会計予算4億2,584万4,000円、農業集落排水事業特別会計予算6,215万3,000円、育英資金貸付費特別会計予算1,165万7,000円、以上の10会計の予算総額は70億8,455万9,000円となり、前年比2.8パーセントの減額予算となりました。

この予算編成の背景には、国の新年度予算が昨年12月24日の閣議において、一般会計総額で過去最大となる前年比0.1パーセント増、92兆4,116億円の政府予算案を策定し、現在、国会において審議されていることが挙げられます。国においては、新成長戦略の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現するため、地域主権戦略大綱や財政運営戦略による財政健全化への取り組みなど、無駄遣いの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策、効果の高い政策に重点配分を行う財源を確保することが必要であるとしています。

また、地方財政についても、国の財政運営の基本ルールと歩調を合わせる一方、歳入について地方交付税などの一般財源総額は平成22年度を下回らない水準で確保するとしています。しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示された新たな財政健全化の取り組みや、企業会計手法の導入に関する公会計改革により、今後の地方自治体において一般会計を初めとするすべての会計において、他に依存しない自立した財政運営に努めていく必要があることは言うまでもありません。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約3割強を占める町税については、法人町民税が依然として厳しい経済状況にはあるものの、町内企業の業績好転により33パーセント増の992万円、個人町

民税については前年比3.8パーセント減の3億5,545万円と見込み、町税総額では前年比2.1パーセント減の14億1,274万円を計上したところであります。さらに地方交付税については13.5パーセント、1億4,100万円増の11億8,600万円を見込み、繰入金については財政調整基金などから前年比12.1パーセント増の3億9,869万円を計上し、町債については臨時財政対策債が前年比26.4パーセント減額となるため1億900万円減の2億7,380万円を計上したところであります。

以上のとおり平成23年度においても自主財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担を考慮し適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講ずることに財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく改良したところであり、特に財政の健全化に向けて当初予算に町債の繰上償還のための予算を計上したところでもあります。

主な事業につきましては、進化する鏡石実行プロジェクトチームとして、私が選挙において掲げてまいりました駅においてみたくなる事業、通りを歩いてみたくなる事業、鏡石に住んでみたくなる事業の3事業を新事業として取り組むこととしております。

具体的な事業として主なハード事業の新規事業といたしましては、安全で安心な水の安定供給を図るための上水道第5次拡張事業として鹿島、東鹿島地内導水管布設事業に6,727万2,000円、鏡石駅東駐輪場増設事業に500万円、鏡石駅トイレ改築事業設計費に200万円、継続事業としては社会資本整備総合交付金事業として中外線道路改良工事などに9,100万円、土地区画整理事業として駅東第1土地区画整理事業に8,071万2,000円、成田地区ほ場整備事業に6,265万円、公共下水道事業に6,279万3,000円、生活関連道路改修事業に1,770万円などに取り組む予定であります。

主なソフト事業の新規事業としましては、田んぼアート事業に200万円、町のお宝発見隊に100万円、地域産業6次化推進事業に20万円、教科書改訂に伴う指導書整備事業に776万円、中学生よさこい踊り支援事業に160万円、財政の健全化に向けた地方債の繰上償還としての公債費に2,200万円、継続事業といたしましては、地球温暖化対策事業として住宅用太陽光発電システム設置補助事業に507万円、児童福祉事業として子ども手当支給事業に3億2,714万円、乳幼児、児童医療費助成事業として中学3年生までの無償化に6,400万円、農業振興事業として国営隈戸川土地改良事業の地元負担金の償還金に8,307万4,000円、児童福祉事業として子育て支援事業、放課後児童クラブ、集いの広場の開設に9,388万9,000円、認定こども園運営支援事業に8,145万円、地域生活支援事業として障害者地域生活支援事業に2,007万3,000円、農地・水・環境保全向上対策事業に582万4,000円、企業誘致奨励金交

付事業に3,271万2,000円、義務教育振興事業として特別支援教育事業に801万6,000円などに取り組む予定であります。

これら予定した事業を計画的に推進するためには、安定した自主財源の確保が基本であることから、財政基盤の確立に向けて、中・長期的な視点に立ち、戦略的な対応に努めるとともに第2次行財政改革大綱、いわゆる集中改革プランに基づき、さらなる行財政改革を推進し、コンパクトな町づくりを実践しながら、町民一人一人が幸せを実感できる町づくりを着実に進めるための所要の予算措置を行ったところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第50号の専決処分した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、6月30日に任期満了を迎えます中町在住の小森尚幸氏を再任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第274号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年10月1日から時限法として施行してまいりました出産一時金の額を、42万円として恒久化するための所要の改正であります。

議案第275号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地価の下落に伴い道路占用料を下方修正するための所要の改正であります。

議案第276号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年10月から管理しております旭町地内の定住促進住宅の家賃について、4階及び5階の上部階層にあきか見られることから、入居率を高めるために4階及び5階の家賃月額を減額するための所要の改正であります。

議案第277号 須賀川地方保健環境組合同約の変更につきましては、副管理者を1名から2名にするほか、事務所の所在地を現行に合わせて条文の整理をするものであります。

次に、一般会計及び各特別会計の補正予算について申し上げます。

議案第278号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましては、年度末による事業費確定による予算の整理と、国において成立しました補正予算のうち地域活性化・きめ細やかな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金事業に係る補正であり、主な歳出では総務費3,242万円、民生費3,197万9,000円、土木費の1,561万円の減額、教育費の798万1,000円の減額であります。

以上により、一般会計の補正予算の総額は3,515万3,000円となり、その結果、今年度予

算の累計は45億5,784万4,000円となりました。

主な歳入の財源につきましては町税が1,000万円、地方特例交付金750万8,000円、地方交付税2億2,162万円、県支出金783万9,000円などを充当するほか、基金繰入金を1億9,478万円減額するものであります。

特別会計補正予算のうち、議案第279号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、2,754万6,000円を追加し、療養給付費等増額に伴う予算を計上、議案第280号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については500万9,000円を追加し、療養給付費増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の予算を計上、議案第281号 介護保険特別会計補正予算（第3号）については685万2,000円を追加し、施設介護サービス給付費の増額にかかる予算を計上、議案第282号 土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については550万8,000円を追加し、境土地区画整理事業地内の保留地1区画の取得のための予算を計上、議案第283号 工業団地事業特別会計補正予算（第3号）については、南町地区工場用地造成工事の終了に伴う事業費の確定と、南部地区事業費にかかる繰り上げ償還にかかる予算を計上、議案第284号 鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、補助事業にかかる事業費の組み替えに係る予算を計上、議案第285号 育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）につきましては、新規貸付者減による事業の調整にかかる予算を計上、議案第286号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、駅東第1土地区画整理事業地内の管渠築造工事にかかる、補助対象事業の調整にかかる繰越明許費の計上、議案第287号 上水道事業会計補正予算（第4号）については、上水道第5次拡張事業の導水管、並びに排水管布設工事の見直しにかかる予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、報告第58号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第58号 専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第50号 専決処分書といたしまして、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき本年3月31日をもって福島地方行政事務組合を福島県市町村総合事務組合から脱退させ、あわせて福島県市町村総合事務組規約を変更するものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、指定された町長の専決処分事項により本年2月18日付専決処分したので報告するものであります。

このたびの専決処分の内容につきましては、福島県市町村総合事務組規約の一部を変更する規約につきましては、市町村合併に伴い現状に伴う内容にするため関係規定を改めるほか、当該解散に伴い関係部分を改めるものでございます。

附則におきましては、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組規約の規定は平成23年6月1日から適用すると、施行期日を規定したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

お諮りいたします。

報告第58号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

◎議案第288号～議案第298号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（今泉文克君） 日程第6、議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算から日程第16、議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、議案第288号から議案第298号までの11件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算から議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計についてご説明を申し上げます。

別冊一般会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,000万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページの第2表といたしまして23農業経営基盤強化資金利子補給事業及び中小企業制度資金利子補給事業について、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、同じく6ページの第3表といたしまして県営成田地区経営体育成基盤整備事業費ほか3件について、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条の一時借入金につきましては、借入最高額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」によりまして歳入歳出予算の概要につきまして、各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款町税として14億1,274万3,000円、2款地方譲与税として8,300万円、3款利子割交付金につきまして300万円、4款配当割交付金として100万円、5款株

式等譲渡所得割交付金として30万円、6款地方消費税交付金として1億1,000万円、7款自動車取得税交付金として1,500万円、8款地方特例交付金として1,800万円、9款地方交付税として11億8,600万円、10款交通安全対策特別交付金として200万円、11款分担金及び負担金として3,800万1,000円、12款使用料及び手数料として6,004万6,000円、13款国庫支出金として4億1,954万円、14款県支出金として2億4,235万2,000円、15款財産収入として252万9,000円、16款寄附金として2,000円、17款繰入金として3億9,869万9,000円、18款繰越金として1,000万円、19款諸収入として7,398万8,000円、20款町債として2億7,380万円、合わせまして歳入合計は43億5,000万円でございます。

4ページ、次に歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款議会費として7,649万8,000円、2款総務費として4億8,683万5,000円、3款民生費として11億8,066万4,000円、4款衛生費として3億645万1,000円、5款労働費として541万6,000円、6款農林水産業費として2億9,009万6,000円、7款商工費として1億1,021万6,000円、8款土木費として4億7,430万9,000円、5ページにまいりまして9款消防費として2億685万2,000円、10款教育費として4億8,430万7,000円、11款災害復旧費として6,000円、12款公債費として6億9,471万4,000円、14款予備費として3,363万6,000円、合わせまして歳出合計は43億5,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,002万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明を申し上げます。

第2条の一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用範囲を定めるものでございます。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。2ページでございます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款国民健康保険税として3億5,407万円でございます。2款国庫支出金として3億4,882万4,000円です。3款療養給付費交付金として4,608万9,000円です。4款前期高齢者交付金として2億2,456万7,000円です。5款県支出金として6,376万4,000円です。6款共同事業交付金として1億7,906万9,000円です。7款財産収入として7万

5,000円です。8款繰入金として7,283万3,000円です。9款繰越金として2,000万1,000円でございます。10款諸収入として72万8,000円でございます。合わせまして歳入合計は13億1,002万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款総務費として967万5,000円、2款保険給付費として8億2,464万円、3款後期高齢者支援金として1億7,912万4,000円、4款前期高齢者納付金として52万1,000円、5款老人保健拠出金として1万2,000円、6款介護給付費として8,584万8,000円、7款共同事業拠出金として1億6,729万6,000円、8款保健事業費として2,974万8,000円、9款基金積立金として7万4,000円、10款諸支出金として208万2,000円、4ページにまいりまして11款予備費といたしまして1,100万円、合わせまして歳出合計は13億1,002万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、29ページをお開き願います。

議案第290号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,666万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、30ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料として6,785万2,000円、2款使用料及び手数料として1,000円、3款繰入金として1,820万3,000円、4款繰越金として1,000円、5款諸収入として60万3,000円、歳入合計といたしまして8,666万円でございます。

次に、歳出の部です。歳出につきましては、1款総務費として200万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金として8,395万3,000円、3款諸支出金として60万1,000円、4款予備費として10万円でございます。歳出の合計といたしましては8,666万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開き願います。

議案第291号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出それぞれを6億2,260万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明を申し上げます。

第2条の一時借入金につきましては、一時借入金の借入最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、44ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款保険料として1億1,820万8,000円でございます。2款分担金及び負担金として98万8,000円でございます。3款国庫支出金として1億4,436万4,000円です。4款支払基金交付金として1億7,996万9,000円でございます。5款県支出金として9,300万円でございます。6款財産収入として1,000円です。7款繰入金として8,606万2,000円でございます。8款諸収入として7,000円でございます。9款繰越金として1,000円です。歳入合計は6億2,260万円でございます。

次に、歳出の部です。

歳出につきましては、1款総務費として951万5,000円、2款保険給付費として5億9,589万6,000円、5款地域支援事業費として1,673万円、6款基金積立金として2,000円、7款諸支出金として15万3,000円、9款予備費として30万4,000円でございます。歳出合計は6億2,260万円でございます。

以上、計上させていただきました。

69ページをお開き願います。

議案第292号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ歳入歳出330万円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、次ページ、70ページからの第1表によりまして各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。70ページでございます。

歳入につきましては、1款財産収入として5,000円、2款繰入金として299万5,000円、3款繰越金として3万円、歳入合計は303万円でございます。

次に、歳出の部です。

歳出につきましては、1款総務費として2万5,000円、3款諸支出金として300万1,000円、4款予備費として4,000円、歳出合計は303万円でございます。

以上、計上させていただきました。

81ページをお開き願います。

議案第293号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

す。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,259万5,000円と定めるものでございます。予算の概要につきましては、次ページ、82ページより各款別にご説明を申し上げます。82ページです。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款財産収入として4,226万4,000円、2款繰入金として1,000円、3款諸収入として1,000円、4款繰越金として1,000円、5款使用料及び手数料として5,032万8,000円、歳入合計は9,259万5,000円でございます。

次に歳出の部です。

歳出につきましては、1款総務費として3,687万9,000円、2款事業費として5,471万6,000円、4款予備費として100万円、歳出合計は9,259万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、97ページをお開き願います。

議案第294号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,000万円と定めるものでございます。

第2条の地方債につきましては、100ページの「第2表 地方債」といたしまして区画整理事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。予算の概要につきましては、98ページ、第1表により各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款繰入金として7,119万8,000円です。2款繰越金として1,000円です。3款国庫支出金として2,750万円でございます。4款諸収入として1,000円です。5款町債として2,130万円、歳入合計は1億2,000万円でございます。

次に、歳出の部です。

歳出につきましては、1款事業費として1億716万2,000円、2款公債費として1,254万2,000円、3款諸支出金として1,000円、予備費として29万5,000円、歳出合計は1億2,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

115ページをお開き願います。

議案第295号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,165万7,000円と定め

るものでございます。予算の概要につきましては、116ページ、第1表によりご説明を申し上げます。116ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款繰入金として2,000円、2款財産収入として7,000円、3款諸収入として1,164万6,000円、4款寄附金として1,000円、5款繰越金として1,000円、合わせまして歳入合計は1,165万7,000円となります。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金として732万円、2款基金積立金として433万6,000円、3款諸支出金として1,000円、合わせまして、歳出合計は1,165万7,000円となります。

以上、計上させていただきました。

次に、127ページをお開き願います。

議案第296号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,584万4,000円と定めるものです。予算の概要につきましては、後ほど各款別にご説明を申し上げます。

第2条の債務負担行為につきましては、130ページの第2表、債務負担行為といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、130ページ「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の起債限度額、起債方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

次に、128ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について、各款別にご説明を申し上げます。

まず、歳入の部です。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金として555万6,000円、2款使用料及び手数料として1億1,898万1,000円、3款国庫支出金として2,000万円、4款県支出金として40万円、5款繰入金として1億4,620万5,000円、6款繰越金として1,000円、7款諸収入として10万1,000円、8款町債として1億3,460万円、合わせまして歳入合計は4億2,584万4,000円でございます。

次に、歳出の部です。

歳出につきましては、1款総務費7,249万2,000円、2款事業費9,013万3,000円、3款公債費2億6,165万3,000円、4款諸支出金1,000円、5款予備費156万5,000円、合わせまして

歳出合計は4億2,584万4,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

147ページをお開き願います。

議案第297号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,215万3,000円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、150ページの第2表、債務負担行為といたしまして水洗便所改造資金利子補給金ほか1件の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、150ページ「第3表 地方債」といたしまして資本費平準化債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に148ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要について、各款別にご説明を申し上げます。148ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金として10万7,000円、2款使用料及び手数料として818万8,000円、4款繰入金として4,225万7,000円、5款繰越金として1,000円、7款町債として1,160万円、合わせまして歳入合計は6,215万3,000円となります。

次に、歳出の部でございます。

歳出につきましては、1款総務費として2,101万2,000円、3款公債費として4,057万9,000円、4款諸支出金として1,000円、5款予備費として56万1,000円、合わせまして歳出合計は6,215万3,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

165ページをお開き願います。

議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量につきましては、総水戸数4,275戸、年間総給水量135万7,262立方メートル、1日の平均給水量を3,719立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部は、第1項営業利益2億3,878万7,000円、第2項営業外収益672万2,000円、第3項特別利益1,000円として、水道事業収益が2億4,551万円、支出の部は、第1項営業費用1億7,187万8,000円、第2項営業外費用3,229万7,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費4,123万5,000円の合計として2億4,551万円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入および支出につきましては、資本的収入の合計を1億1,000万円、資

本的支出の合計を2億3,944万7,000円と定め、その不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

166ページをお願いいたします。

第5条の企業債につきましては、石綿セメント管更新事業費と第5次拡張事業費について起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条の一時借入金につきましては、限度額を2,000万円とし、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる場合を定めるものでございます。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条においては、棚卸資産の購入限度額を515万2,000円と定めるものでございます。

以上、平成23年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算案について概要をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、平成23年度鏡石町各会計予算11件については、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成23年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、根本重郎君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君、8番、木原秀男君、10番、深谷荘一君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の13名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前 11時45分

開議 午後 零時07分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成23年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に12番、小貫良巳君、同副委員長に6番、柳沼俊行君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（今泉文克君） 日程第17、請願・陳情についてを議題といたします。

陳情第41号及び陳情第42号は、会議規則第89条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時08分

平成23年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年3月8日(火)午前10時開議

- 日程第 1 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 議案第274号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第275号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第276号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第277号 須賀川地方保健環境組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第278号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第279号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第280号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第281号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第282号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第283号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第284号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第285号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第286号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第287号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君

7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税務町民課長	高 原 芳 昭 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長	圓 谷 信 行 君	上下水道課長	関 根 学 君
教 育 長	高 原 孝一郎 君	教 育 課 長	吉 田 賢 司 君
会 計 管 理 者 長	八 卷 司 君	農 業 委 員 会 長	飛 沢 栄四郎 君
兼 出 納 室 長	吉 田 栄 新 君	農 事 務 局 長	西 牧 英 二 君
教 育 委 員 会 長	古 川 ますみ 君	選 挙 管 理 長	
農 業 委 員 会 長		委 員 会 委 員 長	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（今泉文克君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（今泉文克君） 日程第1、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

- 議会事務局長（面川廣見君） [諮問第5号を朗読]

- 議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員であります小森尚幸氏が6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

小森氏は、平成20年7月から1期3年間委員としてお務めいただいております。人格にすぐれ、地域住民の信頼が厚く、引き続き人権擁護委員として推薦したいので議会の皆様方のご意見を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

◎議案第274号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第2、議案第274号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第274号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第274号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は平成21年10月1日から暫定的に引き上げておりました出産一時金の42万円につきまして平成23年4月から恒久化されることに伴う所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、6ページにご説明申し上げます。

鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

鏡石町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条中「40万円」を「42万円」に改める。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

ご審議をいただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ただいまの議案について若干お尋ねをいたしますが、42万円というのは実質的に今までも出ていたお金なんですね。今、少子化対策としていろんな施策が講じ

られているんですけれども、例えばこれ、45万円にするには財源がどのくらい必要なんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員、円谷寛議員の質問にご答弁申し上げます。

現在42万円を支給しておりますが、暫定的に4万円を21年から引き上げさせていただきましたが、この4万円のうち2万円につきましては、この暫定措置として国庫補助ということで対応しておりますが、23年4月からはこの4万円のうちの1万円につき国庫補助ということで、残りの3万円につきましては、地方財政措置と国保ということで対応する予定になっております。5万円につきましてはここで若干引き上げることになれば当然、1万円につき、4万円のうち1万円の国庫補助ということでございますので5万円を引き上げるとことは4万円が地財と国保という形になってくるかと思いますが、現時点で平均年間の国保での出産対応が25件程度予定しております、4万円分が掛ける25件で支出がふえるという形になるかと思いますが、現時点で4万円でございますが、恒久化という段になった背景には、出産費用につきまして47万円という全国平均が出ておったことから、このたび暫定として42万円をもとに戻すという状況にはならないだろうという判断から、このたび暫定を42万円をそのまま恒久化するという背景に至った内容でありまして、一応必要としては25件、平均的な形からすればその4万掛ける25件ということの必要額がふえてくる形になるかと思いますが。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） この出産一時金については、大分、毎年というか産む人にとっては大変大きな家庭的な支出ということで、子供を産む家庭についてはこれだけでは足りない一面があるんですけれども、国民健康保険ではこうであるが、社会保険との差額というのはこれは幾らぐらいになっているか、その辺を伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） 6番議員の質問にお答え申し上げます。

国民健康保険、今現在暫定的に42万円ということで、恒久化が42万円になるということ

でございますが、社会保険につきましても同様額の支給額になっているというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第274号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第275号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第3、議案第275号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第275号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第275号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

今回の改正につきましては、道路占用料は地価に対する賃料水準を基礎としております。

算出基礎となる地価水準、いわゆる固定資産税評価額は近年毎年下落しております。こうしたことから地価に対する賃料水準の変動を反映させるため、適正なものにするということをございまして、てきめんに見直しを行うものでございます。また、平成20年4月1日の道路法施行令の改正によります関係区分の明文化によるもの、さらには福島県道路占用条例に準拠するものでございます。

今回の改正する内容につきましては、道路占用料徴収条例の一部、第2条関係でございます。占用料の額の修正を別表によるところの額に改正するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成23年4月1日から施行する。また、経過措置といたしましては、改正後の規定につきましては、この条例の施行日以降の占用期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用期間に係る占用料の額につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議賜りまして議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第275号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第276号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第4、議案第276号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第276号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

[総務課長 木賊正男君 登壇]

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第276号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

このたびの鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年10月1日から施行となりました鏡石町定住促進住宅に係ります家賃月額につきまして、4階と5階の上層階において空き部屋があることから、現行の4万1,200円から、4階につきましては3,000円を減額、5階につきましては6,000円を減額し、入居率を高めるための所要の改正でございます。別表1の家賃の月額について5階を3万5,200円に、4階を3万8,200円とするものでございます。

また、附則第6項につきましては、平成21年に町が取得する以前に雇用促進住宅として入居されていた方に対する時限措置として規定してありました家賃の特例規定についての改正であり、4階、5階について同様の改正をするものでございます。

附則につきましては、本条例改正の施行期日を平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

今回の改正により、現在入居する方々の減額適用額を試算いたしますと、入居世帯数52世帯のうち減額対象世帯は13世帯となり、年間57万7,200円の減額となる見込みでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番（円谷 寛君） ただいまの説明で、今までも全協や何かで説明を受けてきたから我々は聞いてはきたんですけども、ただ新しく私はちょっと矛盾を感じているんです。と

というのは、この4階、5階が空き部屋だからそれを入居促進するためにそこを家賃を下げるというのは一理あるんですけれども、もうちょっと深く、私も考えが足りなかったんですけども、この4階、5階というのは例えば足の悪い人なんかは使えないんですよ。そうすると、そういう身体障害者などは高い家賃の下階に入らざるを得ない。だからこれからの検討課題として私が申し上げたいのは、町の公営住宅法などの適用ならない低所得者に対する扱いもできない住宅ではございますが、一応町の財産である住宅を対応するわけですからその場合において身体障害者などに対して、きめの細かい対応をこれからやっぱり考えていただかないと非常にふぐあいなことが生じるのではないかと。これからの検討課題としてでございますが、その辺の考えもひとつお伺いしておきたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

13番議員のご理解のとおり、本町には定住促進住宅のほかに町営住宅もございます。このような形で4階、5階ということで、当該建物につきましては、エレベーターもない建物でございますので、今おっしゃられたようないわゆる弱者の皆さんに対する配慮が一部欠けているところは承知してございますが、そのような形の住宅につきましてはの整備、これから検討する余地があるなというふうに感じてございますので、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第276号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第277号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、議案第277号 須賀川地方保健環境組合規約の変更についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第277号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

[健康福祉課長 今泉保行君 登壇]

○健康福祉課長（今泉保行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第277号 須賀川地方保健環境組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、須賀川地方保健環境組合の事務執行に当たり、構成市町村における情報の共有確保と迅速な意思決定を図る上から構成市町村長が執行機関に属する組織にするため、副管理者を1人から2人体制に改正しようとするものであります。また、組合事務所の位置を現状に則した形で整理するため、須賀川市八幡町135番地から須賀川市森宿字ビワノ首43番地1に改正するものであり、須賀川地方保健環境組合の規約を次のとおり変更することについて異議のない旨、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

須賀川地方保健環境組合規約の一部を改正する規約。

第4条は組合事務所の位置を定めるもので、八幡町135番地を森宿字ビワノ首43番地1に改めるものであります。

第5条は組合議会に関する条項で、第1項中、市町村の長（管理者、副管理者）及び当該を削り、組合議会は市町村の議会において選挙されたもののみを充てるとするものであります。

第6条は議員の任期に関する条項で、市長村長の文言を削るものであります。

第11条は執行機関の組織及び選任方法に関する条項でありまして、副管理者を2人に改め、鏡石町長と天栄村長とし、第3項に管理者に事故あるときまた、管理者が欠けたときの規定を追加するものであります。

また、別表第1の組合議会の選挙すべき議員の定数に関しまして、天栄村を加えるものであります。

附則としまして、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方保健環境組合の規約の規定は平成23年7月1日から適用するとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第277号 須賀川地方保健環境組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第278号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第6、議案第278号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第278号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第278号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）に

つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

14ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、年度末を迎えた事業費及び財源確定による予算の整理と国の平成22年度補正予算における住民生活に光をそそぐ交付金、第2次交付分事業に係る予算及び繰越明許に係る経費が主なものでございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,784万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、18ページの第2表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業の限度額を10万円、町道整備事業費の限度額を1,140万円ともに減額するものであります。

第3条の繰越明許につきましては、19ページの第3表といたしまして、3款民生費、1項社会福祉費の公用車（福祉車両）購入事業のほか6事業を翌年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

詳細につきましては、20ページからの事項別明細に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきましてご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 13番議員の円谷ですが、今、副町長の説明をいただきまして、二、三質問をさせていただきます。

第1点は、37ページの1番下段にあります負担金補助及び交付金の中に、稲WC S事故品補償の町負担金ということで、過日これも全員協議会で説明をいただきましたが、その後いろんな整理をしていった上でお聞きしたいことがございます。

まず、第1点は、3者でこの損害を弁償し合うということだったわけです。その3者分担金の内訳、農協さんもこの間総代協議会で聞きしたら40万円ほど出していると聞いたんですけども、あとは生産者ですね、この負担金はどういう内訳になっているのか。

もう1点は、やはりこれだけの損害を生じたわけですけども、いったい責任の所在はどこにあるのかということを確認しておかないと、これからまた発生をして無駄な損失を生じることになると思いますので、その辺をどういうふうに整理したのかを確認します。

もう一つは、これも全員協議会で私もちよっと話をしたんですけれども、このカビの生えた四百数十本のわらというのは堆肥とか何かにしても非常に有用なものではないかというふうに、米の実そのものも入っているわけですから、かなり栄養価の高いものですから、発酵、上手にさせれば肥料価値なんかも相当高いと、こういう面で処分をどういうふうにされたのかをお尋ねをいたします。

この3点について、今の問題を確認しています。

それから変わりまして、10款教育支援の中の学校林の防風林の伐採工事が257万5,000円という減額の補正になっているんですけれども、かなり金額が大きいものですから、これ請け差なのかあるいは別のほうから金が来たのか、その辺をお尋ねします。

以上です。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） 13番議員の質問のご答弁を申し上げます。

37ページのWC Sの事故品関係についてでございます。

その中の最初の質問のほうで、3者での弁償の内訳ということでございまして、事故品につきましても、過日の全員協議会でもご説明申し上げましたが、全体で461ロールのカビが発生したということで被害金額の合計が122万835円となっております。この中でWC Sの生産組合のほうでいろいろの不測の事態に備えまして積み立てをしておりました。21年度の積み立てが12万8,086円、22年度分が19万2,350円、これらの合計32万436円を当然この事故に充てるということでございまして、その残りについて生産者、町、農協のほうで3者で負担しようというふうなことで話し合いを行いまして、結果としまして生産者につきましても互助会の21、22年度を充てましたので残金については平米1円の負担ということで19万4,930円、それからその残りについては町と農協が半分ずつということで町のほうが35万2,734円、農協のほうが35万2,735円というふうな内訳になってございます。

それから、その責任の所在ということでございますが、今回の事故につきましても、昨年の異常気象が大半と、それからその異常気象で田んぼからロールを上げるのが遅くなった部分などでカラスによって穴があいてしまってカビが発生しているというふうな状況でございまして、自然災害については、今後23年度は今まで以上に水分とか刈り取り時期などについて適正な時期に行うというようなことでそれぞれ生産者に注意をしていただくということと、普及所、農協がそれらの指導を徹底するというふうなことを対策として考えております。また、カラスにつきましても、一定の場所が非常に多いというところがございますので、そういうところも含めてロールができたらずぐ搬出をするということでこれらの事故については

防いでいきたいというようなことで考えておりました、特に責任についてはそれぞれ自然というふうな中身でございますので、個々の生産者、関係者が注意を今後払って対策をしていきたいというふうに考えております。

それからカビの発生した堆肥の処分についてでございますが、過日の全員協議会のほうでも一応いろんな対処の仕方とか提案をいただきましたが、やはり質問にもございましたが、堆肥という形での処分というふうな方向に今のところなっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 教育課長、吉田賢司君。

〔教育課長 吉田賢司君 登壇〕

○教育課長（吉田賢司君） 1 小西側防風林の関係の補正予算についてご説明申し上げます。

この補正予算の257万5,000円の減につきましては、まず第1点の理由といたしまして、国道工事の伐採に時期を同じくいたしました結果、その共通経費として重機の運搬代、交通整理員あるいはその他取り付け道路等の工事費について、諸経費等について、軽減ができたということでございます。さらに伐採林に係る除根の費用でございますが、当初見積もりで大体120トンというふうな見積もりをしておりましたが、実績といたしまして100トンであったというようなことでその分の廃棄物処分量も軽減されたということで今回補正になったわけでございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 産業課長の答弁では堆肥化をしたということまではわかりましたが、460個というわら、稲の実も入ったわらですね、何かちょっと値段はつかなかったのかその辺をお伺いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどのWCS関係での堆肥の処理の関係での値段がつかなかったということでございますが、これらを処分しますと費用が発生するというようなことで、それについて堆肥化を図っていただく関係から今回については値段については発生してございません。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております278号議案19ページの繰越明許費の中の民生費、住民生活に光をそそぐ交付金事業の中の公用車、福祉車両の購入とありますが、どんな車両かその中身、それから活用方法等についてちょっとお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

繰越明許費の中の福祉車両の件でありますけれども、こちらにつきましては、現在1台所有しておりますいわゆる車いす搭載車両の更新と、さらに新規として車いす登載ができるような車両を1台というようなことで2台を考えているところでございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 34ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、2目の児童福祉費、4目の保育所費ですか、384万円の減額でございますが、その中の説明の欄で7番目の賃金で臨時保育士の賃金ということで400万円の減額になっておりますけれども、これ、何名分なのか。また、新年度につきましては今のところ待機児童者がなしということで大変結構なことではございますけれども、今、何人体制でやっているのか、職員合わせて臨時含めて何名でやっているのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

保育所費におきます臨時職員の賃金の減額でありますけれども、こちらにつきましては、産休代替職員の臨時職員の1名、さらには入所予定者を見込んでおりましたが、入所数が少なかったことによりまして臨時職員1名、合計2名の賃金の減額になっております。

現在の職員の関係でありますけれども、臨時職員につきましては17名、それで正規職員入れまして26名の職員体制となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 先ほど、14番議員の質問の中にあつた住民生活に光をそそぐ交付金事

業の福祉車両の購入事業は理解したんですけれども、今回補正に出た31ページ、あと33ページ、ここの中にやはり今回補正で上がりました備品購入費、公用車ということで160万円、そして同じく次のページの、これは老人福祉費で住宅高齢者福祉事業の中の公用車の購入、この2台はさっきの説明とは多分違うと思うんですね。その中で年次計画でこういうのは入れているのかなと思うんですけれども、実際今までの車両はどのぐらい年数で、走行距離なんかはどんな状況なのか、それでどんなものを購入するのか伺っておきます。

もう1点は、35ページの児童福祉費の中の、これは国庫補助が削減されたんですけれども700万、これについては当初見積もりより大きな減額があったんですけれどもこの内容について伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の福祉車両につきましては、ただいまおっしゃられますように高齢者関係、さらには障害者関係ということで予算をそれぞれの項目に上げさせたところであります。現在の福祉車両と言われております車いす搭載できます車両については15年程度の経過がしておりますが、若干走行距離につきましては把握おりませんので後でご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、子ども手当の700万円であります。こちらにつきましては当初、いわゆる中学生の分につきましては、年間4,400人というような見込みでございましたが、現実的な実績としまして4,000人というようなことで、当初の見込み、若干多く見込んだところであります、それらの実績に伴う減額の700万円となっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第278号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いた

します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第279号、議案第280号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第7、議案第279号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第8、議案第280号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第279号及び日程第8、議案第280号の2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第279号議案、第280号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第279号及び議案第280号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第279号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。このたびの補正につきましては、保険給付であります療養費等の増加等が生じたことから既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,754万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,874万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、54ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（高原芳昭君） 次に、議案第280号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。こちらにつきましては、保険料軽減に対します公費補てんであります保険基盤安定繰入金が増加したことにより既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,712万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、68ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（高原芳昭君）** 以上、2議案一括してご説明申し上げました。ご審議をいただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長（今泉文克君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○**6番（柳沼俊行君）** 健康保険税の健康保険事業、年度末に入るわけですが、保険基盤安定繰入金、一般会計から入れる金額なんです、特に中でも一般会計からの軽減税分の負担、これは国保、介護、後期高齢者含めてここに係って入ってくるわけなんです、大体年度末で年間一般会計からこの軽減分はどのぐらいいくようになるのか伺っておきます。

○**議長（今泉文克君）** 執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○**税務町民課長（高原芳昭君）** 柳沼俊行議員の質問にご答弁申し上げます。

一般会計からの繰入金で軽減分ということでございますが、大変申しわけありません、総額について今ちょっと持ち合わせてはなかったんですが、この負担ということでこの保険税の軽減分については負担割合がございまして、国が2分の1、県が2分の1、町が4分の1ということでの負担割合になっておりますので、総額につきまして町負担分については後にご説明を申し上げたいと思います。大変申しわけありません。

○**議長（今泉文克君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

初めに、議案第279号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第280号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第281号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第9、議案第281号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第281号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第281号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、事業費の見込み額等を踏まえた補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,914万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 以上、提案理由についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

○12番（小貫良巳君） ただいま上程されました議案第281号について1問だけ質問させていただきます。

歳出になるんですが、81ページの施設介護サービス給付費の欄なんですが、居宅サービス、あとは地域定着型サービス、予防サービスというすべてのサービスが減額になっているんですが、施設介護のみが増額になっているんですね。その増額の分はサービスの利用の増額なんだか、あと、対象者の増額なんだか、その辺を詳しくちょっと説明を聞きたいと思います。以上であります。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の施設介護サービス給付費の増額であります。ただいまご質問にありましたように施設利用者数の増加に伴う給付の増加となっております。年々施設に入ります方の数がふえておりましてそれに伴い、年々増加しているような傾向にあります。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

○12番（小貫良巳君） その対象者の増と今、説明があったんですが、ちなみに今年度の増加した人数分かればお願いしたいんですが。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度22年度につきましては、現時点でまだ1月期までの集計というような状況であります。昨年度と比較しまして3名の増加となっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第281号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第282号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第10、議案第282号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第282号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第282号 鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、境区画整理事業地内の保留地1区画の取得のための補正予算であり、第1条におきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、92ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（木賊正男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第282号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第283号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第11、議案第283号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第283号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第283号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、南町工場用地造成工事関係の事業確定及び南部地区造成工事等の償還金を一部繰り上げするための補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,190万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,677万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、98ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫忠男君） 以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第283号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第284号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第12、議案第284号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第284号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第284号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、第1工区において仮換地指定に伴う地権者との合意形成が整いまして、それに伴いまして補償費におきまして現予算の範囲の中で事業費の組み替えをするものでございます。また、これに伴いまして、事業費の繰り越しを行うもので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越す経費は第2表によるものでございます。

詳細につきましては、104ページで説明したいと思います。

104ページになります。

1 款事業費、1 項事業費、1 目事業費でございまして、委託料の600万円、これは設計費から補償費に600万円を振り替えるものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第284号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第285号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第13、議案第285号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第285号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

〔教育課長 吉田賢司君 登壇〕

○教育課長（吉田賢司君） ただいま上程されました議案第285号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、寄附金1件と貸付金の一部を基金に積み立てるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,221万5,000円とするものです。

詳細につきましては、110ページからの事項別明細書によりにご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（吉田賢司君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ただいまの育英資金会計の補正ですが、寄附者の氏名は明らかにできないのでしょうか。明らかにできたら教えていただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

〔教育課長 吉田賢司君 登壇〕

○教育課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。寄附金の氏名につきましては、本人からの希望によりまして非公表ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第285号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第286号、議案第287号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第14、議案第286号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第287号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第286号議案、第287号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

○上下水道課長（関根 学君） ただいま一括上程されました議案第286号から議案第287号の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、112ページの議案第286号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、地方自治法第213条第1項の規定により第1条、繰越明許費の補正をするものでございます。

内容につきましては、113ページの「第1表 繰越明許費」によりご説明申し上げます。

2款事業費、1項事業費、公共下水道事業の5,000万円を繰越明許費の補正をお願いするものであります。繰越明許費の内容につきましては、駅東第1区画整理事業の道路改良工事に合わせて繰越工事が4件でございます。南部工業団地造成関連繰越工事が1件で合わせて5件の5,000万円を繰り越すものでございます。繰越理由につきましては、それぞれの関連事業に合わせて工事を策する予定でありましたが、区画整理事業及び有事幹線接続協議調整等によりまして、調整に工事の不測の日数を要したために今回、繰越明許費として翌年に予算を繰り越して執行するものでございます。

次に、115ページをお開きください。

続きまして、議案第287号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出については既決予定額の総額から収入支出それぞれ66万円を減額し、収入支出総額それぞれ2億4,677万5,000円とするも

のでございます。また、第3条資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,053万7,000円を6,193万7,000円に改め、第1款資本的収入につきましては、既決予定額から3,640万円を減額し、9,440万円に改め、支出については既決予定額から4,500万円を減額し、2億2,883万7,000円とするものでございます。

さらに、116ページの第4条、企業債の限度額につきましては、石綿セメント管更新事業既予定額から90万円を減額し、1,250万円に改め、第5次拡張事業費につきましては、既決予定額から3,580万円を減額し、7,490円とするものでございます。

内容につきましては、118ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（関根 学君） 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

初めに、議案第286号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第287号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 零時05分

平成23年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成23年3月9日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者兼 出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 職務代理者	角田一幸君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

面 川 寛 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による遅参の届け出者は1番、根本重郎君の1名です。

会議に先立ちまして、昨日の本会議質疑において、後ほど回答としておりました議案第278号及び議案第279号に関する6番議員からの質疑に対する答弁について、執行からの発言が求められておりますので、ここでその発言を許します。

初めに、議案第278号、一般会計の障害者福祉費及び老人福祉費の公用車の質疑に対する答弁の発言を許します。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） おはようございます。

昨日の議案第278号におけます一般会計の障害者福祉費及び老人福祉費におけます公用車に関する質疑の中で、現在の車いす搭載車両の走行距離につきまして、後でご答弁申し上げるということでありましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

現在の車いす搭載車両の走行距離につきましては、6万4,200キロメートルとなっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 次に、議案第279号、国保会計の保険税軽減分についての一般会計からの繰り入れ総額に関する質疑に対する答弁の発言を許します。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

昨日の議案第279号、国保会計の保険税の軽減分についての一般会計からの繰り入れ総額について、後ほどの報告ということでございましたので、ここで報告させていただきます。

国保会計の保険税の軽減分につきまして、一般会計からの繰り入れ総額につきましては、負担割合で国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっておるところから、総額につきましては997万5,198円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁は以上であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（今泉文克君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 第16回の定例会、さよなら議会と言われるこの一般質問で、最初に質問させていただきます13番議員の円谷寛でございます。

私のこの一般質問は、今回で94回になるわけでございます。6期目の会期数の中で、私は一般質問の通告をしなかったことは一度もございません。そうだとすると、この2回というのは足りないのではないかという頭のいい人は気がつきそうでございますけれども、これは我が町議会の歴史において大変非常事態といえますか、そういうことが2回あったということでございます。

1回目は、私が1期目の議員のときに、2年目の折り返し地点、1989年、平成元年、この年に6月議会が流れてしまった。流会をしてしまった、開催ができなかった、これが1回でございます。これは議長選で、私ども1年生議員はその談合といえますか話し合いには入っていなかったんですけれども、2年交代ということで議長を話し合いで決めたいんですね、先輩議員たちが。そうしたならば、その2年の時期が来たのにやめなかったということで、これは約束違反だということで、その反対派の議員が6月議会の会期日程を決めるところで反対をいたしまして、ちょうど議員の数が16人だったのですけれども、8対8に分かれまして、議長を出している側のほうが、採決では7票でございますから1票足りないということで6月議会が流れたと、これが1回でございます。

もう一回は、これは2001年です。これは議会の運営が変わりまして、ちょうど10年前の3月議会一般質問の通告期限をそれまでよりも1週間繰り上げるということでございました。私もちょっとこれは、それまで最終日に今まで一般質問やっていたので、議会の開会日までに届けばいいというわけで、その前に議案書が配られます。議案書の内容なども含めて一般質問をやるほうがいいのではないかということで、通告書の締め切り繰り上げに私は反対の討論をしようと思っていたんですけれども、それでも私は常にいびられていましたので、何を言われるかわからないと思って10分ぐらいおくらせてその通告書を出したのです。そしたら後で、このときの議長や議運の委員長や議会事務局長は、私は忘れることのできないのですけれども、その通告書を郵便で返して寄こされたのです。これもまた我が町議会始ま

って以来のことだったと思うのです。それで、我々議会の先例集なども読んだのですけれども、我が町議会には、先輩議員は通告をしなくても一般質問をやったという記録すらあるのです。それを1週間も期限を繰り上げるときに、10分ぐらいおくれたからといって通告書を郵便で返すというこの議会のあり方というのは何だろうということをよく考えましたならば、そういうことをやった主謀者の人たちはほとんど一般質問をやらないのです。そして、質問する人をいじめ続けてきた。こういう現状があったというこが2回目の一般質問ができなかった理由でございまして、これは大変我が町の歴史に汚点を残す、そういうことではないかというふうに思います。

今、ジャスミン革命という言葉がマスコミに出ております。これはことしの新語・流行語にでもなるのではないかというふうに思われるくらい激しい勢いで今中東・アラブの国々で大きなデモが起こりまして、政権が交代をしているという状況にあるわけでございます。

1月14日、まずチュニジアで、23年間大統領の地位にあったベンアリ大統領が失脚をいたしましたして、サウジアラビアに脱出をしたわけでございます。このチュニジア革命のきっかけとなったのは、去年の12月に、大学出の青年が失業をいたしまして、露店で路上販売をやっていたと。野菜や果物を売っていたならば、警官が取り締まって、無許可販売ということで摘発をしたと。そして、これにこの青年は抗議をする形で市役所の前で抗議の自殺をしたわけです。これに対して、インターネットなどを通じて急速に抗議が拡大され、広まりまして、大変大きなデモに発展して、大統領は国外脱出をせざるを得なくなったわけでございますが、この事件もまたさらに国外にどんどんインターネットを通じて広まりまして、次には、アラブの大国エジプトでムバラク大統領を退陣に追い込み、さらにそれがリビア、ヨルダン、アルジェリアなど一帯に拡大をしているわけでございます。

特に、今までアメリカなどによって、アラブの狂犬とまで言われてきたリビアの最高指導者カダフィ大佐は、国民に銃を向けてでも、あるいは空爆をしてでも権力を守ろうとして今内線状態にあるわけでございますけれども、しかし、きのうほどの報道では、何か自分たち一族の身の安全性を守られれば退陣してもよいと、国外に脱出するそういう安全が保障されるのであればというふうな打診があったということで報道されておりますので、これも政権崩壊は時間の問題であるというふうに思われます。

このアラブや中東地域の混乱が起きて、世界の原油先物市場は大幅に値上がりが続きました。今後我々の油の値上げが生活に大きく影響してくるのではないかということが懸念をされているわけです。特に、日本の輸入の最大の輸入先であるサウジアラビアが一体どうなるのかということで、これが全く注目されるわけでございます。日本経済にも大きく影響するのではないかというふうに言われておるのがこの中東の激変でございます。

我々地震大国日本に住んでいる者にとって非常に大きなショックであったのが、ニュージ

ーランドのクライストチャーチで発生したマグニチュード6.3の直下型地震でございます。

これは阪神・淡路大震災と比べれば、地震のエネルギーとしては何十分の一の小さいものだったそうでございますけれども、震源の深さが5キロメートルと大変浅かった。さらに、砂質の土地で液状化が進んだということで、大変な被害を出して、日本人もたくさん犠牲になっているわけでございます。我々、印象に強いのが、6階建てのビルがエレベーター棟だけを残してぺちゃんこになっている姿でございます。CTDビルというビルが本当に跡形もなくぺちゃんこにつぶれているということでございまして、このビルの中に多くの日本人、特に富山市立富山外国語学校の生徒さんたちがたくさんおられたということで、まだその方々の身元がはっきりされていないという状況にあるわけでございます。

このつぶれ方を見ると、何ら耐震の構造になかったのではないかというふうに我々思いがちなのですが、しかしこれは違うということが報道されているのです。

1992年の耐震基準が改定された際に、それにのっかって十数年前にこのビルがつけられているわけです。2008年のさらなる耐震基準はクリアしていないとしても、1992年の耐震基準はクリアされている。そういうビルがこのような形で崩れているということに対して、我々はやはり地震大国に住む者として、地震に対する備えというものはもう一度考えてみなければいけないのではないかというふうに思います。もっともっと地震に対する警戒感、我々は強めなくてはならないということを思うわけでございます。

最近の出来事で私の質問前に触れる話としては、エンタメ情報というのが私は余り得意ではないのですが、そのエンタメ情報で、今月の6日、東京のNHKホールで二葉百合子さんの引退公演があったわけでございます。彼女は浪曲師です。浪曲師の娘に生まれまして、父親が大変厳しい英才教育をやって、3歳から舞台に立って浪曲をうなってきた。それで後ほど歌謡曲に切りかえたわけでございますけれども、77年の歌手・浪曲師生活にピリオドを打たれたという報道がなされております。この人と切り離せない歌が、昭和47年から歌い続けてきて、昭和51年には紅白歌合戦にも出場したと言われる「岸壁の母」でございます。この歌を知らないのは日本人ではないと言われるくらい有名な歌でございます。

先日、この歌手生活の最後に当たって、NHKのラジオ深夜便でインタビューを行ってまいりました。彼女は、この舞鶴の岸壁に引き揚げ船が最後の最後になるまで通い続けたそのモデルの母親と何度も何度も病院などに行って話をしたそうでございます。そうしたならば、その彼女は、何を言ったかということ、息子さんを大事にしてください、子供さんをもっともっと愛してくださいということを何度も何度も言っていたというのです。その母親にとっては、自分の息子が兵隊にとられるまで十分な愛情を注げなかったということを生涯悔やんでこられたのだらうと思います。そして、この人は亡くなられたわけですが、その後に、これも私のラジオ深夜便の3時からの歌番組でこの歌が紹介をされたときに、アナウンサー

が言った言葉に大変びっくりしたわけです。このモデルの男性は2000年に中国で現地人と結婚して生存していることがわかったという報道があったのです。ですから、この母親はあの岸壁の母のセリフにもありますように、息子は絶対生きているのだということを思い続けて舞鶴に通い続けたのです。ですから、この母の思いがそのまま当たっていて、中国にこの男性は生存していたということでございます。

ですから、親子の縁と申しますか、なぜそこまでわかったのか非常に不思議なような気もするんですけども、私どもが今ここで考えなければならぬのは、日本の戦死者300万人に皆母親があったわけです。子供も兄弟もいたわけでございます。そういう数にすれば数千万人に上る人々が、このような悲しい思いをあの戦争でされてきたということでございます。

ですから、やはり我々は、その昭和を一時代をこの託した二葉百合子さんの引退を機会に我々も昭和は大変大戦は遠くなるわけでございますけれども、やはり戦争というものを考える1つのきっかけにすべきではないのかというふうに思うわけでございます。

それでは、通告書に従って質問に入りたいと思います。

質問の第1点は、町の財政健全化策についてでございます。

先日、私はあるところで町長のお話を伺いました。町長は、あと1億円予算があれば、あと1億円この公債費が少なればもっともっとやりたいことがたくさんできるということをおっしゃいました。本当にそのとおりだと思います。

私も本当に町の今の財政を考えれば、やりたいことがたくさんあっても予算が許されないという状況に大変町長が悩んでおるということを改めて認識をしたわけでございます。どうすればこの福島県内で、今3番目に悪い数値の高い実質公債費比率があるわけですけども、ここから脱皮をして、もう少し町民が喜んでくれるような政策ができるのか、こういうことに町長が頭を悩ませているということを知っていますし、我々自身ももっともっとやってもらいたい施策がたくさんあるわけですけども、今の財政はこれは大変厳しい、こういうことだろうと思うのです。

それで、若干の提言をしたいと思うんです。

1つは、町の公共施設の命名権は売れないのかということを知りたいと思います。先ほど、出がけのときのテレビでもやっておりましたけれども、今、札幌ドームが命名権を今まで年間5億円で売ってきて、5年契約で売ってきたのだけれども、ことしはなかなか不景気もあって売れないというようなことをやっておりましたけれども、福岡球場とか多くの球場、私どもの近くでは、隣の宮城の球場、これが製紙会社に命名権を売っておりまして、そこでそのお金をいただいている。企業の広告の役目を果たしながら収入を得ているということがあるわけですけども、我々も町の規模から言えば、非常に立派な公共施設を持っている

わけです。そういうものが売れないのだろうかということを考えるわけでございます。鏡石の町内にも大変立派な企業が幾つかあるわけでございまして、こういうところと交渉してみればどうなのだろうか。そんなに高くなくてもいいと思うんです。地元企業の発展に貢献できるような宣伝効果も出せるし、すればいいのではないかと。例えば、この中外の後に進出していますニプロとか、あるいは大きなスーパーセンターを持っているイオンとか、さらには社名そのものは東レフィルムとなっていますけれども東洋レオンという大変水の浄化、フィルターでは世界的に有名な企業だそうでございまして、こういう企業、あるいは鏡田にある毘沙門というブランドの会社などもございまして、そういう会社に鳥見山の陸上競技場とか、あるいはプールなど県内にも誇れるような立派な施設があるわけです。そういうものを売って、ちょっとでもお金を稼げないのだろうかということを考えているわけですが、これに対してちょっと執行のお考えを伺いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問いただきました町の公共施設の命名権を売却してはどうかというご意見でございすけれども、ただいまご発言ありましたとおり、従来からスポーツ大会などにスポンサーの名前を冠にする形での命名権ビジネスは存在しておりました。

1990年代後半からアメリカにおいてスポーツ施設等の名称に企業名をつけるビジネスが広がりました。まず、ただいまありましたとおり、メジャーリーグでクラシカルな新球場が多く建設されたときに、その名称に企業名が命名され始め、高い費用対効果が認められたことから、他のスポーツ種目やヨーロッパのスポーツ界へと広がって行きました。日本におきましては、2000年代前半から公共施設の管理運営費に充てる手段の一つとして導入され、その範囲はスポーツ施設や文化施設、路面電車の停留場などに及んでおります。

施設等の管理者にとりましては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとりましてはスポーツ中継やニュースなどで命名した名称が露出する機会が得られ、宣伝効果が見込まれてございます。

スポンサー企業にとって我が町の公共施設が現在の利用状況から命名権を購入し宣伝効果が期待できるものかどうか、また、公共施設内への広告看板設置募集なども含め財源確保の視点に立ちまして今後の研究課題としてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ぜひ努力をしていただいて、町長が言っているあと1億円あればと

いうその思いを、何とかかなえるようにしていただきたいものだというふうに思います。

小さいほうの2つ目ですが、プールの維持費を大幅にカットすべきではないかというふうに思うのです。これは、私は一番今の町の財政を悪くしている原因が町民プールだろうと思うのです。私も通っているんですけども、これで町内の人々がたくさん利用していただけるのだったならば、お金の使い勝手もあるんですけども、残念ながら町内の人にはスポーツ少年団くらいで、まとまってはいないのですね、ばらばらという感じです。須賀川の人なんかほとんどです。だから、これはちょっと節約を大胆に打ち出すべきときではないかということを私は考えております。

私は、毎日のように見ていると感ずくのは、大変なぜいたく三昧な施設であるということです。もう少しこれは節約モードに切りかえて、財政の節減を図っていただきたいというふうに思うのです。

まず、私は前からこの場でも議論をして、前町長ともかなり対立して議論してきたんですけども、あの流れるプールに対して使うエネルギーは大変大きなものがあるんです。しかし、その流れるプールの効果とは一体何なのかということをお考えますと、むしろ運動効果にはマイナスなのです。流されて歩いているわけですから、力要らないのです。これはエネルギーの無駄であり、運動効果上逆効果だと思うんです。そして、ある人がサウナで話をしました、女性の方です。流れるプールで歩いたらひざを痛めたというのです。私は、さもありなんと思うのです。流れるプールで水に押されて歩いたならば、押される力で着地の際にひざに負担がかかるのです。運動効果がなくてひざに負担がかかる。これは水中ウォーキングから言っても非常に問題のある状況ではないかと。他の市町村、東京あたりだったと思うんですけども、埼玉県ですか、プールで子供が吸水口に巻き込まれて死んだなどという事件もありました。流れが出るところと、それから吸い込まれるところに近づくと、非常に危険を感じるような状態もあるわけです。ですから、私は、この流れるプールはもうストップしていいのではないかと、電気料が大変かかりますから。これでやっぱり運動効果は余計高まって節約になるわけですから、これはもうすべきだというふうに1つは思うわけでございます。

もう一つは、ウォータースライダーでございます。

ウォータースライダーもあれだけの高いところまで水を上げるわけです。私、夜ばかり行っていますから、ほとんど利用していない。ただ水だけがジャージャー落ちているというのです。

これは、私はせっかくなつくたものを使うなどは申しませんので、たくさんの子供たちが行って遊ぶ例えば夏休みとか、あるいは土日限定などにして、あと夜などは子供は余り行っていないわけですから、特に利用したいという人があった場合は、スイッチを入れるくらいにして、ふだんはとめておくというようなことであれば大変な電力の節約になるというふう

に考えているわけでございます。

もう一つは、冬時間を設けてはどうかということです。

プールに冬時間を設けて、例えば、今9時までやっています。それを1時から始まって30分刻みで、休憩時間今1時間としていますね。1時から3時までやって、3時から4時までには休憩時間になっているんですけども、これを30分にするのです。矢吹のプールは30分なのです。午後からの間合い時間が30分です。だから、1時半に午後の部始まって、8時半に終わるのです。だから、鏡石の場合は、1時から始まれば、30分間合いにすれば、冬は8時に終わるのです。この1時間に節約できるエネルギーの量というのは大変私は多いのではないかと思うのです。ですから、その辺を大胆にしながら、このCO₂の削減でも地球的な環境の問題もあるわけでございますし、ぜひこの辺を検討してはどうなのかということを提言いたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 13番議員の1の（2）、プールの維持費をいろいろな形で大幅にカットすべきではないかというご質問でございますが、答弁させていただきます。

町民プールの管理運営につきましては、平成19年度より民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上や経費の削減を目的に指定管理者により行っているところであり、経費の削減につきましては一定の成果を得ているところでございます。

維持費の大幅カットをするに当たっては、管理運営の大幅な見直しの必要があると考えられますし、指定管理者との協定等の関係などを調査・研究する必要もあるかと思っております。今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 教育長の答弁は非常に私は形式的ではないかと思うのです。

確かに私も指定管理者制度を知らないわけではないのです。でも、指定管理者をいきなり更新になるからと言って、これは切りかえできるわけではないです。だから、私は若干指定管理者にもうけらせることになるかもしれませんね、いろいろ時間を短縮したりなんかすれば。でも、試行的に今の中で指定管理の契約が切れるのだからやることによって新しい契約の時点で大幅に経費が節約できれば私はそれでいいのではないかというふうに思うのです。一度に激変をするということは難しい。ですから、今の指定管理者にある程度利益が行くかもしれないけれども、ただ電気料は今ほとんど町で持っていますね、別枠にして。ですから、町の財政が厳しいのだから電気料をもう少し節約をしてくれと、こういうことはやっぱり常に言っていかなくちゃならないと思うのです、電気は町で持っているのですから。指定管理

料は電気は入っていないと思うのです。私は前からこれは大体議論してきて、電気は指定管理する場合はメーター取り付け料大変お金がかかっても、これは別メーターとして計算をしないと節約の努力がなかなか意欲がわからないのではないかということを書いてきておりますので、その辺、何ぼ言ってもお金がかかるからではしょうがないんです。教育長、やっぱり指定管理にする場合は、その節減をしたならば会社がもうかるシステムにしないと、一生懸命節減するという努力にならないのです。ですから、お金がかかっても指定管理者制度にする以上は、この電気料というものをやはりメーターをかえて、彼らの負担で、指定管理料の中にも含めることになるわけですけれども、そういう仕組みにすべきではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまの2回目の質問に答弁させていただきます。

町のプール、この施設の指定管理者との契約は平成22年4月1日から平成25年3月31日までになってございます。

今、議員さんからお話ありましたように、指定管理者とは無駄のできるだけ排除を進めていくということで話し合いを進めていきたいというふうに思っておりますが、ただ、一方で、この町民プールの活用的人数多い少ないもとても大事なことなんですが、本町のプールで特徴的なのは、バリアフリーになっているということでございます。車いすでプールに入れるなど障害者にも大変優しい施設でございます。このこともまた大切にしていきたいものだと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） くどくなりますけれども、電気のメーターを取りつけて、今度は電気料を含めて指定管理者に任せるということにして、電力の節約をやっぱり彼らに本気になってやってもらう必要があるという点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

○教育課長（吉田賢司君） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

電気料の区分につきましては、プール建設時からの課題にはなっております。ただ、そのメーターの配置関係が鳥見山陸上競技場と複合的に設置されている。そうした関係から、プールだけを区分して、独立して配備するには多額の工事費が必要とされるということでございますが、これにつきましても、所管してございます課とよく協議をした上で、一体将来的

にわたってそのほうが経費削減になるという試算ができればそのような検討もしてまいりたいというふうに考えておりますが、現在のところ、公園とやはり複合的に管理されている関係上、いきなり指定管理者にその契約の中を含めるということはちょっと困難かと思えます。以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） これは要望ですが、ぜひやっていただきたいし、指定管理にする、これが指定管理としてこれからもずっと維持していくのだとなれば、やはりメーターを独立させて、そして企業努力というものが彼らの利益になるようなシステムにしないと、彼らは本気になって、私は行くたびにいろいろ仁井田の小室さんなどと話をするのですが、なかなか実現されないのです。例えば、トイレに出るシャワーが大量のお湯がずっと出るので。私は、それをセンサーをつけかえるとか何かすればお湯はもっと節約できるのだらうと言っても全然直らないです。あれは、感知しないように何か板でも仕切りをつければいいのです。そうすると、トイレに入る人が一々入り口の4つのシャワーが、あれだけ大量の水をトイレに入るたびに関係のないところのシャワーがジャージャー出て、温水ですから大変な無駄遣いをしている。しかし、それは全く彼らは、アルバイトの職員も多いのでしょけれども、本気になって取り組もうとしていないわけですから、やはり企業が本気になって取り組まれるようなそういうシステムをまず町はつくっていかなくちゃならないのではないかと、このことを、これは要望でございまして、答弁は結構でございます。

大きい2つ目の項目でございますが、国保税を下げるために町はどのような取り組みが可能なのだろうかということと一緒に考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

今、国保税が高いというのは町民異口同音に申し上げております。国会でも論議しまして、先日も衆議院の予算委員会を聞いたら、特にこの問題、共産党の議員が一生懸命政府を迫っています。政令都市などの例を出して、年収300万円の4人家族平均所帯で各自治体ごとのを出しまして、福岡とか札幌、46万円も国保税が取られる。これはまともかということを持たせてみましたら、かつての鳩山総理大臣も、これはまともじゃない、高過ぎるというようなことをおっしゃってましたし、今回の菅首相も高いと。では、高い国保税をどうやって我々は下げられるのかということをお互いに知恵を出し合って考えていかないと一向に解決はしないと思うのです。特に、今、自営業者、国保ほとんど自営業者とか失業者とか、そういうリタイアされた方とか、そういう人たちが入っているわけですが、高いというのはもうみんなが思っています。ですから、これを安くするために一体我々は何ができるのかということで、私自身の考えを申し上げてみたいと思うんです。

1つ目は、やはり健康づくりに一生懸命に取り組むしかないのではないかと、このことです。

病気をしないようなそういう町、町民になってもらわないと医療費がかかることとなりますので、これを一生懸命に取り組む。その一つに、先ほど経費節約で申しあげました温水プールもあるのではないか。温水プール、本当に私らもったいないと思うのです。あれだけの施設が町民の人ほとんど利用していない。ほか外部の町村の人に、それも少ないですけれども。それを合わせても少ない。絶対的に今の3倍も4倍もあってもこなせるだけの容量、余り大き過ぎたのですけれども、つくり方が。我々は反対したんですけれども、もっと小さくやれと言ったんですけれども、言うことをきかなかったね、前の町長は。それでつくってしまったんですけれども、しかしつくった以上はそれをそういう健康づくりにもっともっと活用してはどうなのか。

例えば、今特定健診をやっています。メタボ対策ということで、このトレセンなどでやっています、健康づくりの教室などを。これをさらにプールなどを利用していただいて、どうせ使わなくても維持管理費はかかるわけですから、思い切ってこのプールを利用するような無料券、あるいは半額でも何でも、町の財政もあるでしょうから検討していただいて、もう少し町民に健康づくりにプールを利用してもらって、みんなに健康な体をつくっていただく。そういうことを考えてはいかがであろうかということを質問いたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の国保税を下げるために町はどのような取り組みが可能かということの1点目で、健康づくりの取り組みについてということで、温水プールを積極的に健康づくりのために活用すべきではないか、メタボ対策ということでございますが、町全体に必要な国保税につきましては、その年の予想される医療費から、加入者が医療機関の窓口で支払うお金と、国・県などからの補助金を差し引いたものであります。

健康づくりの取り組みのために温水プールを積極的に活用すべきではないかということのお尋ねであります。生活習慣病の一つでもあるメタボリックシンドロームにつきましては、運動による生活習慣の改善が有効であるということは存じております。

プールでの運動につきましては、腰やひざに負担をかけずに水圧や浮力などを利用したさまざまな運動を行えるなど、当町においては恵まれた施設環境にあると思われま。

国保税を抑えるために不可欠な医療費の抑制には健康づくりが重要と考えておりますので、さらに関係課との連携をしながらこのような利用について進めていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) せっかくの施設を有効に活用していただいて町民が健康になる、しかも国保税が抑えられるとなれば、まず一挙両得ではないかと思imasので、ぜひ町民が今大変国保税に悩んでいるというこの思いをぜひ理解していただいて、これから積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

大きな3点目は、住宅リフォーム助成制度というものを検討してはどうなのかということで、これも財政がストレートに関係するわけでございまして、簡単ではない。今の財政が厳しいから簡単ではないということも私も百も承知をしているんですけども、やはり町長の公約に住宅建設の助成みたいなのが入っていたと思うんですけども、これよりも前に私はこの住宅リフォーム、先ほど申し上げました地震のためにも、古い住宅は地震が来ると倒壊の危険があるわけですから、そういうものを含めてもう少しこの問題を検討していただけないだろうかということで、私、時間が余りありませんので質問簡単にさせていただきますがよろしくをお願いしたいと思います。

○議長(今泉文克君) 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) おはようございます。

ただいまの質問でございますけれども、私のいわゆる選挙公約の中で、町づくりの基本的な考え方、さらには政策でありますけれども、5つの柱の一つに、魅力ある町づくりとしまして、いわゆる定住促進対策、マイホームとリフォーム支援ということ掲げております。

そういうことで、住宅については50年に一度、いわゆる人生の最大の買い物であるということでもあります。この住宅施策については極めて重要な位置にあると思います。町内の工務店さんが建築資材を仮に地元で調達した場合、その地域経済効果は大変大きいものがあると思います。また、人口の増加、そういったことも期待できるということでもあります。

具体的には、新年度、いわゆる23年度の中で進化する鏡石実行プロジェクトといたしまして、各課横断的な、いわゆる新規事業の重点施策として町へ住んでみたくなる事業の定住促進住宅として対策事業としまして新築住宅建設費の助成、さらには21年から実施してございます太陽光発電の助成関係、これらと一体となって先進地の視察等も含めて調査をしながら、早い段階でこの実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) ぜひ前向きに取り組んでいただきたいものだというふうに思います。

この住宅リフォームというのは、共産党の機関紙、私共産党ではないんですけれども、赤旗の日曜版などでしょっちゅう出てくるんです。これはいい制度だと私は今読んでいるものですから、ぜひ新築も大事ですけれどもリフォームで、特にさっき言った地震、そういったもので住宅がつぶれて下になって死んだなどということのないようにするためにも、ぜひ前向きの取り組みをお願いしたいと思います。

それから4点目ですけれども、地上デジタル化への町の取り組みについてお伺いするわけでございます、これは今まで電波の問題でこれほど大きな政府の施策として個人の生活に大きく影響する問題はなかったのではないかと。今までのアナログテレビというものが一切使えなくなるというこれは大変荒っぽい事業を国はやるわけでございます。国がやることは早くから決まっていたんですけれども、やはり先立つものがないとデジタルテレビを買うことも大変だということで、なかなかまだアナログテレビを見ている方も町内にはいるようございまして、この人たちに国の施策、さらには町の施策が一体どうなっているのかをぜひ聞きたいんですが、括弧の2つあるんですけれども、時間がないから1つに区切れという声もいつも私質問するとされるんですけれども、2つ一遍に時間の関係で質問させていただきますが、1つは低所得者対策です。いわゆるデジタルテレビをなかなか買えないという人たちに対する施策、生活保護には何か国の施策があるようなことを聞いていますけれども、町としてその辺をどう考えているか。そして、そういう施策を町民に対してどういう形で周知徹底をしているのか。この2つについてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

地上デジタル放送移行に当たりましては、国の政策により各種対策が進められておりまして、経済的に困窮度の高い世帯に対しましては、平成21年10月より簡易チューナーの無償設置やアンテナの無償貸与を行ってございます。

地デジチューナー支援実施センターによりまして、当町では65世帯に対して支援を実施しているとのことでございます。また、本年1月からは、新たに住民税非課税世帯、世帯全員が非課税の世帯でございますが、世帯の簡易チューナー無償給付が開始されており、低所得者世帯への支援の拡大が図られているところでございます。

2つ目のその周知の徹底はどのように進めているかというふうなお尋ねでございますが、こちらにつきましては、現在まで総務省及び社団法人デジタル放送推進協会により、テレビCMでの周知や全国キャラバンイベントなどで積極的に展開されてございます。

当町におきましては、福島県テレビ受信者支援センター、通称デジサボ福島と言われると

ころでございますが、昨年度は公民館で地デジ説明会を開催しております。今年度は町のコミュニティセンターで地デジ相談会が3日間開催されたところでございます。

今後も総務省等と連携しながら町の広報紙、ホームページを通じて周知徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ぜひ周知方を徹底していただいて、わからないでいる間にテレビが見えなくなったということのないようにぜひお願いをしたいと思います。

あと5点目に入りますが、光通信の整備促進についてということでございまして、町内、何か聞くところによると、ほとんど光通信が入っているのではないかと。私のところは入っていないのです。だから、何で周りが全部入っていて、私のところだけ何で入っていないのかと。何か恣意的にやっているのではないかという他人の話です。私はそう思わないんですけども、そういう方もおられますので、そういう疑惑のわかないように。今の町長ではないですよ。けれども、前の町長と私かなり折り合いが悪かったものですから、何かやられているのかと言う人もいます、私は思わないんですけども。だから、そういうことのないように、そういう疑惑のわかないように、町はやはり公平公正に取り組んでいただきたいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

町内の未整備地区と今後の対策はどのようになっているかとお尋ねでございますが、当町におきましては、通信事業者によりADSL等で全世帯がブロードバンド化されているところでございますが、光ファイバー通信についても順次エリアの拡大がされてきており、2月末現在での整備率、世帯カバー率は90%でございます。未整備地区につきましては、主なところといたしまして、久来石地区、豊郷地区、仁井田地区などがございます。今後もエリア拡大が進むものと思われませんが、対策といたしましては、早期拡大に向け通信事業者への積極的な要望を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） この点で、地部など入れると天栄村で村の予算を使って、何か整備をしているということがあったんですけども、町としてはそれに対してお金を使うという

ことは全く考えていないわけですか。その辺お尋ねします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまの隣り村の天栄村では公費の中で、いわゆる光ファイバーケーブルをつないでいるというふうなお話でございますけれども、ご承知のとおり天栄村につきましては、東西に長い地区でございますし、過疎地域でもございますので、そういったところでの地域割がございまして、町については全世帯分それぞれ通信事業者の中での計画で進めるというふうなことになってございますので、その辺につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） かなり前から地域によって、例えば成田の工業団地などは企業がいっぱいあるからでしょうけれども、もう数年になるわけですが、その途中が入らないということはどのようにしてこれを進めればと考えているのかちょっとお尋ねをします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 最初の質問でもご答弁申し上げましたが、順次事業者においてエリア拡大をしていくというふうな中でございまして、IT社会になりまして企業の中で通信網を駆使したビジネスも行われておりますので要請もございます。その中で、町といたしましてもできるだけ早く拡大をしていただいて整備をお願いしたいというふうな要望をさせていただきますので、90%の今整備率というふうなことで、残る10%でございます。早急をお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 今の総務課長の発言を信頼いたしまして、一日も早く100%の整備がされますように特段の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君に申し上げます。

ただいまの質問中、4番の地上デジタル化の町の取り組みにつきまして、一問一答ということで進めておるところ、一括でされておりますので、今後そういうことのないように進めていただきます。また、前段、15分間にわたって通告外の発言をしており、通告文が2つほど抜けておりますので、時間の配慮をきちんとされますよう注意しておきます。

13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

◇ 今 駒 隆 幸 君

○議長（今泉文克君） 次に、4番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 4番議員、今駒隆幸です。

私は今3期目で、約12年間議員を務めてきました。今期任期が最後なんですけど、この一般質問ということでは、私の力の限り何か一生懸命伝えようということやってきたつもりです。今思い出すと27歳当時のころは、本当に、ただ大きな声を出して皆さんに何か伝えようといったことを今思い出します。

今、それから12年たって、先輩議員の方々、世代がすごく親の世代と同じなんですけど、その方々とおつき合っていて、大人のいろんなこと、そういうことを学び、話の聞き方ということも12年たって学んできました。今になると思い出すんですけど、前議員の森尾議員がよく細かくお話をしていたんですけど、私はいつも話が長いなというふうに言っていたんですけど、今39なんですけど、今になるとなぜそれを言っていたのかということ、ああなるほどと。そのときは何か言い方が長いというふうには言っていましたが、今になるとなるほどなということ何か感じました。

今ちょっと前段でなってしまったんですけど、その12年経験して今回の一般質問なんですけど、全世帯に、全世代に対応する一般質問にしてみました。3つなんです。これはすべての世代に対応するというので考えてみました。

私もまだ39で若輩なんですけど、町をよくする、これからの町を何とかしたい、また、元気な町であり続けてほしいというメッセージを込めて皆さんに質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

質問に当たって、昨日、皆さんもご存じだと思いますが、小学校1年生に贈る黄色い帽子、皆さんご存じですか。子供が事故に遭わないように小学校に通うまで黄色い帽子をかぶるということなんですけど、明るい社会づくり運動という民間の団体があります。私はその理事を務めているんですけど、この団体は約40年間民間の会社、個人から寄附を集めて、学校に黄色い帽子を贈っているんです。私は、40年前ですから私が生まれる前からですから、こういったものは行政がやっているのかなというふうに思っていたわけなんです。しかし、理事になってから見てみると、こういうのを民間が皆さんの寄附を集めて子供たちを守るためにやっていると。その事務局をなさっている榊枝さんという方、きょうもいらしてくれているんですけど、きのういらっしゃいまして、こう言うわけです。「いや、鏡石は本当すごいと思うよ」と。何ですかという話なんです。「実は、子供たち、学校に黄色い帽子を贈るんだけど、須賀川管内と岩瀬管内と贈るんだけど、鏡石一小が一番多いのだから、子供は。

これは本当に町づくりとか若い人とか、女性が子供を産みやすい環境をつくっている証拠である。本当に正直言って、本当にすごいなというふうに思う」と。また、榊枝さんはこうも言っていました。保険制度なんです、医療費無料ということなんです、「本当に15歳までやるというのは、これは周りから見てもすごいことだ。若い人は本当にこれで助かるんじゃないか。それもほかに教育費にかけられるのではないか」という話を客観的に町民の立場として私にお話ししてきました。

私、議員の立場としては皆さんにいつも厳しいことを、本当に言葉足らずで厳しいことを言わざるを得ない立場なんです、何か客観的に聞くと、ああ、本当に頑張っている、みんなで力を合わせて頑張っていると、そういうことが考えられるわけです。

もう一つなんです、榊枝さん、実は議会のほうなんです、私たちも私が入った約12年前の議会費約1億円近かったんですが、今現存、ことしの議会費は5,900万ですという話をしましたら、「これも努力している。これもすごいことだ」と。

だから、私は何をここでお伝えしたいかということなんです、私たちこういう場で話すのは、さらにさらにということなんです、その現状が、今、皆さん住民がどうとらえているかということを見るのも1つだと思うのです。

そういった意見に対して、さらに私たちがよりよいサービスだったり、姿勢を示していくということが私は大切なんだときのう感じました。

早速質問に移ります。

この3項目の質問なんです、先ほども言いましたが、ことしの予算に対してではなく、今後の町長の政治姿勢、町長と皆さんがこれからどういうふうに進むかということと、私の投げかけであります。ビジョンということです。

その中で、私が12年間見た中で、こういったものがもしかしたら今後私たち鏡石町が取り組む課題なのかなと、私は3つとらえて質問事項に上げました。

では、1項目から入っていきます。

読ませていただきます。

1. 女性や若者を行政運営に参画しやすくする政策をとるべき。

現在、執行部幹部や議会、または区長機関等はほぼ男性だけで運営されております。これから先、町を運営していく上で、約半分の人口がある女性の参画は、必要不可欠と考えるべきで、それを促す政策をとるべきだと私は考えます。

そういったことを踏まえて、例えば町長選挙や議会議員選挙に市議会同様の町独自の補助をお考えになったらいかがでしょうか。今後の町長の政治姿勢を伺います。

ちょっとだけ補足させていただきたいんです。確かに今の選挙制度、例えばということは選挙の話にしましたが、こういったことなんです、今は公平と言えば公平だと思うんです。

なぜかと言うと、だれでも年が来て、権利がある人はだれでも出られるということなんです。ただ、今、僕がお伝えしたのは、現存、やっぱり女性もいないし、特に年齢もバランスがちょっと悪い感じはするんです。今、私ら議会は、例えば40代、50代がいなかったりするわけです。なぜそうなのかと。出るのは公平なんだけれども、そういったバランスの悪さで本当にこれから町運営ができるんだろうかという私の考えなんです。

ポイントとしては、これから、今、約女性は半分以上いるんです。300人男より多いんですね、鏡石町は。そういったところでは、女性の参画とか、こういう議会を開くのにバランスよい人でやっていくべきなんじゃないかということの意見なんです。

だからそういった意味で、今後の町長の政治姿勢を伺います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

地域コミュニティの希薄化が言われるようになってきておりますが、女性や若者が行政運営に参画することは、地域づくりや地域のきずなづくりにおいても大変有意義であると考えております。

ただいまご質問にありましたとおり、男女共同参画社会の推進におきましても、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は緊要な課題であり、推進しなければならないと考えております。

町の選挙に市議会同様の独自の補助ができないかというご質問がございましたが、町の選挙におきましては、選挙ポスター掲示板の設置、選挙公報の発行、選挙用通常はがきなどが選挙運動において公費負担となっております。市議会議員選挙におきましては、加えて、選挙運動用自動車の費用、選挙運動用ポスターの作成費用が公費負担となっております。

これらは、ご承知のとおり上位法であります公職選挙法の規定に基づいて県・市においてのみ公費負担ができるものでありますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） そうなんです。私もこれはわかってたことなんです。なぜ町と市は違うのかということとずっとやっぱりこの12年間考えているんです。僕は、やっていることはそんなに変わらないこと、国からお金が来てという。じゃ、規模の問題なのかということなんです。私の意見としては、公平ではないというふうには正直思っています。こういう公平でない形をとると、人材、人が集まらないです。鏡石においては、先ほどの話ではないですが、非常に若い方々の政策を強くしていただいていると。私ら議員の先輩方も教育

とか子供たちの政策ということに関しては、非常に強く訴えてくれているということで、実際、子供も生まれてバランスが悪くはないんです、子供も多くていいんですが。しかし、私は何か、自分の持論なんです、それほど教育費かけていると言っても、その受け皿というところで公平さがないと、人材は流出するというふうに考えられるわけなんですね、これから。特に、高原教育長もいらっしゃいますが、教育に関しては今非常に高度な、どんどん高度になる教育をしていくと。心を教える問題は別として、そういう方向にあるのに、その人方は、例えばなかなかこれから公平感のないところでそういうふうによれるかという、ちょっと難しいのかなと。それだったらもう少し公平なところでやったほうがいいんじゃないか。環境のいいところで、例えばそういう選挙とか議員になりたいといったときに、出たほうがいいんじゃないかなということを考えます。

また、皆さんご存じだと思いますけれども、93年度以降、何度もいつも言いますけれども、バブルがはじけてから東北は1回も景気が上がっていませんから、これは私がある講演で、仙台の東日本放送の社長が、一度も東北に来て本当に上がっていないと、私はテレビ局だからよくわかると、だけこの東北の方は本当に我慢してきたと、だからこれから頑張れるということを書いていたんですが、そういったやっぱり景気も悪くなってこういう環境では、例えば若い方もそうだが特に女性、家庭に入っている女性の方がこうやって選挙に出る、それのお金がかかるということでは私は難しいなというふうに思うんです。

また話は戻るんですが、じゃ国の法律で国会の先生とかそちらのほうは国の問題だということになると、またこれは僕らが何をできるかという話なんです、ただ、町長、私ポイントを絞ってちょっと質問したいんですが、私たちがもし仮に、国の法律なんていうのは時によって変わるわけですから、だからそういった考えとか議論を今からすべきじゃないかというふうには私は思っているんです。また、さらに役人の方は公務員だからできないかもしれないけれども、町長とか私ら議会は政治ですから、そういったことを伝えるという政治活動ができるんじゃないかというふうに思うんです。なぜ、これを、町長、訴えるかという、私はこの鏡石町で育ってきました。本当にこの町がずっとすばらしい町であって、子供もいて、本当にみんなが幸せに生きられるようにというふうに考えているわけです。未来永劫というふうに思ったりするんです、私なんて。そうなるときに、私たちはやっぱりそういった国の法律の問題はあるが、考えとしては持たなければいけないんじゃないかと、また議論もしなくちゃいけないんじゃないかという考えなんです。特に、私たちがもし仮にできるのなら、女性の参画、今ここも本当に女性1人もいないですね。そういったことの少し努力も何かできるんじゃないかと。そういう国の法律でできないのであったとしても、そういったことを考えていくことは、もしかしたら今後町長の政治姿勢3年間、これ以上ありますが、そういったことの考えをしていくということではできるんじゃないかなと思うんですが、そうい

った考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、感想という立場でお話を申し上げたいと思います。

ご承知のように、今、議員の皆さんもすべて男性だと。さらに、きょう傍聴者の方も来ておりますけれども、ここから見ますと傍聴者は女性のほうが多いという、そういうことで大変政治的に見ても女性の政治の関心さというのはここで大変わかるんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で、いわゆる金のかからない選挙、これも大切でありますし、そういう中で、今議員さんがおっしゃられたように、これから我々もそういった面での金のかからない部分、さらには市議会、いわゆる市長と市町村との関係の違い、そういったことも含めてこれから要望してまいりたいと。今、担当の総務課長のほうからお話聞いたんですが、これについては国のほうには要望してあるということでもありますので、これからもそういった面で要望活動が続けていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、じゃ、さらに絞っていきましょう。

もしかしたら、1つできることがあります。それは、ここだと町長しかできないことなんです。実は、私ら議会は自分らが皆立候補するからそれは公平だと、それなら立候補しろと、そういうふうなことしか言えないんだけど、ただ、町長しか今1つできないことがあるんです。この執行部の女性ということはどうですか。以前は、何人かいらっしゃったんですが、役場の中でも男性が多くて、バランスがいい悪いということじゃないんですが、私は、1人、2人は今後これからお考えになってもいいんじゃないかと。例えば、町長、これから3年ということだけじゃなくて、第5次計画もやっていますが、そういった中でのやっぱりちょっと話はしてもいいのではないかなというふうには私は思うんです。そういったことを1つずつ、小さいことから始めるということが私は大切だと思うんです。もし、やっぱりこういう議場やそういうバランスということを考えるのであれば、そういったことをやっぱり町長が今後政治姿勢で示すというのも1つの考えだと思います。私は、急激に物は何でもやれと、難しいのはわかっています。だって、実際役場の中で、年功序列ではないけれども、それはそうせざるを得ない。じゃ、女性の数がそのバランスでどうなっているかと言っても、女性の数は少ないですから、そういった中でなかなか町長も難しい質問だと思いますが、た

だ、もし仮に、今現存、町長が一番のリーダーでやっていくという上で、そういう執行部の中のこの議場の中にも女性は必要だというふうに考えるのであれば、執行部側のこういう席にも女性を何人かはバランスよく添えるべきではないかというふうに私は考えるんですが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、私もいずれにしてもどこが優先とか女性が云々と、そういうことは考えてございません。いずれにしても役場の中であっても、女性であろうが男性であろうが、いわゆる仕事に積極的に取り組むと、そういう姿勢の中でそれなりの、いわゆるポストというものがあるのかなというふうに考えてございますので、これからもそういった方向で男女関係なく対応していきたいということでもあります。

特に、私は、仕事の中で適材適所というものは、本人が決めるのではないのだ、いわゆるこれはいろんな部署を歩いて経験をしながら、その積んだ中で見る第三者的な能力ということ考えていくというのですか、そういったことでその適材適所が決まるのだというふうに考え方は持っております。

そういうことで、これからも考えは変わることはありませんので、そういうことで採用してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、ぜひ、今の話のポイントはやっぱりバランスということだと思うのです。能力の差ということもあると思うんですけれども、私は12年間議員の仕事をやって、一番物を言ってくれる方は女性の方でした。女性の方はやっぱり気づく、そういうこと、子育ても、なされない方もいますがなさってきて、やっぱりいろんなことに気づくという、環境ということを考えているのかなというふうに思います。それは、男性ができないということではなくて、よりそういうことの考えもあるのかなと。今まで見てきて、そういったことが多かったので、ぜひ、町長、今後人材ということでバランスのいい運営、経営ということをお考えになっていただきたいということでございます。

これは私の要望というかお願いということでございます。

2番の質問に移ります。

区長機関の報酬を改定するべき。

今後、高齢化社会になり区長の役割負担は大きいと聞きます。これ、通告してちょっと間違ったんですが、「高齢化社会になり区長の負担は大きいと考えられます」です。今でも区

長の負担は、私はかなり多いというふうには思っているんですが、続けます。そこで、今後の高齢化や複雑な社会を考えると、さらに区長職の負担が予想されることから、区長職の報酬を大幅に引き上げることを提案いたしますが、今後の町長の政治姿勢を伺います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

常日ごろから地域づくり、いわゆる地域コミュニティのかなめとなってございます区長の皆さん、さらには区の役員の皆さんには大変ご協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第であります。

複雑多岐にわたりまして地域をまとめる区長の皆様方の役割は、そういうことで大変重要であると認識しているつもりであります。

区長の報酬につきましては、ご承知のとおり、非常勤の、いわゆる特別職の報酬として条例で定められた年額が現在支給されてございます。この報酬の改定につきましては、報酬審議会、こういったものを設けまして、その中で議論をされて、適正な報酬ということが位置づけられるというふうに考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番（今駒隆幸君） 区長機関のことで伝えたいことはいっぱいあるんですが、この質問をするに当たって、時代と逆じゃないかと言われる方もいらっしゃるんですが、実は。こういう公職に関してはボランティアでやっていくと。議会も行く行くはそういうふうになっていく。最終形態はシティマネジャー制度とか、予算がなかったらそういうふうな方向に行って、下げていく方向なのではないかということだと思うのです。確かに、私も最終の方向はそういうボランティアとか、そういう姿勢で地域、社会貢献ということでは考えているんですが、しかし、お伝えしたいのは、そこに至るまでどういうステップを踏むかということなんです。だから、そのステップの踏み方ということで私が考えているのは、今、地方分権と皆さんよく言われますね。地域でものを考え、地方で個性的な町づくりをして、地方でもうやっていくということなんです。私が考えているのは、区長に報酬を多くするという意味は、区にもう少し財源を多くするというイメージでもあるわけなんです。そうすることによって、自分たちの区が自分たちでよりもっといろんなことを考えて、動き出せることができるのではないかと。その集約が役場だったりするわけなんです。私、今の環境だと、皆さんもご存じだと思いますが、本当にこのままだとなり手がなくなっちゃうんじゃないかと思うんです。特に、今一番心配しているのは境界、新しい町なんかは、以前も言いましたサラリーマンの方が区長をやられているということなんですが、今の区長さんの公務

の日数から考えてサラリーマンが区長をやるとするのは、僕は難しいと思うんです、現実には。じゃ、そういうことを考えると、今後どうあるべきかということ私にこれを考えなくてはいけないということなんです。私の1つの自分の意見です。今、報酬審議会ということだったものですから、私の1つの意見としては、もし区にさらに地方分権ではないが権限を与えるべきという考えであれば、そういった1つのやり方というのもいいのではないかと。ただ、もう一つ、今の区長負担の割には、私は報酬は正直安いと思います。私らの受けてきた教育は、こういうのはボランティアだというふうを受けてきても、これはちょっと運営は今後行きづまるのではないかなというふうに予想されます。

では町長、これは私の意見なんです、その報酬審議会、どうですか、これ、私もちょっと勉強不足なんです、例えば、こういったものを2年に1回とか、毎回開くとか、開いて見てみると、そういうことを今後少しずつ運営でやっていくということが、私にはいいのかなと。そういうところで集約して、そういうことを決めるということは、また、民主主義でいいのかなというふうに思うんです。もちろん町長は町長の自分の考えはあると思いますが、そういう委員会がありますから、そういう委員会で話す。では、その委員会をどう開くかということがポイントになります。これを、もしよろしければ、例えば1年に1回とか、2年に1回とか、僕は4年に1回じゃなくて、今だと2年に1回ぐらいが、ある程度正しいとか正常なのかなと思うんですけれども、そういったことをやっていくということの考えはいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございませけれども、いずれにしても報酬の審議会、これについては私の記憶でも多分最近ないのかなというふうに思っております。その辺については、時期は別にしましても、これは検討してまいりたいと思っております。

さらに、いわゆる行政区長さんの負担、これは私も大変負担がかかっているというふうには思っております。それで、私も庁議、いわゆる課長会議の中でも行政区長さんの負担、そういったことも含めて、いわゆる提案している部分が1点ございます。これについては、いわゆる職員がそれぞれの地区の担当制を持ってやるのが、これからの行政運営についても我々の執行の中でもスムーズな方法がとれるのかなということで、二、三カ月前の庁議、いわゆる課長会の中で提案をしております。まだその辺についての具体的ではありませんけれども、そういった提案をしながらよりよい行政運営、そして行政に負担のかからない運営、そういったものについてこれから考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番(今駒隆幸君) ぜひ、町長、大切なことは日を当てるということなのかもしれませんね。本当に今言われたとおりで、日を当てるということで、私は円谷議員も先ほどもお話ししましたがその財源とか、やっぱり町の借金とかということなんですが、もしかしたらそういったバランスを変えることによってこの役場の運営ということがその財源を減らす可能性は今後あるのかなというふうに思います、その分権をうまくさせるということだと思うんです。また、地域が物を考えるということ、いつも役場、役場ということじゃなくて、しっかり物を考えていくということに関しては、今後の鏡石町の運営では、私は考える限りはすごくいいことなのかなというふうに思います。

今の質問では、1つのやり方として、こういうやり方もありますということの1つの提案でした。その報酬審議会を定期的に行うということが大切だと思いますので、ぜひそういったことをお願いしたいというより、そういったことをお伝えしたいということです。

3番になります。

公園に子供たちの遊具とベンチをふやすべき。

先日、6人の子供たちが親を連れ添って、公園に遊具をふやしてほしいと陳情に來られました。

これ、ちょっと説明していないんですが、僕も本当にびっくりしたんですが、親もまだ20代の親でしたが、私のオフィスに來られまして、開けましたら子供がいて、皆さんで声を合わせて、公園に遊具をつくってくださいということがあったわけなんです。これは実は二度あったわけなんです。私は非常にほほ笑ましいと、一生懸命お伝えしますということだったんですが、今までも予算委員会でもそういう話があって、いろんな討議はなされてきたんですね。私実に12年間やって、子供の声ということは今まで届けたことはなかったんですが、この最後の期になる一般質問で、ぜひその子供の声を届けたいということでこういう質問にいたしました。

質問を続けます。

これからの公園運営には社会的弱者となる子供と高齢者にさらに優しくあるべきだと私は考えます。

せっかく設置した公園をさらに利用していただくため子供たちの遊具とベンチをふやすべきだと私は考えますが、今後の町長の政治姿勢を伺います。

補足させてください。ベンチは、今言ったように、高齢者の方々と子供、弱者と言われる方々がそこで休めるようにそういうものが必要であるということもあるんです。また、お孫さんを連れてたりするとき、子供や地域と触れ合うときにそういう座るところがないと、やっぱり子供、孫と一緒に連れてたりすることもできないということだと思うんです。だから、そ

ういったことを考えて、こういう公園に遊具とベンチをさらにふやしてみてもはどうだろうか
ということの提案です。

政治姿勢を伺います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公園に子供たちの遊具とベンチをふやすべきについてであります。町内には都市公園と
児童広場があり、児童広場は現在20カ所整備されております。

町では、定期的に点検や修繕を実施しておりますが、なかなか老朽化により利用に支障が
ある遊具等もあり、事故を未然に防ぐため使用禁止措置や撤去を順次進めております。

地域コミュニティの場所として、また、子育て世代の憩いの場所として児童広場の整備は
必要なものと考えております。しかし、厳しい財政事情から新たな施設の設置につきまして
は、思うように進められない状況にあります。

今後は、国においても子育て支援にかかわる交付金等の創設も進められており、その中で
施設整備が可能になるようなものがあれば活用するなど、財源を確保しながらでき得る限り
の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） そのとおりですね。今言われたのは厳しい財政事情ということですね。

例えば、1つの遊具さえも難しいと。確かにそのとおりなのです。先ほどの前文で言った話
ではないですが、議会が12年前ぐらいには1億円あった予算がことしは5,900万ですから。
そうやってきているということだし、確かにそのとおりなんです。

町長、今の話だとそういう助成制度をしっかりと見つけていく、そういう姿勢でやっていく
ということなんですね。

町長、ぜひ、私がお伝えしたいのは2点なんです。1点は、こういう場で話すことのでき
ない、また、投票権のない子供たちの意見をどうやって聞くかということなんです。どうや
って取り入れるかということなんです。その子供の言葉がしっかりしているかしていないか
ということなんです。私は思うんですね。今回見て、ちゃんと親を連れ添って、親が「せ
ーの」と言って、子供と一緒にやっているわけです。そういうことの事例ができたというこ
とだから、今後はたしかそういうケースも出てくるのかということなんです。そういったこ
とをどうやって今後とらえていくかということだし、また、町長がその子供たちの政策を、
例えば勉学ということだけじゃなくて、生活の一つとしてそういう場所をつくっていくとい

う姿勢は、僕はお金がなくても大切なんじゃないかというふうに思うんです。町長は特に教育界にいらっしゃいましたから、よくそういうことはわかっていると思うんですね。それはそういうことを考えて、ぜひそこは予算を、出なかったら今言ったようにしっかり調べて、何とかそういう実現をしてあげると、そういうことをしていくということをお願いしたいんです。

もう1点なんですが、そのポイントにベンチというふうにありました。

実は、きょう来る前に、車で来るときに、高齢者のおばあちゃんが、おばあちゃんと言っても、きょういらっしゃっているんですが、僕が小学校のときよく行っていたなかよしやの駄菓子屋のおばあちゃんなんですが、きょう見たら足が悪いんでしょうね。僕はそれを見ていて思うんです。やっぱり町じゅうにベンチや公園で休むところをつくらないと、これから高齢化社会には対応できないだろうと。日本は座る文化が余りないので、そういったことはなかなか考えられてこなかったのだが、ただ、私、そのおばあちゃんを見ていて、やっぱりそういう休むところを少しずつつくることは今後必要だろう。また、座る文化をそこでつくって、人との触れ合いですね。そこに座ることがあれば、大人がいると小学校の、あそこら辺のベンチは前に設置してもらったんですが、あそこら辺に座ることがあれば、大人と子供がいて、こういう難しい社会上の中、子供が守られるということにもなると思うんです。

そういったことを考えると、私はベンチを本当に数多く設置して、触れ合いの場にする、休憩の場にする、高齢化社会に対応するということでは、私は必要なのかなというふうに思うんです。

今泉課長が言われたように、そうなる今度財源という話になるんです。町長、私の意見ですが、先ほども言ったんですが、議会はやっぱりここまでいろんなものを削ってきました。例えば、天栄村が議会の議員の人数を減らすときに、その予算は教育費に充てると、そういうのを条件にして話したということなんです。やっぱりすべて借金に充てるということじゃなくて、充実させながらうまく経営していくと。しかし、できないものに関しては細かく説明していくというこれから対応が必要になってくると思うんです。そういったことを考えて、ぜひ公園の遊具だけじゃなくて、町じゅうにまたそういったベンチとかを少しずつ設置していく、そういうことが僕は大切だと思うんですが、町長、これから町のリーダーとしてそういったことに関して、高齢者の方々と弱者の子供たちに対して、どうでしょうか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、いわゆる町民は子供も含めて町民であるということでもあります。そういう中で、子供の意見が町政に反映できる、そういったものについてもいろいろ場を考えながら検討して

まいりたいということではあります。

ベンチにつきましては、私も職員の中で、いわゆる健康福祉課におりました。そういう中で、皆さんもご承知かとは思いますが、鏡田にポケットパークがございます。そこには当然いすもございます。ということで、これからの高齢化社会、そういった部分を含めて、これからの地域コミュニティ、そういうことも含めて、そういったベンチ、座る箇所があるということは大切なこれからの行政の役割なのかというふうに私は思っております。ですから、これからもそういった意味で対応していきたい。ですから、私も駅においてみたい、この町を歩いてみたい、そしてこの町に住んでみたいという町づくりの一つは、そういう中で歩いた中でも、立ってばかりいられないので、そういう中では座る場所は当然必要であるということを考えてございますので、これからもそういった方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

予算についてはいろんなことを見つけながら対応する必要があるのかなということであり、考え方的にはそういう考えでこれからも運用をしてまいりたいと思っております。

〔「終わります」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

◇ 根本重郎君

○議長（今泉文克君） 次に、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 皆さんこんにちは。1番の根本であります。

3月定例会第16回の3番目に質問をさせていただきます。

世界の情勢が混迷する中、また、日本の政治が混乱している中、地方行政の重要性が現在大きく問われているわけであり、地方主権、地域主権であります。

通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1番であります。

花づくりについてであります。

これは町長の公約ということで、それなりにいろいろ説明は受けておりますけれども、なお細かく具体的にお聞きいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(1) 各行政区ではどのようなことを考えているのか。つまり、過去においては行政ごとの花いっぱいコンクールとかいろいろとやっておりましたけれども、どのような方向で考えていくのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

一般的な部分について私のほうから申し上げたいと思います。

私は、昨年の町長選挙におきまして、いわゆる政治公約としまして、町民の皆様の声を町政に反映し、皆様と一緒に人に優しく1年中花が咲き誇り進化する鏡石町を築き上げることを掲げました。

その1つの施策が、花のある町づくりでありますけれども、ご承知のように各行政区におきましては、従来からある組織でありますけれども、町の花いっぱい運動実行委員会に所属して、それぞれ年間計画のもとに各区長さんを中心に活動いただいているところでもございます。

そういうことで、私も1年中花が咲き誇る町づくりとしまして、今後四季折々の花を町じゅうに咲かせられるようなそういった研究をしてまいりたいというように考えてございます。

なお、今回予算の中にも組み入れましたけれども、田んぼアートなんかもその一つであるということでご了承をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 1年中花を咲かせるというのは非常に難しいと思うのです。花咲く時期というのは大体決まる時期もあるし、あるいは温度がなければ咲かないということであるが、ビニールハウス何かを設けてやるとか、いろいろとあると思うのですけれども、確かに、目玉である田んぼアート、これから具体的に進めていくのかなと思うんですけれども、町長は公約の中で1年中という期限を切っているわけであるので、やはりそれなりの何の花、何の花、何の花とかということをやったり具体的に咲くような方法を、もう1年になりましたので、そうするとこれから種をまいてどうこうと言っても、時期は当然限られるわけでありまして、やっぱりそれなりに具体的に咲かせられるような方法をもっと細かく列挙が要るのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私は、先ほど健康福祉課のお話もしました。その後、教育課に3年おりました。そういう中で、教育課の職員と一緒に職員同士がお金を出し合って、この一小の前、旧道にプランターを職員でやったことがございます。これは、6月からの花いっぱい運動、それが終わった後、いわゆる冬は何もないんですね。そういう中で、このプランターに、いわゆる冬ということでパンジー、さらには葉ボタンということをやっておりました。

そういう中で、私は、その経験、そういったことを含めて1年中花が咲き誇るというそういった部分について考えていきたいということでもあります。

そういうことで、実践もしてございます。そういったものでこれからもそういう中で皆さんといろいろ協議をしながら進めていきたいという考え方でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） （1）と関連していくんですけれども、（2）の住民参加型の花づくりにするにはどのような方法が考えられるか。また、小・中学生からお年寄りまでの全員参加型というのがやっぱり必要ではないかなと思うのですけれども、それらにはどのような方法が考えられるか、お伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

小学生からお年寄りまで参加して活動できる住民参加型の花づくりが、いわゆる協働の町づくりの理想ではないかというふうに考えてございます。

○議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時48分

開議 午前11時49分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

町長、答弁を求めます。

○町長（遠藤栄作君） そういうことで、それぞれの立場から花いっぱい運動に参加していただき、自分の住む町を愛する人を育てることが大切ではないかというふうに思っております。

小学生には学校や地域の活動に参加し、高齢者は高齢者のできる範囲で活動に参加していただく、いわゆる地域・学校に一体感が生まれ、自分の住んでいる地域、学校が美しくなることに喜びを感じられればというふうに思っております。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、これからいろんな面で協議をしながら協働・参画できるようなシステムをこれからつくっていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（3）の駅東地域内にある、いわゆる土盛りをした土地の活用についてお伺いをいたします。

これは、従来から何度か提案していることでありますけれども、なかなか実現にならないということで、現在、集積がまだできないので、あと何年もかかると思うんですけれども、その間、やはりあそこをあのままにして雑草だけ生やして、また雑草を刈るというふうなことではちょっとやはりいろんな能がないのではないかなというふうに考えますので、あそこに後で述べますけれども、例えば花とか、あるいは花ばかりでなくて実などがなるようなものを、やり方は別として、植えるとか育てることができないかどうかお伺いをいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業区域内には、町が公共用施設の整備用地として先行取得した公共用地がございます。ご質問のように現在は未利用地となっており、花や木などの植栽も一案とは思いますが、植栽の方法や維持管理等の問題を初め、区画整理事業用地としての兼ね合いもございますので、今のところご意見としてお伺いしておきたいというふうに考えてございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 確かに土地区画の関係があるので難しい面があるかと思うんですけれども、ただああいうふうにしておくだけでいいのか。町外とかいろんな方から言うと、何だあれはという話になると、町の古墳なのかなどと一瞬言われたりする部分もあるので、やはりそれはきょうあしたというか、ここ1年、2年で解決するというふうなものではないと思うので、やり方は別として方法はいろいろあると思うんですけれども、そういうようなことにあそこに、何がいいかというのはわからないんですけれども、後から出てくる、例えば菜種など、あれは実をならせたらソバみたいなのを植えることができないところ、あるいはおいおい考えればできると思うんですけれども、やるというふうになれば、あそこにいろんなものをやることは可能なかどうか。まだまだ絶対だめなのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これについては、私のこれも経験なんですけど、私も約20アールくらい実際管理しているところがございます。そういう中で、私もあの土盛りした上に菜種も植えたことがあります。あとはコスモスも植えたところがございます。さらに、よさこいの踊爛會

でヒマワリを植えたこともございます。この踊爛會でヒマワリを植えたんですが、これは見事失敗しました。なぜかと言いますと、あの土は川砂で大変厳しい条件であります。私もあそこに何本か木を植えてございます。なかなか育ちはしません。そういうことで、私もそういう面で個人的に実際何かできないかなということまでしてございます。そういう中で、なかなかその土盛り部分については、私が管理している部分については容易でない。ですから、ほかの部分でやれるところがあれば、これは検討していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） ちょっと歯を抜いているので、声がスースーしてちょっと聞きづらいかもしれないんですけども、ご了承いただきたいというふうに思います。

確かに今までの中で、菜種、コスモス、ヒマワリとか、いろいろと木などを植えた。過去に経験があるというふうな話でありますけれども、これらを現在町にある各団体だけじゃなくて、インターネットあたりで公募して、ここを貸しますから、あるいは安くしますからどうぞ使ってもらえませんかというふうな個人に対して公募をかけてみてはどうかと思うんですけども、それに対してはどうですか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 本用地の公募をかけて貸し出すというふうなアイデアでございすけれども、先ほど申し上げましたように、これまで区画整理事業用地としての考え方で進んできておまして、いわゆる短期的に利用するというふうなことはいいのではないかとというふうに思いますけれども、いわゆる実のなる木などを整備していくというふうな状況になってくると、1アイデアとしてお伺いしておきながら、あのままの状況をほうっておく状況ではないというふうなことは認識しておるわけでありまして、いわゆる社会情勢の中で事業が停滞しているという状況もございすので、そういった中では別面もございすので、こちらについては先ほど答弁させていただきましたとおり、ご意見としてお伺いさせていただきますというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 何度も言っつこいようですけれども、やはりこれから何年、何十年かかる、あそこを集めてやる場合に。だから、例えば外観上見て、あのままでいいという判断ならば何もやらなくてもいいと思う。別に1区画から5区画までずっとやるまであのままで待っていると。何もしないで、集積するまであの土地はあのままでいいというふうなら

ば、確かに何もやるがことないから、要するに、頭を悩ませることはないと思うんですけども、やはりそうではなくて、確かにあそこを何かする場合には、今確かに土壌がどうこうだと。法的な面もあると。けれども、やはりあのままにしておけないから、あそこに何か植えて、ちょっとでも町の雰囲気とかを変えようというふうなものが出てくれば、それなりの方向性というのは見えてくるのではないかなというふうにも思うんですけども、これ最後に伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、いずれにしましても、あその土盛り部分、さらには土盛りしていない部分、いろいろ含めまして管理を町のほうでさせていただきます。そういう中では、管理費用、さらには事業の進捗状況、そういったことも含めて、今ご意見がありましたそういったことも含めまして検討をしてみたいということであります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、②番でありますけれども、ちょっと順序が逆になったかと思うんですけども、あの面積というのは合計で、上場だけでいいんですけども、どのくらいありますか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 合計でどのぐらいの面積があるかについてご答弁申し上げます。

面積にしまして4万5,089平米がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） これは上の平場だけという話なんですけれども、それで4万5,000平米もあるということは、やはりもったいないというふうにも私は考えておりますので、1番同様のいいアイデアを募っていただきたいというふうに思っております。

○議長（今泉文克君） ただいま1番、根本重郎君の一般質問を続行中でございますが、昼食となりましたので昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、1番の花づくりについての中の（4）であります商工会の女性部の方が中心となりまして、休耕田などを活用して菜種油を栽培しておりますが、面積はどのくらいで、量は年間どれくらいとれるかを把握しているかどうか。また、全町的に町の名物として菜種油を広めていくことはできないかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の（4）の商工会女性部が取り組んでいる菜種油関係についてでございますが、商工会女性部で実施している菜種栽培は、平成21年度から周辺5つの商工会女性部合同で実施されております。

今年度は、約1.2ヘクタールの作付で400キログラムの収穫があり、112リットル搾油されました。さらに、この油を活用した調味料を現在は開発中でございます。

菜種は環境保全や循環型農業の優等生と言われ、全国各地でいろいろな取り組みがされておりますが、生産コストや販売先など採算に乗せるには多くの課題もあり普及していないのが現状でございます。

ただ、遊休農地の活用方策の一つとして考えられますことから、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 商工会のほうの女性部の話もわかったのですが、全町的な油を広げていくというのをちょっと今聞き取れなかった面があるので、もう一回聞きたいと思うんですけども、やはり町には休耕田がこの何倍もあると思うんですけども、それらを確かに栽培するには維持管理しなければならないし、あるいは販路というものを見つけなければならないというふうにも思うんですけれども、前の質問の中でも言いましたように、各団体などにやってもらうというふうなあれではなくて、個人でやってみたいと言う人がもしあれば、休耕田等をその人らに世話して個人的にやるというふうな、さっき言いましたインターネット等を通じて公募して、町の土地ばかりでなくて、休耕田等も含めて町の1つの

名物として、例えば今、菜種というようなあれを出したんですけれども、菜種でなくてもほかにも何か用いられるものがあるかどうかお伺いいたします。

それと、さっきの商工会の婦人部のほうの販路なんですけれども、400キロで112リットル年間つくると。これは岩瀬管内商工会連合会なんですけれども、これ、販路というものは満ち足りているのかどうか、把握しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めに、町の名物というようなことでの先ほどのご質問にもございましたが、それらについて、菜種の採用ということでご答弁をさせていただきまして、なかなか採算ベースに合わないのが今後普及するのが難しいけれども、遊休農地の活用方策の一つというふうなことで今後検討したいというようなことで先ほど答弁させていただきました。

遊休農地については、町で約33ヘクタールほどございます。その対策については、耕作放棄地の対策協議会のほうでいろいろと取り組んでいるということでございます。ただ、そのような遊休農地を町外者なども入れてインターネット等で募集して活用してはというご提案もございましたが、農地については、販売目的等はいろいろであれば、農家でないとなかなか農地を耕作するのが難しい法律もございますので、その辺につきましてもいろいろと考えたいということですが、できれば国のほうでも遊休農地については周りの農家の方が一体的に利用することで、効率的、効果的な利用が図られるので、そういうふうな遊休農地の活用をされるような取り組みについての助成等もございますので、遊休農地対策については、その協議会の中で国の政策も含めて対策を図っていきたいというふうに考えております。

さらに、遊休農地のご提案がありました菜種油とか、そのほか景観作物等もございまして、そういう導入作物についてはいろいろな形で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、あともう1点、販路先というふうなご質問がございました。販路先について、うちのほうで把握しているのが、駅、それから商工会、それからかんかん館のほうで販売をされたというふうな内容になってございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、大きい2番でありますけれども、先日議員のほうにも配られてアンケート回収したと思うんですけれども、2番の望ましい親・家庭に関するアンケートに

ついて、いろいろお伺いをいたします。

(1) のこのアンケートの回答者欄には、年代別に20代から60代まであるわけですがけれども、その年代別に合ったものを、団体を通じてなのか個人通じてなのかわからないのですけれども、だれにどのように配布していくのか。また、その年代別に配布したアンケートの回収というのはどういうふうにするのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員の年代別に書かれているアンケート用紙をだれにどのように配布するのか。また、その回収方法についてはというご質問に答弁させていただきます。

児童・生徒の指導上の問題が全国的にも、我が町においても増加傾向にあるところですが、これらの問題に対して家庭がどのようにかかわっていけばよいのか、教育の原点である家庭教育を考える一助とするために、望ましい親・家庭に関するアンケートを実施したところでございます。

配布先なんです、回答いただく年代層を考えまして、町立の保育所と幼稚園及び私立の幼稚園の保護者と教職員、第一小学校、第二小学校、鏡石中学校の保護者と教職員にご依頼をしたほかに、町議会議員の皆様、そして教育委員の方々、町の管理職の方々、それから教育委員会職員に対してアンケートを実施したところでございます。

回収についてでございますが、保育所、幼稚園、学校については、配布後に期間を設けて回答いただき、それぞれに回収をいたしました。また、そのほかについては、その場でできるだけ回答いただくようお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 少し細かくなっていくかと思うんですけれども、提出先としては教育委員会、保育所、幼稚園、学校の担当者ということになっていて、回答したところで学校、幼稚園の保護者と町の管理職どうこうとあるんですけれども、この一般の方、例えば20代、30代は幼稚園、小学校、中学校の保護者、40代ぐらいまでは該当すると思うんですね、そうすると50代、60代の方のアンケートの配布というのは、さっきの説明からすると該当するのは、町の管理職、町の管理職と言っても60代はいないから、そうすると、このアンケートの中身がどういうふうに動いてくるのかなと一瞬思うんです。例えば、20代、30代は人が多いからそれなりのアンケートはとれると思うんですけども、50代、60代の人らのアンケートに同じ設問でやった場合に、例えば5人や何人かで60代の設問のアンケートが30問

中10問出ましたというふうな結果になりかねないというようなことも考えられるので、一瞬、回覧なんかで回すのかと思ったり、あるいは回覧で回しても親がいて、じいちゃん、ばあちゃんがいた場合には、何枚かずつやらないと回収できないのかと一瞬考えたり、いろいろと考えてみたんです。だから、そういうふうなことではないということなので、やっぱりそれでは、せっかく後で出ますけれども、日にちいつまででやるのかわからないですけれども、せっかく人が手をかけてアンケートをとっても、そのアンケートの中身というのが何かある程度の、言葉は悪いんですけれども、自己満足的な答えになりかねないというふうな危惧もするので、これはもっと広くやるというふうなことはないんですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートにつきましては、現在、いわゆる回答いただいたものを集計の段階に入っているところでございます。

今現在の段階で、大きく保護者、それから教職員、そして言葉としては適切ではないんですが、その他というような形で今鏡石町の保護者の皆様方は、先生方はこんな形で子供たちにかかわろうとしている、あるいは家庭としてはこんなふうに心がけているんですというのが見えるようになればいいのかなというふうに思っています。あくまでも家庭教育を考える一助となればいいと、このように私どもはとらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 設問の中身はこれからやりますけれども、せっかく年代別でやるわけですね、この設問に対して。やって終わったのかどうかあれですけれども。これに対しては、例えば小学校、中学校の子供に対してのアンケートと同じ題名というか、中身が同じかどうかは別として、子供から見た、例えば親や家庭に望ましいことはどうなのかというふうなアンケートというのはやったことがあるんですか。あるいはやっていなければ、やっぱりやる必要があると思うんですけれども、そこら辺どうですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 子供から見た望ましい家庭というアンケートについては、とる予定はございません。

先ほど申しましたアンケートの保護者をお願いしたのは、保育所の保護者です。それから幼稚園の保護者、一小的保護者には5年生の保護者をお願いしました。それから二小的保護者には2年生と3年生の保護者をお願いしました。中学校の保護者には2年生の保護者

をお願いいたしました。発達段階が見えてくるかというふうに思っています。そういった中で、その段階の保護者はどんなふうに考えているのかというのが少しでも見えてくればありがたいというふうに思いましたし、そのアンケートを見たときに、幼稚園の保護者が、小学校になるとああこんなふうに心がけているんだ、あるいはこんなことをしようとしているんだというのが見えてくると大変ありがたいということで実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 趣旨としては、このようなアンケートをとって親のその意見をある程度吸い上げるというのはやはり間違いではないと思っております。やはりやることも定期的には必要かなというようにも考えておりますけれども、ただ、やり方としては、やはりさっき言いましたように、せつかく年代別があるのならば20代が100人だったならば、やはり50代、60代も100人ずつ同じくアンケートをとると。そうしないと幾ら年代別でデータをとると言っても、20代が200人もいた、60代がたかだか10人か20人しかないというふうなアンケートでは、アンケートの中身の信憑性というのはやっぱり薄れていくと思うのです。やっぱりこれをもとにやるのならば、信頼性度を高めるのならば、やはりそのようなことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、今回はこういうようなことができたんですけれども、これからは違うような形でアンケートなどをとるというふうな必要があれば、そういうふうなことは考慮していただけないかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 今後アンケートをとるという機会がございましたときには、ただいまお話しいただいたようなことも十分考慮しながら対応していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（2）でありますけれども、このアンケートの中身についてでありますけれども、30問あるわけですけれども、この30問全部ずっとやってみると、何かすべてに丸をつけてもいいのではないかというふうな錯覚というか、そういうふうな設問の仕方をしたのかなと思うんですけれども、こういうふうな設問というのは何人かで考えてこの設問をつくったのかなと思うんですけれども、この文言に対してこういうふうな設問の仕方というのはやっぱりどうなんですか。私からすると、ちょっと疑問を持つ点もあるんです

けれども、これは何人かのでつくれたわけですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員、設問の文言に問題がないかというようなご質問ですが、ご答弁申し上げます。

望ましい親・家庭の姿を問いかけているものでありまして、保護者が答えやすいように、否定的な文言ではなくて肯定的な文言により列記したところがございます。

その中でも、特に考える望ましい親や家庭の姿を選んでもらって、それらを参考に各家庭がどのように心がけているのか、どのようにかかわっていけばよいのか等を考える一助にしたいと先ほども申しましたが、その思いでしたものでございます。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、3番ですけれども、（3）、2番と3番とちょっと連動するわけですけれども、この文言、これずっと30問設定してありますけれども、答えが何かそちらの方向に誘導されるような錯覚も私としては受けるんですね、30問の中から10問を選ぶと。だから、これから公表が出ると思うんですけれども、その10問の中で何が多くなってくるかということによって、教育委員会の思っているような方向に結論が出ればそれで満足するのかと一瞬考えたのです。だから、そういうようなことではないのかどうか。（2）とちょっと絡むんですけれども、そういうようなわけではなくて、本当に私は真つすぐに随分やっているとは思うんですけれども、何かこの文言だけ拝借すると、そういうふうな錯覚を受けるような感じがするので、その辺はどうなのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 設問が誘導するようにも思えるがというご質問でございますが、答弁させていただきます。

特に誘導しているというふうには教育委員会としては考えてございません。望ましい親や家庭の姿について、保護者の意見を回答いただく項目も設けさせていただいておりますし、保護者にとってアンケート形式にすることによって効率よく回答いただけたところがございます。

繰り返すようですが、今回のアンケートは、保護者に子供に対する家庭でのかかわりや心がけたいことを考えてもらいたいのだというのが一番のねらいでございます。教育委員会が

どちらの方向に持っていくということではなくて、お一人お一人、1軒1軒の家庭の中で、家庭教育を見直していただければ大変ありがたい。そのきっかけとしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（4）でありますけれども、これらの集計を今始まったというふうなあれを受けたんですけれども、集計の結果というのは、合計枚数も含めて何枚くらい回収して、その結果というものはいつころまでに出してくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 集計の結果は、それからいつごろまでに行うのかというようなことですが、アンケートにつきましては、すべて回答いただいております、現在集計作業を行っているところでございます。

その枚数ですが、保護者の方々からは356名の方からアンケートを回答いただきました。それから、教職員からは117名の回答をいただきました。それから、町議員の皆様方、教育委員の方々、それから町役場職員の皆様方、合計47名の皆様方、合計しますと520名の方々からアンケートの答えをいただいたところでございます。

ある程度今集計作業に入っているんですが、時間はかかるというふうに思うんですが、できるだけ早く集計結果は出していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、5番と4番と絡むので、5番のほうに移りたいと思います。

520名の回収があったということなんですけれども、これらの結果の報告、結果というか、あれは先ほど回答者の中で、年代別にあったので、これは年代別にそれぞれに報告するのかわりか。要するに、例えば20代の方が何名いて、結果として、10問はこれとこれですと、そして30代の方は、何名いて、結果として、30のうちの10個はこれですというような形に。これは公表されますね。それもお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートの結果の報告につきましては、保育所、幼稚園、学校等へお知らせしたいというふうに思っております。結果の公表につきましては、その中で活

用できるものについては活用してもらおうと、その方向で考えてございます。

以上です。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 今公表されたことを各学校、幼稚園等で活用したいというふうなことなんですけれども、活用するに当たっては、1つ意見というわけではないですけれども、教育に関して、この資料を持っているのは教育委員会が持っているわけなんですけれども、やっぱりそれらを活用するには、当然現場の小中学校の教職員、あるいは幼稚園の人たちとよく話をし、結果が出たからこうですではなくて、こういうふうな結果として出ました、これを現場の先生方、職員のところで活用するにはどうしたらいいですかということを、やっぱり教育委員会のほうから働きかけて、そして一緒になって方向性を持っていかないと、やっぱりアンケートが出たものに対して、教育委員会から下にやると、それだけではなかなかやっぱり現場の反発というのが出てくると思うんです。せっかくいいアンケートをとるわけですから、このアンケートの生かし方というのは、やっぱり最大限にしなければならないというふうにも思いますので、それらはそういうふうに持っていけるのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートの結果につきましては、強制するものではございません。しかし、せっかくとったものを活用しないという手はございませんので、これらの結果については、校長会等でよく説明をし、活用の方法について考えていただきたいというふうに思っています。例えば、授業参観日において、学年や学級懇談会の中で、他の家庭ではどのようなかわり方をしているのか、どのように心がけているのか、自分の家ではどんな心がけが必要なのかなど、それぞれの家庭の実態に応じて考えていただくきっかけにしていきたい、そんなふうには思っているところでございます。

〔「終わります」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

◇ 今 駒 英 樹 君

○議長（今泉文克君） 次に、2番、今駒英樹君の一般質問の発言を許します。

2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 通告に従いまして、2番議員、今駒英樹、一般質問させていただきます。

まず、1番なんですけれども、公共施設の耐震工事の進行状況です。

こちらは、先ほども大きな地震がこの庁舎を襲いまして、震度3でしたけれども、かなりの揺れを感じました。実際、今、鏡石町の中でやっぱりこういう耐震に耐えられるような強度、最近ですと、全年度予算で鏡石第一小学校のほうの耐震診断が終了しましたけれども、もし把握している中で、今鏡石町内にある公共施設の中でそういう診断が進んでいるものがあれば進行状況、あと準備が進んでいるものがあれば、その辺ご答弁をお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 耐震診断の関係でありますけれども、これは議員の皆さんもご承知のとおり、公共施設としましては、特に緊急度を要するということにつきましては、学校関係については既に耐震の診断をしております。一小、公立中学校、二小ということで診断を済んでおります。二小については、昭和56年以降の部分でありますので、一小と中学校、耐震診断をしております。中学校については、今のところ強度についてはおおむね良好であるということでありまして、問題は第一小学校が、いわゆる耐震についてはランクAからDのランクがあるんですが、Cのランクということで、現在は大規模な地震によりまして倒壊の危険性が高いと。Dになると極めて高いということなんです。そういった状況で現在しております。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） そういうことを踏まえまして2番に移ります。

第一小学校の今の段階ですと、前回の説明で耐震改築工事というか、全面建てかえではなくて、足りない部分の強度を支えてこのまま継続して使うという説明があったんですけれども、これから先考えたときに、先ほどこの庁舎を地震が襲ったときでも、震度3でもかなりの揺れでやっぱり皆さんが不安になったと思うんですね。これがやっぱり公共施設で、小学校であったり、また、小さい園児であったり、また、高齢者の方であったりとか、やっぱりそういう施設で使用していたときに大きな揺れを感じたときにはすごく不安を感じると思うんです。だから、そういう部分に関してやっぱり今後どういうケアをしていくのか、それとも鏡石町は財政的には本当に厳しいですけれども、これから先の10年を見て、全面建てかえをして、よりいい環境で勉強できる環境ができるのか、その辺、町長の考えをお聞かせください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、一小につきましては、大変AからDのランクの中の下から2番目の段階であるということでもあります。建物についても、昭和44年から47年の建物で大変老朽化してございます。ご承知のように修繕箇所も大変多く出ているということでもあります。

そういうことからしますと、これを補強するのか建てかえをするのか、そういう部分については早急な対策、いわゆる判断をすべきだというふうには考えております。

そういう中で、今ご質問にもありましたように、財政等もでございます。そういうことを踏まえて、一小の校舎につきましては、国の補助、さらには町の財政状況を踏まえながら改築について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） そうですね、今の現状ですと、とても建てかえというのは厳しい選択になるのかなと思うんですけれども、ただ、今学校の現状として聞こえる話ですと、相当老朽化もひどくて、トイレなんかも高学年の女子などはトイレを使いたくないということで、新しくなった体育館のほうで全部済ましているという話も聞きますので、その辺も踏まえて新しく全面改修するのか、それとも改築でそういった部分をケアしていくのかと言う部分も今後本当に検討していただいて、この間も、きょうも町長の説明と円谷議員の話にも出ましたけれども、ニュージーランドのああいいう大きな地震があつて、たくさんの方がとうい命を失いましたので、きょう本庁も地震が襲いましたし、そうなる前に何とか早急に準備をしていただいて、次の質問に移らせていただきます。

今度は大きな2番目なんですけれども、学校教育の取り組み方です。

（1）番の学校教育の弊害となるさまざまな問題解決に向けての取り組みはということなんですけれども、今段階、鏡石小学校・中学校で現実としてある問題をどのように取り組んでいるかということをお伺いしたいと思うんです。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員の2の（1）のご質問にご答弁申し上げます。

学校教育の弊害に対する取り組みにつきまして、児童・生徒の問題行動等の背景には、都市化、あるいは少子化、情報化などが進展する中、さまざまな状況が影響しているというふうに考えているところでございます。

学校として、問題の早期発見を図るために、アンケートや面接相談を実施するなどして問題を把握するとともに、問題に対しましては学年の先生方全員で、あるいは教職員全体で対

応しているところでございます。また、保護者とも継続的な話し合いを持ちながら問題解決を図っているところであり、必要であればカウンセラーによるカウンセリングも行っているところでございます。

現在、不登校や不登校ぎみの児童・生徒につきましては、教職員の共通理解のもとに継続的に家庭訪問を行い、教室に入れない児童・生徒に対しましても別室での学習や適応指導教室で学習を行いながら復帰を目指しているところでございます。

また、発達障害を持つ児童・生徒につきましては、学習環境に配慮を行うとともに、障害の程度が高い児童・生徒に対しましては、担任の先生と支援が共同して対応しているところでございます。

今後も問題解決に向けましては、地域、保護者、学校が連携をしながら、しっかりと対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） ご答弁ありがとうございます。

前回、議会始まる前に、鏡石町教育振興基本計画というのをいただきまして、これ読ませていただきました。とても本当に素晴らしいプログラムで、これが本当に実行できれば、この町がさらによくなると、教育水準も高くなるのかなと思いました。

ただ、これから、この中に入っているものもありますけれども、また新しく、先ほどもお話ししましたけれども、どんどん高度化して行く中で新しい問題が出てくると思うんです。その新しい問題に対しての、もし教育長の考えがありましたらご答弁お願いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 学校の問題ということで絞って答弁させていただきますと、校長を初めとする教職員一人一人がその持てる力を最大限に発揮して、組織的、一体的に教育課題に取り組む、あるいは取り組める体制づくりをすることが必要なだろうというふうに思っています。学校の運営体制を改める、また、その運営体制に対してチェックを入れてみる、責任を明確化されているかの確認を行う等、そういったことを通して学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域、住民の皆様にご直接説明責任を果たしていく。また、校長のリーダーシップのもとに自主的な学校運営を行っていく、このことが各種の問題解決にはとても大切なことなんだろうというふうに思います。

教育委員会といたしましても、そのような学校の姿勢を後押ししていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） それでは次の質問に移ります。

3番の確定申告受付時間の改善です。

こちらなんですけれども、今は本当に生活環境がだんだん変わってきて、特に共働きが大変多くなってきている状況だと思うんです。

それで、確定申告なんですけれども、本当に限られた時間の中で皆さん納税なさる方が動いています。その中で、ちょっとでもその納税なさる方に利便性が高くなるように、営業時間、窓口開放の時間、こちらをお昼休みに閉鎖するのではなくて開放していただいて、なおかつ時間のほうも、詳しい時間、今5時でストップしているのであれば、これを6時、延長できるのであれば7時ぐらいまでにできればさらに利便性が高まるんじゃないかと思って質問させていただきます。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 2番、今駒英樹さんの質問にご答弁申し上げます。

すべての納税者に気持ちよく納税していただくために昼休み時間の窓口の開放と受付時間の延長ということのご質問でございますが、町では、所得税と町県民税につきまして、確定申告の相談を2月10日より、勤労青少年ホームのほうで行っておりますが、この相談につきましては、平成22年1月から12月までの所得を申告していただくものであります。

この内容は、平成23年度の町県民税、また国民健康保険税などの基礎課税となるものですから、該当する方については申告されるよう広報等で周知をしておるところでございます。

現在のところ、この相談体制の都合上、お昼休みの開放と時間延長ということについては、特に考えをちょっと持っておりませんが、主なケース、事前に問い合わせ等、どうしても時間帯の都合がつかないといった問い合わせがあった場合には、申告会場、現場のほうで臨機応変に職員が対応している状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、時間等限られた中ということでございますので、その申告書の提出方法等も国税庁のホームページ、今インターネットであります。申告書の作成コーナーを利用した電子申告、いわゆるe-Tax、さらに同コーナーを利用した申告書を作成して印刷をして、税務署へ郵送するというような方法などもありますので、それらも随時周知をしていっておりますので、これらについてはご理解いただければというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

[2番 今駒英樹君 登壇]

○2番(今駒英樹君) ちょっと話変わってしまうんですけども、公共料金、そちらのほうも大体、だんだんともう自治体のほうでコンビニで収納したり、収納率を高めるために創意工夫をしているわけですけども、今の段階でコンビニエンスストアでこのお金を払う、お金がおろせるというのは、もう今の日本の社会で究極だと思うんですね、サービスとしては、ただ、そこまでは行政に求めるのはちょっと難しいということで、ただ、本当に生活環境が激変して、共働きがどうしても時間がとれないと。先ほど課長にご答弁いただいて、先にご連絡いただければ対応しているというお話でしたけれども、そこを何とか常に、両方が無理であればどちらか片方だけでもできるような形を何とかとっていただきたいと私個人でお願いしたいんですけども、その辺ご答弁よろしくお願いします。

○議長(今泉文克君) 答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長(高原芳昭君) 再質問にご答弁申し上げます。

当然、申告会場に来られる方でそういった方が多く見られる状況になれば、当然体制的にとりながら対応すべきなのかなと思いますので、これ、ご提言いただいた中で検討して、必要とあらば対応していきたいというふうに思います。

○議長(今泉文克君) 2番、今駒英樹君。

[2番 今駒英樹君 登壇]

○2番(今駒英樹君) ありがとうございます。

次に、4番です。

高齢者のひとり暮らし世帯に対する対応と取り組み方です。

こちらの(1)番、現在の鏡石町町内におけるひとり暮らし高齢者世帯の数、こちらのほう、把握しているかご答弁お願いします。

○議長(今泉文克君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長(今泉保行君) ご答弁を申し上げます。

ひとり暮らし高齢者世帯数についてですけども、住民基本台帳上で65歳以上の単身世帯は、直近では393世帯となっておりますが、施設入所者や隣接して家族がいる場合などが含まれているため、実態としていわゆるひとり暮らしの高齢者世帯は約190世帯と見ております。

○議長(今泉文克君) 2番、今駒英樹君。

[2番 今駒英樹君 登壇]

○2番(今駒英樹君) その方々の、2番にいくんですけども、もし何かあった場合、今、

社会問題にもなっています孤独死であったり、地域コミュニティがないがために本当に苦しめてもだれに伝えることもできなく本当に亡くなっていく方々など等、助けを求められないまま最悪の事態を迎えてしまう方々、これはもう、この間、先月28日の新聞でも、国と県が補助を出して何とかしなくてはいけないという方針を示しましたけれども、その点について、緊急時の体制と今後町側がそういう準備があるかということをお伺いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 緊急時の体制についてでございます。民生委員は担当地区のひとり暮らし高齢者も含めた高齢者世帯の連絡や確認のために福祉票という台帳をつくりまして、必要に応じた支援をしているところでございます。

緊急時には、民生委員や地域包括支援センター、また、各介護事業所のケアマネジャー等の連携により対応しているところであります。また、緊急通報システムを活用した緊急連絡体制の支援も実施しているところであります、今後もこれらを継続してまいりたいと考えております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） ちなみにその緊急連絡体制というか、もし何かぐあいの悪くなったときに、例えばボタンを押せば連絡場所に連絡がつくとか、どういう形でなっているのかという具体的にご答弁をお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 緊急通報システムでありますけれども、これにつきましては、いわゆる電話機を使いまして、その電話機といわゆる委託業者等が連絡がとれるようになっております。その委託業者との間で定期的ないわゆる確認と、緊急時においては、いわゆる緊急ボタン等を押しまして、その委託業者のほうに緊急通報が入った中でその対応ができるようなことになっております。また、その対応につきましては、いわゆる支援者という方がいらっしゃるまして、町内にいらっしゃるわけですが、その支援者の方にも連絡が行くような形になりまして、その支援者の方とともにその対応ができるようなシステムになっております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 次の（3）番なんですけれども、ひとり暮らし高齢者世帯に対する今後の町独自の考えがあればお聞かせください。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） ひとり暮らし高齢者世帯に対する今後の対応についてでありますけれども、高齢者福祉施策に関しましては、平成23年度中に平成24年度からの第6期高齢者保健福祉計画並びに第5期の介護保険事業計画を策定することとなっております。

策定に当たりましては、高齢者のニーズ調査を実施し、ひとり暮らし高齢者を含めた高齢者が必要とするサービス内容等を検討することとしておりますけれども、みずからできるもの、行政が支援するもの、そして地域の方々やボランティアの方々との連携など、これまでの取り組みを踏まえ、さらに進化させたシステムづくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） ご答弁ありがとうございました。

次に移ります。

5のマレットゴルフができる場所の確保と整備です。

こちらの（1）なんですけれども、町内でマレットゴルフができる場所を整備できないかということなんですけれども、こちらは生涯スポーツが多様化して、鏡石町のほうでは、ゲートボール場とグラウンドゴルフをする場所はあるんですが、マレットゴルフに関してはちょっと形式が複雑なんですけれども、完全にゴルフに近づけた高齢者に対するスポーツになるんですが、そちらが鏡石町に設備がないがために、近隣の整備の整っている場所にわざわざ行って活動をしているという状態になっているんです。それを解消するためにも何とか鏡石の町内にも、前の一般質問のときに木原議員からも鳥見山あたりでできないかという一般質問があったんですけれども、僕が受けている中では、鳥見山かふれあいの森あたりをもし整備できたらという要望がありましたので、ご質問させていただきます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 町内でマレットゴルフができる場所の整備というご質問ですが、平成18年に町内マレットゴルフ愛好者からふれあいの森への練習場所の確保を目的としたコース整備の要望を受けまして、協議の上、平成19年に一定条件のもとでの愛好者によるコース整備を認めております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 申しわけありません、勉強不足で。今、事業が進んでいるということですか。それとも、もうふれあいの森には整備されているということなんでしょうか。申しわけありません、もう一度お願いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

○教育課長（吉田賢司君） ふれあいの森へのマレットゴルフ場の整備につきましては、当時愛好団体と町で所管しております産業課の間で、取り決めと申しますか、なっております、当時の要望が、マレットゴルフ協会さんのほうで整備をするので何とか認めてほしいということで話があったそうでございます。

それについて、ある一定の条件を加えまして、こういう形ならば整備をしてもいいですということで、文書による回答をしたということでございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） じゃ、今の段階では、マレット協会の方々が整備を自身でなさっているという現状は把握なされていますか。行政のほうで一定条件をつけて、整備をして、自分らでプレーをしていいということになったんですけれども、今の現状はどうなっている状況でしょうか。すみません。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

○教育課長（吉田賢司君） 現在までのところ整備は行われていない、滞っている状態というふう聞いております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 私がちょっと聞き間違えたのかどうか、ちょっと。要望を受けたのは、町側に何とか整備をしていただいて、あとの残りの維持管理をそのマレットゴルフ協会の方々が管理運営をボランティアという形でしていきたいという要望を受けたんですけれども、そういう要望は初めてなのか。それとも、そのふれあいの森に関してはオーケー出しましたけれども、町としては、整備についてはどういう対応をこれから考えているかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

マレットゴルフは手軽にだれでもが楽しめるニュースポーツであり、年齢の高い方々には

体力の保持にはもってこいのスポーツであろうというふうに思います。また、マレットゴルフは、広い場所でのびのび打てる、微妙な起伏を読んでのプレーが楽しめる、仲間と語らいながらのプレーができる、仲間づくりや健康づくりに役立てることができるという特性を持っております。そういった意味で、プレーをするに当たっては、どのような地形にでもその特性を生かしたコースづくりをし、プレーすることは可能かと思えます。ということで、今後コース設定を考える場合には、協会の人たちとの話し合いも含めて、十分に検討した上で結論を出していきたいものだと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 今、本当に教育長にご答弁いただいたとおり、今後の生涯スポーツの中でも、スポーツを通して体調の維持管理をしていただいて、そしてまたそれに付随するシナジー効果というか、医療費抑制や自己管理の部分であったりとか、あと周りのコミュニティが広がっていったり、本当に整備をすることによって広がっていくと思うんです。それを何とか、本当にしっかりと話ししていただいて、準備をしていただいて、何とか町内でマレットゴルフができるように設備していただきたいとお願いをして、最後の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君の一般質問はこれまでとします。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時12分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（今泉文克君） 一般質問を続行いたします。

次に、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 8番、木原秀男でございます。

鏡石3月定例会一般質問のトリを務めさせていただきます。

我々の4年間、任期満了に伴う統一地方選挙は、来月の4月24日行われますが、私自身と

しては、4年間何をやってきたのか、住民のために尽くしたのか、果たして、それは本当に自分の反省として今後に活かせるのかということが反省しきりであります。

どぶ板議員として信念を立ててまいりまして、いろんな住民の方々にお世話になってここまでできたことを感謝いたします。

弥生3月、梅のつぼみも咲きほころび、春遠からじを感じさせるきょうこのごろでございます。しかし、まだまだ春が遠い町の住民の方々がおられます。悪臭に悩まされ、そして長い間戦い続ける住民のために私はこの質問をしたいと思えます。

まず、1つ、悪臭公害についてでございますが、悪臭とは、人が感知できる臭気のうち、不可解なものを指すと関連づけられております。これは後の質問に非常に影響がありますので、執行の方々は肝に銘じてもらいたい。もちろん、公害基本法で言われております典型7公害のうちの一つでございます。

人間が臭気として知覚できる物質は数十万種類あるそうでございます。その中でも、日常的に何々のおいとあらわされるものは数百種類あると言われております。この悪臭が長時間続くと、そのストレスにより心理的に、精神的に、肉体的に悪影響を及ぼし、健康状態に害を与えることがあるということでございます。それがさらにエスカレートいたしますと、すべての私生活に影響し、考え方、行動の仕方、それらが一変し情緒不安になり、行動とともに、考え方とかそういうふうなものが十分に行き渡らなくて大変なミスを犯すというふうなことが言われております。このことを念頭に入れて、十分に紳士的に執行の方々は答弁願います。

通告に従いまして質問に入ります。

悪臭公害についてでございますけれども、(1) 今まで各地区で実施されていた地域懇談会というふうなものがございましたが、なぜこれが中止になったのか、そしてなおかつ、何年何月で中止になったのかご答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

地域懇談会はなぜ中止になったのかの(1)の項目でございますが、②にも該当しますので、今回の質問の答弁は①の常に住民の声に耳を傾けるべきではないかというふうなお話についてのご質問にさせていただきますけれども、ご意見のとおりでございまして、広く町民の方々から町づくりに対するご意見をいただくことを目的に町政懇談会を開催してございますので、そのような形で町づくりの基本であると考えているところでございます。

〔「何月何日に中止になったのか」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 総務課長。

○総務課長（木賊正男君） 通告の中身は、常に住民の声に耳を傾けるべきではないかというふうな中身でありまして、②で隔月開催でもよいからという中身での通告でございました。

町政懇談会の内容を重複しますが、この場でご答弁させていただきますと、町政懇談会につきましては、町と行政区が主催となりまして、全体を4つの地区に分けて開催をしております。その中で、平成15年度からそのような区割をしながら開催をしておりますが、一巡した中で、各行政区からの要望に応じた形で開催をしているのが現状でございます。

毎年度、行政区長会の中で町政懇談会の開催についての要望があるかどうかの照会をさせていただき、行政区の要請に応じての開催となっております。今回の開催につきましては、平成21年度までの開催となっております。今年度は開催してございません。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 隔月開催、これはいいんですけども、そうすると、ここに各行政区別質問内容というふうなことで、平成19年11月8日に、これは質問内容の明細書があるんですけども、この時点のちょっと前の平成19年の4月4日に、地区住民から問い合わせ、牛の頭数、においの件についてあったというふうにあるんです。これの報告が、質問事項として3区住民から質問があって、この処理はどういうふうになされたか伺います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 平成19年4月4日に、地域の方から池ノ原地区に牛が入ったことに伴いまして、頭数とか法的な関係の確認の産業課のほうには電話があったということでありまして、それについては状況を確認して、問い合わせのあった方にお伝えをしたというふうな状況であります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） だから、このとき住民の方々からそういうふうなものが連絡あったということで、結局どういうふう処理されたのか、適切に処理されたのか、または内部処理の文面なのかを私は聞きたいんです。そうでなかったらこのような大きな騒ぎにならないんですよ、そのとき適切に処理していれば。そこを聞きたいんです。この処理の仕方、ここに書いてありますよ。適切な処理をした、こういうふう書いてあります。適切な処理をしなかったんじゃないですか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） そのときに問い合わせのあった内容について、牛のこととか、農

地転用とか、法的な部分等について、当時の産業課のほうでも初めての件でございますから、現地確認をして、それらの内容について電話等の照会があった方についてお答えをしたということでありまして、その後、健康福祉課等にもあったようにお聞きしておりますが、産業課については、その後再度の問い合わせがなかったので、転用とか牛が入ったことについての質問に対するご理解は得られたのかなということを受けておりました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ご理解が得られたというのは、だれにご理解していただいたんですか。住民の方にご理解していただくのは当たり前でしょ、住民の方に。住民の方にご理解いただいたんですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） その当時の質問については、農地転用問題とか、牛舎に入った牛の関係とか、あと今後のいろいろにおい等が出る場合についても指導していくということでの説明をしたということでございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 指導した、指導したと、だれに指導したんですか。本当に指導したんですか。これは確認とれないでしょう。そういうふうな指導をしたならば、今日の騒ぎになっていないということなんです。指導してないでしょ、これ。内部処理なんですよ、恐らく。そのときの執行のほうの出席の方々、念のために出席者をちょっと教えてください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 出席者というふうなことでありますけれども、質問通告は悪臭についての中の、地域懇談会はなぜ中止になったのかというような項目の中で、今4月4日のお話というふうなことでは通告全くないわけです。今の出席者ということであれば、町政懇談会につきましては、町の3役、課長、局の局長、室長が参加をしておりますが、今の質問の内容は通告にないというふうなことでありますので、そちらについての中身については整理してご質問いただければというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） それであれば、地域懇談会の意味がないんじゃないですか。地域懇談会を質問するんじゃなくて、地域懇談会の中身を質問しているんですよ。だから、それは出

席者がだれがいて、どういうふうな処理をしたか。ここの中に処理したと書いてあるじゃないですか、これ。何のために地域懇談会をやったんですか。地域懇談会をやって、それをどういうふうに処理をしたか、住民の方々に説明したか、ご返答したかということでしょう。この時点でこういうふうに質問事項というふうなことがあるんですよ、地域懇談会の中で。これが書いてあるわけだから質問しているんですよ。だから、それはだれが出席して、執行のほうでどういうふうに処理したかということがきちっと執行が返事していれば、こういうふうな大きな騒ぎにならなかったんじゃないですかと僕は言いたいんですよ。

○議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 地域懇談会のお話の中の、いわゆる19年11月8日の各行政区の質問事項というふうなことで、私のほうでとらえているわけではありますが、先ほどの質問の中身は、19年の4月4日のお話ということでしてありましたので、私のほうの理解と若干ずれがあるのかなというふうに思っております。先ほどの出席者については、町政懇談会として、地域懇談会とちょっと名称違いますけれども、そちらの中では、町の三役、各課長、室長、局長が出席をしているというような中身でありまして、4月4日のほうの回答として産業課長が先ほど答弁させていただいたところでございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） では、19年4月4日、このときというふうな今話でしたね。地域住民から問い合わせがあった牛の頭数について、それはその当時は何頭いて、それでどういうふうな、電話をよこした住民の方に連絡したか、処理ですね、それを聞きましょう。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 19年の4月4日に最初お電話いただいて、現地確認をしたと。このとき、頭数については事業主の父親の方に聞き取りをして、乳牛の育成牛が10頭、和牛の繁殖頭が2頭で現在12頭だということで、乳牛は北海道から導入した若い牛の育成牛であるということ。それから、家畜の排せつ物には、周辺には置きませんと。将来についてどうなのかというようなことでも、お話がそのとき出たようですが、将来についても子牛で牛を飼いたいということでのお話があったということでもあります。

あと建築関係、確認申請関係についても多分お話の中で出たのかもしれませんが、建築確認については、都市建設課のほうで確認をしたというふうな記載になっておりまして、その後、その確認をして、電話をいただいた方に役場のほうに来ていただいて、当時の担当の者が以上のような聞き取り上の内容について説明をしたというふうに記載されています。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) しつこいようですけれども、そういうふうな、そのときに大変これ重大な悪臭の問題だと思うんです。それを恐らくどこまで上げたか。町長まで上げたか、それとも自分たちで事後処理をしたか、その辺もちょっとお聞きしたいです。

○ 議長 (今泉文克君) (2) 番のほうの質問とまた別ですね。これは②番の再質問ですか。

[「はい」 の声あり]

○ 議長 (今泉文克君) はい。答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○ 総務課長 (木賊正男君) ただいまのご質問の確認をさせていただいてご答弁をさせていただきたいと思います。

19年の4月4日の件のご答弁をすればよろしいのでしょうか。それとも、19年の11月8日の町政懇談会の結果についての報告はだれまで上げたのかというふうなことでの答弁でよろしいのでしょうか。この辺を確認させてください。

[「19年の4月4日」 の声あり]

○ 議長 (今泉文克君) 産業課長、小貫忠男君。

○ 産業課長 (小貫忠男君) 19年4月4日の記録簿の決裁は、課長までということになっております。その後、口頭等で報告したかどうかについては、ここには記載はございません。

○ 議長 (今泉文克君) 8番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) 今、19年4月4日に、これも同じなんですけれども、結局、これは住民から問い合わせがあつて、どこまで上げたか、どこまで上申したか、それでどういうふうな返答をしたかということを知りたいわけだから、私のほうでは、今10頭と2頭というふうな牛の問い合わせだというふうなことでご答弁をもらったわけなんだね。それで答えて、それで終わっちゃったわけですか、そのときは。

○ 議長 (今泉文克君) 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○ 産業課長 (小貫忠男君) そのときには、この記録簿によりますと、電話あつた方にお伝えをしたことと、健康福祉課へ一応内容等の報告というような形でそれを関係課のほうに連絡をしたというふうな記載になっております。

○ 議長 (今泉文克君) 8番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) これは重要なところなんです。関係課に連絡したら、じゃ、関係課同士ではどういうふうな相談になったんですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

暫時休議いたします。

休議 午後 2時34分

開議 午後 2時35分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） やっぱり、一応、質問悪かったかもしれませんが、すり合わせをしていないというふうなことで、次の質問に移ります。

（1）の①です。常に住民の声に耳を傾けていれば、このようなことにならなかったのではないかということなんです。だから、傾けているポーズだけをつくって、中身がない。中身がないのではないかというふうな気がする。仏つくって魂を入れていないような気がする。だからこういうふうなことになるんじゃないですか。その反省はありますか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、広く皆さんの意見を聞きながら、いわゆる安心して住める町づくりのために町政懇談会を開催しておりますので、そういった中では、住民の皆さんからいただいたご意見について、いわゆる現場でどんな問題があるのかというふうなことを常に確かめながら進めていくというふうなことが非常に大事なのかなというふうにも思っております。そういった中で、いわゆる住民の皆さんと同じ環境の中で、同じ目線で問題を解決していくというふうな状況が必要であるように思いますが、そういった中で進め方のために町政懇談会も開催しているというふうなことをご理解いただいて、私のほうで、その中では1つ食い違いもあるのかなというふうにも思いますけれども、そんな中で懇談会のほうのあり方については、今後も努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 私は、その言いわけが嫌なんです。結局、本当はポーズだけで、俺らやっているんだと、みんな来てやっているんだ、町長から副町長から、課員の全員が来てやっているんだ。住民は四、五人くらいしかいなかったというじゃないですか。大体そういうふうな感じの地域懇談会だと思うんですね。

これはやっぱりもうちょっと考えるべきなんですね。だから、すみません、②に移りま

す。

隔月開催でもよいから再開できないかということは、ちょっと中身を考えて、執行のほうは二、三人でいいんじゃないか、そして住民が本位なんだから。住民の声を聞くのには、やはり今までやった地域懇談会ではちょっと執行のほうに圧倒されて、住民の方は物が言えないような状況。これではまずいから、中身を変えて隔月開催でもよいから住民の声を聞くべきではないかと私は思う。本心からですよ、それは。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

まさに8番議員のご理解のとおりでありまして、先ほど申し上げましたように出席する町側のメンバーについては三役、各課長、室・局長というふうな形で、大勢の町側執行部が出席しておりますけれども、実際に行政区のほうで参加していただく皆さんについては、各行政区の役職の方というふうなことになりますけれども、少人数でございます。圧倒されているのではないかというふうなご指摘ございまして、その町政懇談会のあり方についても十分検討しながら、いわゆる意見を出しやすい環境づくりというふうなこともあるのかなというふうにも思っておりますので、この開催方法については、常にこれが決定的だというふうなことではなくて、変化をさせながら住民の皆さんの集まりやすい環境をつくっていくというふうなことが1つの大命題だというふうに感じてございますので、そんなふうに思いますので、今後新しい年度の中でも検討を加えてまいりたいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） そういうふうな答弁はすばらしいんじゃないですか。反省が見えました。見られましたというふうなことですね。いつもやはりそういうふうに謙虚に住民に対してもやってもらいたいというふうなのが私のお願いです。

それから、（2）、さっきちょっと議長失礼しました。2月20日の件もこれちょっとお聞きしておきたいと思います。

今月の三区住民との話し合いの内容はどのようなものであったか。また、それを町長に報告したのかというふうなことです。自分たちだけで聞いて、上に上げなかったのかというふうなことをちょっとお聞きします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ご答弁申し上げます。

2月20日の三区住民の方との話し合いの内容、さらには町長に報告したかについてであり

ますが、この話し合いには住民会議の役員の皆さんなど15名、町からは産業課の職員が3名と健康福祉課職員2名の全部で20名の出席ということでありました。

内容といたしましては、現在までの経過の中での質疑とこれからの対応等についての話し合いを行いました。経過の中では、平成19年の町政懇談会で出した質問等について、それから、公害対策審議会に関する事、それから、日本政策金融公庫の貸付資金のこと、農地転用と貸費者についての状況等、さらには事業主の考え方等の質問等がございました。

最終的に、地域の住民の皆さんの考え方としましては、あの場所で酪農を行わず、牛の頭数をゼロにしてほしいということでした。さらに、意見の中では、移転という解決が図られないのかというふうなご意見も出されました。

また、町長への経過報告については、当日が日曜日でありましたので、翌日の月曜日、21日に報告を行っております。

以上です。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 町長さんに報告したということをお聞きしたので、一応、町長に報告したということで決定権者がいない会議は余り役に立たないんですよ、後で聞いておきます、検討します、これはあなた方の得意な分野だから。だから、今後そういうふうな会議を開くときは、町長の日程に合わせて、そういうふうにしていただければと思います。

町長は報告を受けて、その結果、どういうふうにご考えて来られたでしょう。よろしく願いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回の池ノ原の牛舎の問題につきましては、9月以降、地域の方々のこういったことがあるということで、お話を受けて、いろいろお話を聞く中で、横の連携ですか、こういったものについては大変まずいということを感じました。

そういう中では、それ以降、横の連携をとるということで健康福祉課、産業課、そして都市建設課等々、横の連携をとりながらこれまで実際進んでおります。今回の2月20日についても、当然報告を受けまして、それをもとにしまして全庁内の中で担当課と協力しまして、いろいろ協議をしているということでございます。ですから、現在のところは、やはり地域の方々の要望、意見、あるいは事業主の方の考え方、こういったものを現在収集しているという状況です。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) はい、わかりました。

じゃ、次に移ります。

(3) の今後の公害対策審議会の日程についてお聞きしておきたいと思います。今後の日程です。

○ 議長 (今泉文克君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○ 健康福祉課長 (今泉保行君) 公害対策審議会につきましては、公害対策条例に基づいて開催しております。

今回の案件につきましては、12月17日に開催した会議において、条例第8条における事業者からの提出された公害防止処理計画の適否により判断すべきものとされ、提出された処理計画につきましては、現時点では相当と判断し、開催については今後の動向により判断したいと考えております。

○ 議長 (今泉文克君) 8 番、木原秀男君。

木原議員に確認させていただきます。

一問一答の中で、(3) 番、①、②というのは、(3) 番が1で、①、②が2、3ということの質問ですね。

[「そういうふうに理解してもらってもいいです」の声あり]

○ 議長 (今泉文克君) ですから、答弁のほうはそれについては確認していなかったね。結局1時間でしかこちらは準備していませんので、その辺を確認してやってください。

[「はい、わかりました」の声あり]

○ 議長 (今泉文克君) お願いします。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) では、(3) の①、即工事ストップはできないのかということですか。よろしくをお願いします。

○ 議長 (今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○ 健康福祉課長 (今泉保行君) こちらにつきましては、表題の公害対策審議会との関連として考えさせていただきました。

悪臭防止法、また、県の生活環境保全等に関する条例等の個別法に抵触する場合につきましては、改善勧告や改善命令を行うことができますけれども、今回の案件につきましては、個別法に抵触しないため、工事をとめることは困難な事例であると考えております。

○ 議長 (今泉文克君) 8 番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) その抵触しない、抵触する、もちろん抵触しているんでしょ。これはそうすると悪臭防止法には該当しないというわけですか。公害及び悪臭防止法に該当しないという見解でそういうふうに抵触していないというふうに言っているんですか。答弁願います。

○ 議長 (今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○ 健康福祉課長 (今泉保行君) 悪臭防止法につきましては、ご承知のように、いわゆる規制区域等を設けまして、一定の基準値を超えた場合にそれらについて、いわゆる規制等が加えられるということでありまして、今回の件につきましては、当該地域が規制地域外の地域であることから、現時点での悪臭防止法についての個別法には抵触しないというふうな考え方でおります。

○ 議長 (今泉文克君) 8 番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) それはどういうふうな根拠で言っているかわかりませんが、悪臭防止法第 3 条、これあるんじゃないですか。「住民の生活環境を保全する必要があると認める住民が集合している地域を規制地域と指定することができる」というふうにこれうたっているんじゃないですか。住民の方が臭いと言っていることは、これは悪臭じゃないですか。これが悪臭防止法です。あなたはそれを悪臭じゃないというふうなことを言っているけれども、そうするとここでストップできないというふうな理由をつけているわけだね。悪臭というのは、じゃどういうふうなことなんだい。聞きますよ。

○ 議長 (今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○ 健康福祉課長 (今泉保行君) 悪臭防止法におけます規制地域につきましてはの考え方は、当然法に掲げるとおりでありまして、先ほど申し上げましたけれども、現在営業されている地域については、いわゆる規制地域外の地域でありまして、基本的にはその適応地域ではないということであります。ただ、悪臭防止法に適応しないということと悪臭なのかどうかというような判断については当然異なるところでありまして、後でご質問があろうかと思えますけれども、悪臭の基準値等についてはどうなのかというようなご質問がありますので、その判断基準については (5) の①の中で示されることになろうかと思えます。

○ 議長 (今泉文克君) 8 番、木原秀男君。

[8 番 木原秀男君 登壇]

○ 8 番 (木原秀男君) じゃ、わかりました。それで、そのところで説明してくださいよ。

2つ目、解決にはスピードが欲しい。これ、スピードがないね。いろんな要素が出てきて大変なことになるね。解決にスピードが欲しい。なぜスピードがないと思う。いろんなあなた方は理由をつけているからだ。こっちが出ない、あっちが出ないというふうにいるんなものができてないわけだ。これ、スピードが出なかったら後が大変なんだよ。後の解決が、いろんな、もう問題が出てくる。だからスピードがほしいんですけども、じゃ、聞きますけれども、スピードアップできる考えはあるんですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 今回の公害に関連する問題につきましては、スピードが当然大切であるということは承知しておりますけれども、前の質問でもご答弁いたしました、今回の問題につきましては、その対応策として、いわゆる現状では事業者の方と、さらには住民の方々との話し合いを通してその解決策を見出していくことが最もいい対応策だということでありまして、それについては若干時間がかかるかもしれませんが、できる限りスピーディーに対応していきたいというような考え方は持っております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 今1つ答えが抜けているんじゃないかい。今、何、住民の方と向こうの営農の方が話し合う、町はどうするんです、それでは。町は入らないの。町が入らなきゃ話し合いにならないんじゃないですか、町が入らなきゃ。何で民と民で解決できるの。そこ、間違っているんじゃないの。今おかしなこと言ったよ、民と民で話し合つてと。それちょっと訂正してください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま申し上げました解決策につきましては、基本的には、先ほど申し上げましたけれども、住民の方と事業者の方との話し合いということですが、当然現地に、町としましてもその間に入りまして、いろんなご相談、それから協議の場等を橋渡しする等の対応をしておりますので、当然3者の中でそれらについては対応していくということになるかと思えます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） だから最初からそういうふうに言えばいいじゃないですか、民と民で解決だなんていうのは。おかしなこと言わないでくださいよ。それ笑われるよ、そんな答弁したんでは。

わかりましたから、次に移ります。

(4) 悪臭営農について、農業委員会の判断はいかななものかということです。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長、飛沢君。

○農業委員会事務局長（飛沢栄四郎君） 8番、木原議員の質問にお答えいたします。

農業委員会は、地方自治法の規定による行政委員会で、町とは別個の独立した行政機関であります。農業委員会の主な役割は、優良農地の確保と農地の権利移動、転用などの申請に対し、内容を審査し、許可の意志を決定する合議委員会であり、ご質問の営農に対しては指導や助言をする行政委員会ではないので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） それでいいんですか、答弁は。農業委員会とは、農業委員会等に関する法律、昭和26年法第88条に基づき、原則として農地のある市町村ごとに設置され、農業に関する行政の委員会のことをいうというふうに法律でうたっていますよ、これ。仕事の内容は、農地法による農地等の権利の設定、移転の許可、その他農地等の利用関係の調整、土地改良法による農地等の交換、分合に関する事務等、他の法令により、その権限に属するものとされた事項を処理するところというふうになっている。関係ないというのはないでしょ、これ。あなた方は行政委員なのだよ、農業委員というのは。行政に物を申す、建議する資格があるんですよ、これ。ちょっとおかしいんじゃないですか、その答弁は。答弁し直ししてください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長、飛沢栄四郎君。

○農業委員会事務局長（飛沢栄四郎君） 先ほど申し上げましたが、確かに優良農地の確保と農地の権利移動、転用、それにかかわる申請などに対して意思決定をなす合議会でありますので、今言ったように、営農に対して指導や助言をするという立場ではないということでも申し上げました。

以上で答弁といたします。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） わかりました。その答弁でじゃ納得しますよ。町の農業委員とは何たるものかと私も考えざるを得ませんね。これ、法令を私読んでいるんですよ。法令にそういうふうな今あなた方言ったことないよ。ちょっと違うんじゃないかい。まあいい、それで

納得しました。わかりました。

(5) 悪臭の検査方法とはどのようなものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 悪臭の検査方法についてでありますけれども、機器分析法ガスクロマトグラフ、検知管法、そして臭気測定法の3種類があります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） その悪臭、悪臭判定士というのがいると言ったね。これ、法律でこういうふうに出ていますね。これが結局、恐らく県中事務所にはいると思うんですが、町のほうで悪臭というふうな、この前、健康福祉課の判断があったというふうに出たんです。だから、これはどういうふうな検査方法ではかったのかというふうなことが私聞きたかった。だから、今言ったような濃度による規制と臭気規制による3点比較式臭袋法を用いる。人間の嗅覚によってにおいの程度は数値化できないからというふうに出ている。だから、だれがそういうふうに出たというふうにはかったのか、だれがはかったのか、判定なのか。もう一回よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 今回の測定につきましては、いわゆる検知管法ということで検査いたしまして、いわゆるアンモニア臭等につきましてその数値が発生しなかった。12月の時期でありましたので、その時点では発生はしなかったということになります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） それはどこの課ではかられたんですか。県中事務所ですか、それともおたくの健康福祉課ですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 健康福祉課のほうで測定いたしました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） 悪臭防止法の規定には、これ判定士というのがいるのだね。これには、そうするとかわりなく検査したということでもいいのか。

ただ、その検査の結果によって、今度は当町の判断は違ってくると思う。だからそれは重

要視している、私は。だからそれは判定士の資格が必要なのであって、だからこれはそういう人が行ってはかったのか、それとも県中事務所で来てはかったのか、どちらですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 今回につきましては、町職員のほうで測定をさせていただきました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） もちろん時期的にもいろんな要素が出てくるからそれは非常にわかる。しかし、それは一応悪臭防止法というふうな中には判定士というのがいる。これ、認定されている。だからその方を基準にする考え方と、また、おたくみたいに、ただ健康福祉課ではかったというふうな基準にするはかり方と、例えば町長にどうするんですかとかこういうふうに聞いたならば、町長はちょっと困っちゃうと思うから、判断の基準ははっきりしたほうがいいと思う。そうでしょ。だって臭気防止法というふうなものをわかると思うんですけども、そこの中に出ていますから、それは今言った何点式とか何点式というふうに書いてあります。だからそういうふうな方のほうが町長は信頼するはかり方かなと思うんです。だからそれを言っているんです、私は。それは、ことしは何回くらいそういうふうな健康福祉課ではかる予定ですか。例えば、具体的に3月とか、6月とか、夏とか、そういうふうな計画ありますか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 悪臭の検査につきまして、今年度といいますか、これから暖かくなる時期を含めまして、検知管測定法につきましてはある程度の短期間でできます。また、臭気測定法につきましては、ただいまおっしゃっているように人的な方が入ってきた中での測定法ということですので、それらにつきましてもあわせて暖かい時期を含めた中で3回程度実施するような考え方でおります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） 3回程度ではだめだね。私は何月ころ、何月ころというふうに言っていたきたい。そうでないと、悪臭の出ないようなときにやってもらっちゃ困るんです。だから、大体具体的に言ってください。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 時期的なところにつきましては、まだ計画的なことは立っておりませんでした。6月とか、8月とか、10月とか、約2カ月置き程度の時期がよろしいのかなというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 結局、花見のときとか、桜が咲くときとか、入梅とか、そういうふうなときをポイントとしてはかっってくださいと私のほうでお願いしている。できれば、判定士というのがいるからそういうふうな方、県中事務所にいるんじゃないですか。県中事務所にいましたよ。だから、そういうふうな方の力をかりてはかるということが大切だと思います。そうでないと、その後の町長の判断は、あなた方の判断も正しいかもしれないかもしれないけれども、そういうふうな判断で町長の方向が危うくされては困る、そういうふうな意味。

（6）番にいきます。

署名運動約2,000人及び陳情書の重要性を町長はどういうふうにとめているか、お聞きします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

現在2,000名を超えます署名や、さらには議会、町あての陳情書をいただいていることなど、そういうことでは大変重く受けとめております。

今回の件につきましては、どのように解決したらよいのか、これにつきましては執行といたしましても、副町長を含めまして、関係各課、そして測定の回数ですか、その都度協議を重ねてきておりましたけれども、今後横の連携を密にしながら会議をするとともに、地域住民の方々や、さらには事業主にこういったようなご理解がいただけるような話し合いの場を町のほうでは設定をして、そして、ここの中で解決の糸口を見出すようなそういった対応にしたいというところでございます。そういったことでは、住民の方々にも、いわゆる話し合いの場、さらには事業主の方にも話し合いの場ということで、これからも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ただいまやっぱり町長さんらしく謙虚な答弁でしたとっております。ありがたいとっております。

ですから、本当に住民は困っている、住民は嘆いている。一日一日、本当に困っている、何とか助けてもらいたい。そういうふうな念で、私は結局質問させてもらっているんですけ

れども、これは両方にうまくはなかなかいかないと思うんです。だから、すみ分けというふうな方法もあるのではないのかと思うんです。

先ほど農業委員会の中に、交換分合というふうな項目、私が調べてきた中にはあるんです、これ。交換分合というふうな農業委員会の役割があるんです、これね。そういうふうなものも含めて、大きくやっぱり両方とも満足いくような解決方法をとってもらいたいと思うんです。両方にうまくはいかないかもしれないけれども、やっぱり先に住んでいるのは、こちらのほうの三区の住民の方ですから、結局、植田畜産からああいう大騒ぎをして、町の失態はどうしたんだと私は言いたい。こういうふうな町には住みたくはないでしょう、恐らく。このだらしのない町にはと私は思う。だから、そういうふうなものを挽回して、とり返して、結局みんなで協力していい町にしたいというふうなことだから、私は住民の方に応援しているんですけれども、①のほうにいきます。

町長のリーダーシップについて。

リーダーシップというのは、もうもちろん私が言うまでもないと思うんです。田中角栄さんみたいに、こういう結果になるんだというふうなことを決めておいて、あとぼんぼん手を打っている。それから、もう一つは、竹下さんみたいに、周りからこういうふうな話を付けて行って、最終的に落ちつかせるというふうな方法もあるようですけれども、町長のリーダーシップは大英断として下さなければならぬ時期が来ると思うんです。だから、どういうふうな町長は、この町のリーダーシップについて、この今回のにおいについて考えているかお聞かせください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この町長のリーダーシップはということでございますけれども、いずれにしても、この9月以降にこういったことが出されたということでございます。そういう中では、私も12月議会の中でお話を申し上げました。いわゆる以前は養豚ということでやってきましたけれども、これが一時期ゼロになったということがありました。私も正直ほっとしたときもございます。でも、現在こういう状況になってございます。そういう中で、いち早く、いわゆる環境の公害規制というものについて、現在県のほうに申し上げまして、市街化区域から約500m、これについては公害規制をいち早く県のほうに申し入れて対応してまいりました。これについての県の執行については、1年後、来年度4月1日以降施行されるという状況で、これについては即対応してまいります。問題は、住民側との話し合い、さらには事業主の方との話し合い、これについて、やはりいち早くそれぞれの立場で理解して、そういった中で、先ほど申し上げましたように、何とか糸口を見出していきたい、そういう思いで現在横の連

絡をとりながら庁内で全力をあげて対応しているということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） はい、わかりました。そういうふうな住民の訴え、住民の署名運動、陳情、そういうふうなものをかんがみて、本当に住みよい町、歩いてみたい町をつくってくださるようお願いしておきます。

それで、（2）番の住民の満足度についてです。

結局、今のところ本当に何%というふうな数値の満足したパーセントはないようです。しかし、やはり最低3割ないし4割の方が、本当に住民の満足度について、住んでよかったというふうな町であれば合格ではないかなというふうな書物にも載っておったんです。半分だったら最高、ただ、そういうふうないろんなアクシデントが出てくるから、結局、パーセントが落ちるといふふうなことで、恐らく、まだわからないけれども30%ないし40%なら合格のような感じですね、住民の満足度。今、恐らく40%は行っていると思うんです。住んでいる人に聞けば、鏡石町がよかったからというふうな。こういうふうなおかしなにおいのところについては、またそういうふうな減点の対象になると思うんですけれども、例えば、こういう時期に町長が今新規でやろうとしている田んぼアート、200万もかけて、それどころではないんじゃないかと思う、私は。住民の満足度についてです。少しずつこういうふうな三区の住民の方々たちが、またあそこに新しい家がぞくぞく、ぞくぞく出てきているんじゃないですか。それもこの春からまたそういうふうなにおいが発散するとすれば、大変な問題になってくるんじゃないかというふうな気がするんです。だから田んぼアートどころじゃないと思います。あの図書館から展望台見たら、反対の看板が出ている。あれ写真に入っていたらどうするんですか、マスコミの写真に入っていたならば。やっぱりいろんな面で満足度については、30%ないし40%くらいですが、これを50%、60%、70%、住んでみてよかったというふうなものにしてもらいたいと思うんです。そういうところで、町長の田んぼアート、住民満足度について、ひとつつけ加えて田んぼアートというふうな、答えられれば、あと看板も最近出てきているようすけれども、その点についてもお答えいただければということで結構でございます。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 住民の満足度ということでありまして、今回は、池ノ原地区の牛舎問題ということでのご質問でありますので、これに関して申し上げますと、いずれにしましても、地域住民には安心・安全、その中での住環境で快適な生活を送っていただきたい

というふうにならざるを得ないと思います。

そういう中で、さらには、いわゆる事業主に対しましては、地域住民の生活と環境の妨げにならないで、いわゆる酪農を通して農業所得の向上を目指して、町の農業振興にも寄与していただきたい、そういうふうにも思っております。そういうことで、いわゆる地域の一番現在市街地と接している部分だということも事業主にしっかりと理解をしていただきたいというふうにも思っております。

そういう中で、これからも、先ほど申し上げましたように、地元、いわゆる住民の方々、さらには事業主の方々、そういうことも含めて、町も含めて、三者一体となってこの問題を解決していければというふうにも思っております。

田んぼアートにつきましても、そういうことで、私はこの駅におりてみたい、そしておりたならば歩いてみたい、そしてこの町に住んでみたい、そういった町づくりを今後とも進めていきたい。そういうことでは、いろんな面で、環境はそういう意味では大事なのでありますので、私もしっかりとした対応をしてみたいというふうにも考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 今の答弁、ありがとうございます。

気持ちはわかりますけれども、結局、先ほど言ったように、両方ともいいというふうなわけにはいかないと思う。だから、本当は住民の、先住民だね、こういうふうな住んでいる人は。オーストラリアで言えば、アボリジニとか何とか。アメリカ大陸で言えばインディアンとか、そういうふうな方たちは先に住んでいるんです。先に住んでいる人は居住権というのがあるんです。それで、後ろからのこのこ来て、臭いにおいを発散させて、おまえらはどうでもいいというふうな考えのような、そういうふうな営農では困るということで、やはりすみ分けじゃないでしょうか。交換分合、農業委員会さん、聞いていますか。交換分合ですよ。アドバイスしてくださいよ、農業委員会それなりの権限あるんだから。交換分合調べてください。そうしたら、向こうだっていいんじゃないかい。こっちだっていいんじゃないかい。それを両方ともいいようにというふうなことは難しいと私は思います。だから、それは町長の大英断を期待しています。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私もそういう意味では、いずれにしてもこれは町ばかりでもできない部分もございますし、当然住民だけでもできない部分もあります。当然、いわゆる事業主も自分でどうしようということにもなかなかいかないと。そういう中で、この3者がいろんな面で知恵を出しながらしていけば、何とかこの解決方法が見出せるのではないかなと、私は

そういうふうには信じてはおりません。

そういうことで、しっかりと内部の調整も図りながらこれから対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） これで終わろうかと思ったんだけど、また町長がそういうことを言ったから言いたくなっちゃった。

だって、いいかい、やっぱりすみ分けですよ。今後鏡石、何人人口出てくるかわからないけれども、町場の近くで、申しわけないけれども、すみ分けなんだ。それはまずいんですよ、これは。子々孫々まで影響しますよ、今続々、続々新しく家が建ってきたんじゃないですか。これから春先においするじゃないですか。今のうちだったら損害が少なくて済むかもしれないけれども、損害の必要がないかもしれないけれども、やっぱりそれはリーダーシップなんですよ、これは。リーダーシップの何かのあれなんですよ。だから、そういうふうなもので英断をお願いしますと言ったんですよ。そういうことで、さらにもう一回、じゃ、その大英断の方向性を聞きましょう。よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 解決方法、これはいずれにしてもお話し合いということももちろん大事でありますけれども、いわゆる町行政としまして、今ご指摘のいろんな部分、交換分合いろいろ含めて、実際は内部的には検討しているということでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

ただ、いずれにしてもお話し合いが必要であるということもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ただいまの質問はそれで一応終了します。

2番の学校林についてお伺いします。

（1）伐採の前に。

①なぜ伐採前に住民アンケートなどをとって意見を聞かなかったのかお聞かせ願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 8番議員、2の（1）の①のご質問に答弁させていただきます。

平成19年11月に、国から国道4号線拡幅のため、一小学校用地の取得等の協議がありま

したことから、教育委員会といたしましては、西側防風林について学校及び一小P T A役員のご意見を平成20年3月にいただいたところでございます。

その後、国から伐採する具体的時期が示されましたことから、再度、平成22年6月に一小P T A及び体育文化後援会の役員会を開催した中で、伐採に対するご意見をちょうだいいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ②なぜ伐採後の計画立案なしで伐採したのか。今のはちょっと1番の質問とダブるかもしれませんが、さっきは住民アンケート、ただ、今度は計画立案なしで伐採したのか。計画ありますか、あったのですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

伐採後の計画といたしましては、学校、P T A役員との打ち合わせにおいて、しばらく余り手をかけないで、更地としておいて、国道の工事の進捗状況を見据えながら検討していくということになったためでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） すみません。どこまで質問したかわかんなくなっちゃうよ。

（2）伐採後の弊害について。

風通しがよ過ぎて、落ちついて校庭で活動ができにくくなった、こういうふうなこともございますが、どういうふうにご答弁願いますか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

一小西側の立木伐採により、伐採前に比べて校庭における風の流れが強くなっていることは感じているところでございます。

以前から国に対しましては、学校敷地境界への防音、防風等のフェンスの設置や、国道緑地帯の植栽について早期の植樹を要望しているところでございます。

現在のところ、現況での学校での活動は、遺漏なく実施しているところですが、今後ともその影響については注意を払うよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ②として、校舎4号線側からの教室の窓から車の動きが丸見えで、授業に集中できなくなっているという一部の子供も見受けられます。お答えください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

一小西側の立木がなくなりましたことによりまして、視界を遮るものがなくなりましたことから、国道4号線の車の流れは以前に比べ目に入るようになったというふうに確かに思います。

授業につきましては、机の位置等にも工夫を加えるなど、今まで同様に子供たちが集中して学習に取り組めるよう学校に対して指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ③排ガスの影響で、子供たちへの健康は心配ないのかということで、校庭に一日いますと、鼻の穴が真っ黒くなってしまう。ほこり、じゃりじゃりだ。だから、子供に弊害がないかというふうなことをお聞きしたいです。どうぞ。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

一小西側の立木伐採によって自動車の排気ガスで子供たちの健康に影響はないかというご質問でございますが、周辺の類似学校や県内で同様の状況にある学校などからも、問題があるとの情報は入ってはきておりません。

自動車排出ガス等の問題につきましては、法規制の基準などがありますので、今後そうしたものにも注意して、注視してまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） （3）伐採後の対策として。

①フェンスの高さはどのくらい、切り株は全部とるべきだということは、あのフェンスの高さ、今、各学校そういうふうな道路のわきのあれはないという話だったんですけれども、

大体みんな見たら、めくらにしていますね、塀は。3階から道路の車が見えない高さのフェンス、めくらのステンフェンスにしておりますね、なるほどそれもわかった。やはり、伐採後でないとわからないこともあるというふうなこともちょっと言いたかったんですけども、だから、直すには、要するに後からでもいいと思うんですが、伐採後の後で。フェンスの高さのくらいはやはり車が見えない範囲にというふうな感じを私は思っている。でないと、ちょっと何か、くらくら、くらくら観覧車みたいに目が回る。そして、切り株は全部とるべきだと思っただけけれども、切り株を残しちゃうのか、あれは。切り株を残しちゃって、あのまま結局、あそこのところから境に道路側のほうは何かにするというふうな計画なのか。よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 答弁させていただきます。

当初、学校敷地との境に設置するものとしたしましては、国から示されたものは、高さ1メートル程度のネットフェンスでございました。

教育委員会といたしましては、防音や防風効果を備えたフェンスの設置を国に対して現在要望しているところでございます。

また、国道側の切り株につきましては、拡幅工事の際に行うと聞いております。なお、町の部分についての真ん中の部分については、切り株はとってございます。校庭との境の切り株につきましては、グラウンドに影響があるということがありますので、今後その処理方法については、十分検討しながら、できるだけ早い対応を進めていきたい、そんなふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） はい、わかりました。

大体、そのような答弁でよろしいんじゃないかと思うんです。もっと詳しく聞きたかった。ちょっとフェンスの高さが、今気になったんですね。一中、あそこはもっと高いんじゃないですか。今、1メートル何がしとおっしゃいましたけれども、もっと高いんじゃないですか、向こうは。高いはずですよ。だから、要するにあれは車が見えない範囲の高さかなというふうに解釈するんですが。その辺もご検討よろしくをお願いします。

3番にいきます。

国道4車線化について。

(1) 地下歩道の出入り口は、なぜ学校側ではないのかということです。よろしくお願

します。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地下道の出入り口はなぜ学校側にないのかについてでございますが、国道4号線の地下歩道につきましては、平成21年の11月30日に工事説明会ということで、国道工事事務所から住民説明会が行われたところでございます。

説明会で提示された図面では、国道交差点の4カ所に昇降口が設置される計画になってございます。地下道の入り口部分は、高さが4メートル、それから横に2.6メートルで、地下におりる階段に自転車も利用できるスロープが設置されることになってございます。

ご質問の学校側に出入り口がないのかでございますが、学校側の交差点は上り線、いわゆる南側に向かって設置するスロープ付きの階段ができるようになってございます。その途中から、学校側に昇降できる階段口を設けるようになってございます。ですから、2方向に出入り口が設置されるといふような予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） 階段ができるということで、階段で上りおりするということによろしいですね。エレベーターつきなどという話があったんですけども、エレベーターはつかないですね。エレベーターは、須賀川一小のところが暗くなってしまって、あそこのところは問題がたびたび発生するみたい、問題が。だから、暗くするとかエレベーターの中では密室になってしまうから、これだけはちょっと考えてもらいたいなと思うんだけど、間違いなく階段になるのか。そこのところちょっと答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 再質問なんですけど、エレベーターにつきましては、2カ所設置される予定になってございます。エレベーターのほかに車両つきスロープのついた自転車が乗れる階段と、それから人が上れる階段というふうなことで設置される予定になっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） 今、エレベーターと言ったね。エレベーターは物すごく怖いのだ、密

室になってしまうから、これ問題なの。どういうふうなエレベーターかわからないけれども、その辺もちょっと検討してください。

ラスト2分になりましたから、ちょっと4番にいきます。

4番、中学校の部活動について。

(1) なぜ、土・日曜日の部活動は休部が多いのか。これは特にこういうことがあったのです。中学生のある部の子供たち2人が、きょうは部活動がないから、土曜日・日曜日ないから、親から5,000円もらっていったと言ったね。5,000円もらって行って、交通費が1,000円かかって、昼食が1,000円かかって、ゲームやって3,000円かかって、計算していったならば、その2人がある遊び場に行ったならば、ほかの同じくらいのところの学校から来ている人らにちょっとたかられた。そして、金を巻き上げられて、電話賃だけ与えられて、五、六十円の話ししていた、おやじにでも電話して迎えに来てもらえということで、カツあげされた。だから、暇だとそういうふうなことやらかすから、だから、結局、暇のないように、土曜日・日曜日だから先生方も難しいとは思いますが、部活動に出てきてもらって、それが非行の始まりになってしまう。ですから、その辺をちょっとご要望しておきたいですね。できれば答弁ほしいですね、時間ありますから。よろしくお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） なぜ、土曜日・日曜日の部活は休部が多いのかというご質問でございますが、答弁させていただきます。

中学校における部活動は、生徒の健全育成に大きな役割を果たしているとともに、同校の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育てる上で多くの期待が寄せられている活動でもございます。平日放課後の活動に加えまして、土曜日・日曜日のいずれかは所属する部活動により違いはございますが、ほとんどの部が活動を行っているのとらえております。休養日の設定につきましては、家族との時間の確保や家庭学習、あるいは自分の趣味等を生かす時間等として必要でありますことから、毎週日曜日、または1週間に1日程度の休養日を設けるということで、部活動の指導に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 高原先生、部活動をやっていると、本当にやっていないんですよ。先生、来ていないんですよ。子供たちはいる。子供たちはやりたがっている。先生が来ていない。だから、土曜日・日曜日1日だけと今話ありました。それも結構ですけども、土曜

日・日曜日も出ていないんですよ。ということは、平日も出ていないんじゃないかというふうな気がするんですよ。だから、その点をご存じでしょうか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 部活動の実施に当たって、担当教師がつかないというのは大きな問題でございます。そのことについては、学校のほうに十分指導していきたいというふうに思います。

なお、学校での子供たちの指導のもとになっているのが、学習指導要領というのがございます。その学習指導要領において、部活動の意義、留意点についてこのように述べられております。

部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や部活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であるとなっております。

これを受けまして、中学校の校長会では、中体連との申し合わせ事項の中で、週に1日は練習休みの日を設定する。できれば、土曜日から日曜日の1日を休むとする。これが福島県の中学校での部活動の休日の基本的な求め方でございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番（木原秀男君） それで、土曜日・日曜日ばかりじゃなくて、平日もやっていないんですよ。だから問題だと言った。

○議長（今泉文克君） 答弁は、やっていないからというからどうなのかということだから、答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 部活動の練習内容、あるいは日時の設定につきましては、生徒の健康状態や学校の実情に応じて、また、季節や生徒の疲労度などを考慮して、無理のない計画のもとに、校長の承認のもとに実施しているところでございますので、そのことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

なお、担当者が見つからないものについては、先ほど申しましたが、中学校のほうに強くそのことについては指導していきたい、そのように思っております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月10日から3月16日までの7日間は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、あす3月10日から3月16日までの7日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時37分

平成23年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成23年3月17日(木)午後2時15分開議

日程第1 会期の延長について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	根本重郎君	3番	渡辺定己君
4番	今駒隆幸君	5番	大河原正雄君
6番	柳沼俊行君	7番	仲沼義春君
8番	木原秀男君	9番	今泉文克君
10番	深谷荘一君	11番	菊地栄助君
12番	小貫良巳君	13番	円谷寛君
14番	円谷寅三郎君		

欠席議員(1名)

2番 今駒英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	教育長	高原孝一郎君

事務局職員出席者

議会事務局
局長 面川廣見

開議 午後 2時15分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、2番、今駒英樹君の1名です。

お諮りいたします。

別紙配付の予定表及び議事日程のとおり、本日以降の日程を変更して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙配付の予定表のとおり、本日以降の日程を変更して審議することに決しました。

◎会期の延長について

○議長（今泉文克君） 日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、このたびの大震災のため、3月29日まで12日間延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は3月29日まで12日間延長することに決定しました。

お諮りいたします。

あす3月18日から3月28日までの11日間は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす3月18日から3月28日までの11日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時16分

平成23年第16回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第5号)

平成23年3月29日(火)午後1時開議

- 日程第 1 平成23年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 2 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 3 決議案第 6号 鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議
- 日程第 4 意見書案第35号 福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書(案)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第5 意見書案第36号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
(案)

意見書第案37号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(案)

意見書案第38号 東日本大震災の早期復旧と安全安心の確保を求める意見
書(案)

発議第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

出席議員(13名)

1番	根本重郎君	3番	渡辺定己君
4番	今駒隆幸君	5番	大河原正雄君
6番	柳沼俊行君	7番	仲沼義春君
8番	木原秀男君	9番	今泉文克君
10番	深谷荘一君	11番	菊地栄助君
12番	小貫良巳君	13番	円谷寛君
14番	円谷寅三郎君		

欠席議員(1名)

2番 今駒英樹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	教育長	高原孝一郎君
教育課長	吉田賢司君	会計管理者 兼出納室長	八巻司君
農業委員会 事務局 会長	飛沢栄四郎君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

尚、会議規則第2条による欠席の届け出者は、2番、今駒英樹君の1名です。

本日の議事は議事日程第5号により運営いたします。

◎予算審査特別委員長報告（平成23年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第1、平成23年度鏡石町各会計予算審査について、議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算から議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題といたします。本案に関し予算審査特別委員長の報告を求めます。12番、小貫良巳君。

〔予算審査特別委員長 小貫良巳君 登壇〕

○12番（予算審査特別委員長 小貫良巳君） 皆さんこんにちは。予算審査特別委員会よりご報告申し上げます。

平成23年3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。平成23年度各会計予算審査特別委員会委員長、小貫良巳。

平成23年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成23年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

開催月日、開催時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に報告します。

平成23年3月11日。午後1時。午後2時46分。委員12名。議会会議室。

平成23年3月28日。午前10時。午前11時30分。委員12名。議会会議室。

説明者、町長、副町長、教育長、課長、総務課長、総務課副課長、総務課担当職員。

付託案件、付託件名。議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算、議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第290号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第291号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第292号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第293号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第294号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第295号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第296号 平成23

年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第297号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算であります。

審査結果。議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算から議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案についてはいずれも可決すべきものと決した。

審査経過。審査初日には町長、副町長同席のもとに総務課所管の一般会計予算について課長及び副課長から説明を求め審査を行ったが、2時46分発生の大地震により審議が中断となり、28日の審査では説明員として町長、副町長、教育長、各課長の出席を求め、一般会計及び各特別会計の一括審査を行った。

議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算は全会一致により可決すべきものと決した。

議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算からは議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算までの10件は、いずれも全会一致で可決すべきものと決した。主な質疑は別紙のとおり。

意見。平成23年度の各会計予算11件については、提案予算を基本に、執行すべき実施事業を再検討し、この度の大地震の災害復興対策を優先的に執行されるように努められること。

○議長（今泉文克君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時13分

開議 午後 1時14分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算についてまず本案に対する反対討論の発言を有します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成の討論の発言を有します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第288号 平成23年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第289号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第290号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第290号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第291号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第291号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第292号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第292号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第293号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第293号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第294号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第294号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第295号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第295号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第296号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第296号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第297号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第297号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決に入ります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第298号 平成23年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第2、請願、陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

○10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 報告します。

平成23年3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷荘一。

陳情審査報告書。本委員会は、平成23年3月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成23年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時10分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、木賊課長及び小貫主幹兼副課長（総務）、小貫主幹兼副課長（企画財政）3名であります。

付託件名。陳情第41号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第41号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見・説明を審査をした結果、陳情第41号については挙手多数で採択

すべきものと決した。

以上です。

○議長（今泉文克君） 次に、産業厚生常任委員長、6番、柳沼俊行君。

〔産業厚生常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 柳沼俊行君） 平成23年3月29日、鏡石町町議会議長、今泉文克様。産業厚生常任委員会委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成23年3月7日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告をします。

記。

開催月日、平成23年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時50分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課、小貫課長、柳沼総括主幹兼副課長、菊地副課長、小林主査。農業委員会、飛沢局長。健康福祉課、今泉課長、車田主幹兼副課長、緑川主任主査。都市建設課、圓谷課長、橋本副課長、大内主査。

付託件名。陳情第35号 自然環境汚染の阻止に関する陳情。

陳情第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第42号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見、説明を求め、審査した結果、陳情第42号は全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。なお、継続審査となっておりました陳情第35号は、審査が完了しないため継続としたため、報告書の提出には至りませんでした。

以上であります。

○議長（今泉文克君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、陳情第41号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議

○議長（今泉文克君） 日程第3、決議案第6号 鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議をきょうの議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 平成23年3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議。このことについて、別紙のとおり決議されるよう提出します。

決議案第6号。

鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議。

真の恒久平和は、人類共通の願いであり、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

私たちは、我が国が世界唯一の被爆国として、再び痛ましい惨禍を繰り返さないためにも、非核三原則の堅持とあらゆる国の核兵器の根絶を訴えるものです。

自然と共生する豊かな鏡石町の地域文化を守り、平和な未来を後世に引き継ぐことは、私たちの責任であり義務であります。

鏡石町は、恒久平和の基本理念の基、核兵器の廃絶と世界平和の実現のため、町民の総意

としてここに非核・平和の町とすることを宣言します。

以上、決議する。

平成23年3月29日。鏡石町議会。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 本件に関し、提出者の説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

○10番（深谷荘一君） 平成23年3月29日。鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議。この件につきまして、説明を申し上げます。本決議案につきましては、さきの全員協議会でご相談申し上げ、議員総意で今回の議案となったところであります。

非核・平和の自治体等の宣言につきましては、すでに全国1,512自治体。84%を超える市町村で執行部、あるいは議会提案で宣言を出しております。

福島県内においては44自治体、73%で宣言をしており、鏡石町議会においても非核三原則の実施等に関する陳情を採択し、関係機関に意見書を提出している経緯があります。

そこで、このたび、議会提案による非核・平和の町としての宣言をすることで、人類共通の願いである恒久平和に向けて、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に向けた取り組みを進め、平和な未来を後世に引き継ぐため、町民の総意として鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議案提出に対し満場の決議をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（今泉文克君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

決議案第6号鏡石町「非核・平和の町」宣言に関する決議について、本件を議案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手、全員であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第4、意見書案第35号 福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書（案）についてを次の議題といたします。

局長に意見書案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 平成23年3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書案。上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに、連署して提出します。

意見書案35号。

福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書案。

福島市への県庁設置については、明治4年の廃藩置県の実施により、福島県が誕生し、新政府の管理下において、福島県の北端に位置する福島市に設置されている経過を辿っておりますが、その後県議会議決による安積地方への移転上申にもかかわらず、却下されるという経緯もあり、現在に至っております。

郡山市は福島県の中心に位置し、高速道路を中心に道路網の基点となるほか、鉄道各路線の始発駅でもあり、福島空港まで30分というまさに交通の要所に位置しています。

現在は国を初めとして、いかに効率よく無駄を省くかという行政運営が求められておりますが、福島県庁を郡山地域に移転することで、多くの時間的・経費的な削減効果を及ぼし、県民の利便性向上に寄与すると共に、その移転効果は福島県全域にとって大きなプラス要因を引き起こすものと考えられます。

さらに、現在の県庁本庁舎の耐震化問題にも一定の解決策となり、県内経済活性化に果たす役割は大きいものと考えられます。

そこで、福島県庁を郡山地域に移転するとともに、出先機関の機能拡充を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 3月29日。

岩瀬郡鏡石町議会。

福島県知事佐藤雄平様。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 本議に関し、提出者の説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

○10番（深谷荘一君） 平成23年 3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書（案）。

上記の意見を、別紙のとおりであります。ただいま上程されました意見書案35号について、提案理由と説明申し上げます。

本意見書につきましては、全員協議にて相談を申し上げ、議員総意で今回の提案となったところであります。

福島県庁の郡山地域への移転につきましては、皆様のご承知のように、経済県都である郡山市の中心部とした地域に移転することで、福島県全域においてその効果、効用、利便性を発揮するものであります。

明治4年の廃藩置県の実施により、福島県が誕生し、福島県の北端に位置する福島市に設置されたのは、新政府の管理下におかれたことが大きな要因もありましたが、県の中心地は郡山地域であり、地理的な状況はもちろんのこと、道路網や鉄道網、そして福島空港の近接立地などすべての面で県中地域へ移転することによって福島県民そして福島県全体における効果効用が発揮され、経済活性化につながるものであります。

鏡石にとりましても、県庁が郡山地域に設置されれば、時間的・経費的な削減効果を及ぼし、利便性向上に寄与し、その移転効果は大きいものと考えられます。つきまして、この意見書を提出することで、県内多くの市町村から提出されている同様の県庁移転運動にはずみがつき、より現実性を及ぼすことが期待されております。

福島県庁を郡山地域に移転を求めることに、あわせて県の出先機関の機能充実について地方自治法第99条の規定により、福島県知事に対し意見書を提出することを提案し、本件意見書35号について提案理由の説明にいたします。

満場の議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（今泉文克君） ただいま、提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

意見書案第35号 福島県庁の郡山地域への移転を求める意見書（案）については原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、追加発議及び追加意見書案、並びに議会運営委員会閉会中の継続調査申し出書の配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 1時36分

開議 午後 1時37分

◎追加日程の報告

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま、発議1件、意見書案3件、申し出1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本件、本案5件を日程に追加し、日程第5から日程第7とし、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案5件を日程に追加し、日程第5から日程第7とし、議題とすることに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、発議第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 平成23年3月29日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、菊地栄助。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定議案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

3月11日発生の東日本大震災は、鏡石町内全域に甚大な被害を及ぼし、日常生活に大きな打撃を与えている。

災害復旧に向けた一助として、議員報酬の減額改正を行い、削減される経費を鏡石町の復興資金に充てることを本旨として、現議員の任期中（特例任期期間を含む）の議員報酬の5割減額を行うものである。

発議第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年鏡石町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5。別表中議員報酬月額「296,100円」とあるのを「148,050円」に、「243,900円」とあるのを「121,950円」に、「229,500円」とあるのを「114,750円」に、「225,900円」とあるのを「112,950円」にそれぞれ読み替え、平成23年4月1日から同日現在在任する議員の任期（特例在任期間を含む）までの間、これを適用する。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

○11番（菊地栄助君） ただいま上程されました、発議第6号 議会議員の議員報酬、期末

手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正については、さきの全員協議会でもご相談申し上げ、議員総意での今回の提案となったところでございます。

3月11日発生の、東日本大震災は、鏡石町内全域に甚大な被害を及ぼし、日常生活に大きな打撃を与えました。

鏡石町議会が対応する災害対策のひとつとして、議員報酬の減額改正を行い、減額された経費を町の復興資金に充てることを本旨に、全議員の特例在任期間を含む任期中の議員報酬の5割減額を本年4月1日より行う条例の改正であります。

満場の議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

発議第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第36号～意見書案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第6、意見書案第36号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を

求める意見書（案）及び、意見書案第37号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）並びに、意見書案第38号 東日本大震災の早期復旧と安全安心の確保を求める意見書（案）の3件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第36号についての説明を求めます。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 平成23年3月29日。鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第36号 福島県の最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。最低賃金制度は、毎年……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 朗読省略ということですので、省略させていただきます。

なお、（1）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業経済実勢に見合った水準に引き上げること。（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月29日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様。厚生労働大臣、細川律夫様。福島県労働局長、絹谷國男様。

以上です。よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 次に、意見書案第37号及び第38号についての説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

○10番（深谷荘一君） 平成23年3月29日。鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

東日本大震災の早期復旧と安全安心の確保を求める意見書（案）。

上記の意見書を所定の賛成者とともに連署して提出します。

説明を申し上げます。ただいま上程されました意見書（案）第38号につきましては、提案の中で本意見書につきましてはさきの全員協議会でご相談申し上げ、議員総意で今回の提出

となった次第であります。未曾有の被害を及ぼした3月11日発生の東日本大震災は、鏡石町での人的被害はわずかとなったものの、町内全域で給水施設や土木農業施設への被害はもちろろん、原発事故に対する風評被害は、既に当町までに及んでおり、農産物や日常生活にもその影響が発生すると共に安全安心を求める声が増すばかりである。

また、住宅への被害も甚大となり、家屋の全半壊を含む損壊損傷は町内の半数までに達し、家屋の改修復元に対する公的な早期対応への切なる声が数多く挙がっている。

このような激甚災害復興に対しては、我が国、国が主導を執り、一日でも早い災害復旧対策と、安全安心の確保が不可欠であることから下記6項目を中心とした復興復元と対応支援を求め、地方自治体99条規定により、内閣総理大臣初め関係大臣に対し意見書を提出する。

- 1、住宅家屋等改修復元に向けた対応支援
- 2、原発事故による農産物被害への対応支援と正確な情報の速やかな伝達
- 3、教育施設（小学校校舎）使用不能への対応支援
- 4、農業用水（羽鳥用水路関連施設とため池）の確保に対する対応支援
- 5、国県町道の復旧に向けた対応支援
- 6、上下水道施設の本復旧に向けた対応支援

平成23年3月29日。

福島県岩瀬郡鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様。総務大臣、片山善博様。財務大臣、野田佳彦様。文部科学大臣高木義明様。農林水産大臣、鹿野道彦様。国土交通大臣、大畠章宏様。環境防災大臣、松本龍様。

平成23年3月29日。

鏡石町議会議長、今泉文克様。

提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

意見書案第37号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）。

厳しい財政状況を背景に……

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（深谷荘一君） はい。朗読は省略させていただきます。

記。

1. 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。

2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年 3月29日。

鏡石町議会。

よろしく皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（今泉文克君） これをもって、意見書案第37号、及び38号の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

初めに、意見書案第36号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第37号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第38号 東日本大震災の早期復旧と安全安心の確保を求める意見書（案）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（今泉文克君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（今泉文克君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（今泉文克君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言御礼と、ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、さる7日に開催され、平成23年度各会計の重要案件を審議している途中の11日午後2時46分に宮城県を震源とする、マグニチュード9.0という過去に例のない巨大地震が発生し、岩手、宮城、福島県を初めとする東日本に甚大な被害をもたらしました。

今もなお、強い余震が続くなか、地震と津波、そして原発事故により自宅に戻れない多くの方が、避難所において不自由な毎日を送られていることに心が痛む思いであります。

また、この大震災により、尊い命を亡くされた1万人を超える、多くの皆さんに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

本町においては、震災直後に災害対策本部を立ち上げ、人命第1として対策に当たってまいりました。

幸い、生命にかかわる被害はありませんでしたが、多くの家屋が倒壊したほか、地割れ等により道路を初めとする公共施設も大きな被害にあいました。

この地震災害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故により、放射能汚染というかつて経験のない被害対策に追われており、これからの復興対策に大きな期待が寄せられ

ているものと思いますので、町といたしましても、町民の皆さまの思いに対し、早急に被害対策に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のさらなるご支援をお願い申し上げます。

先程は、平成23年度各会計予算を初め提出議案について、全議案、原案どおり議決たまわり、厚く御礼を申し上げます。

私にとりましては、初めての予算編成となりました。ここに成立いたしました平成23年度各会計予算により、ともに生き、ともにつくる、牧場の朝の町、鏡石の創造に向けまして町政の一層の進展と、町民福祉の向上、発展に意を尽くしてまいり所存であります。今後はこのたびの大震災に伴い、災害復興に向けた補正予算に取り組む考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、先ほどは議員提案として今回の大震災の災害復興に向け、議員報酬の減額条例を議決いただきまして、本当にありがとうございます。

なお、会期中によせられましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

被災復興途中であります。季節は確かな足音で、東北地方にも春の息吹が感じられる季節を迎えます。議員各位には、ご多忙の折、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今泉文克君） 3月11日の予算審査の審議のなかにおいて、歴史的な大震災がわが町を襲ったところでございます。この大震災により、被災された町民初め、多くの皆さま方に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興を強く望むものであります。

議会といたしましても、町執行部と一丸となりまして、関係機関への働きかけを進めていく所存であります。議員各位のご協力を、重ねてお願いするところでございます。

また、統一地方選挙が延長されまして、現議員の任期についても、在任特例期間として延長される見込みでありますので、残されたわずかな期間でございますが、さらなる議員活動をよろしくお願いを申し上げます。

これにて第16回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年3月29日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 円 谷 寅 三 郎

署 名 議 員 根 本 重 郎